

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

担	部局名	総務企画部、消防本部、教育委員会
当	関係機関	

第1 計画の方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけをすることが重要です。市は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、自らの判断で避難行動をとることや、早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るものとします。また、災害発生時において被害を軽減するためには、初期消火等の自らができる防災活動をはじめ、市及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織等の地域コミュニティ団体の参加による訓練及び防災活動、更に企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が重要です。

市及び防災関係機関は、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、平時から市民の災害に関する防災知識や災害時の対応等の普及啓発に努めます。

また、過去に起こった災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理・適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとします。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズム等の基礎知識の説明にとどまるものが多いのが現状です。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援及び住宅の再建支援に関する国、地方自治体及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度等の被災者の視点から捉えた知識が最も重要です。

1 災害時要配慮者と避難行動要支援者

市では基本的に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等、災害対応能力の弱い者を「要配慮者」とし、そのうち、安全な場所に避難する等の災害時の一連行動をとる際に支援が必要な者を「避難行動要支援者」とします。避難行動要支援者には、高齢者をはじめ様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要です。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要です。このため、市は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となって実施している福祉部門との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。

◎ 本章第19節「避難行動要支援者支援計画」参照。

2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切り等は設置されていません。

このため、市は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを市民の知識として定着させるための啓発活動に努めます。

3 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきました。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市は、女性の特質に考慮した支援を行うとともに、これを市民の知識として定着させる啓発活動の実施に努めます。

第3 市職員に対する防災教育

1 市職員の責務と資質の向上

市職員は、災害の発生時に計画実行上の主体となって活動するため、災害に関する知識と適切な判断が要求されることから、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修並びに訓練などについて専門家等の知見を活用するなど、一層の資質の向上に努めます。

2 実施項目

(1) 研修の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 被災地視察、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等印刷物の配布
- エ 防災訓練の実施
- オ 災害ボランティア活動への参加
- カ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成

(2) 研修の内容

特に下記事項について職員に習得させ理解を求めます。

- ア 県及び市地域防災計画の内容の習得
 - 1) 災害対策本部の設置、任務分担、運営要綱
 - 2) 非常参集・配備、情報等収集連絡の方法
 - 3) 被害調査の方法、報告要領

- イ 防災関係法令の運用
- ウ 地域災害の特徴、過去の災害による教訓
- エ 防災知識と技術
 - 1) 災害に関する一般知識
 - 2) 防災資機材の取扱要領等
- オ その他必要事項

第4 学術機関との連携

市は、秋田大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に対する知識、知見等を活用して、地域防災力の向上を図ります。

第5 市民に対する災害予防の普及

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮し、次により実施します。

1 実施時期

- | | | |
|------|---------------|-------------------------|
| (1) | 4月1日～5月31日 | 山火事予防運動 |
| (2) | 4月第1日曜日～1週間 | 春季火災予防運動 |
| (3) | 5月1日～5月31日 | 水防月間 |
| (4) | 5月20日～5月26日 | 県民防災意識高揚強調週間（防災の日に係る訓練） |
| (5) | 5月26日 | 県民防災の日 |
| (6) | 6月第1日曜日～1週間 | 危険物安全週間 |
| (7) | 6月1日～6月30日 | 土砂災害防止月間 |
| (8) | 6月1日～6月7日 | がけ崩れ防災週間 |
| (9) | 7月1日～8月31日 | 水難事故防止強調運動 |
| (10) | 7月1日 | 国民安全の日 |
| (11) | 8月30日～9月5日 | 防災週間（総合防災訓練） |
| (12) | 9月1日 | 防災の日 |
| (13) | 11月第1日曜日～1週間 | 秋季火災予防運動 |
| (14) | 12月1日～7日 | 雪崩防災週間 |
| (15) | 12月～3月 | 大雪被害防止に関する事項 |
| (16) | 1月17日 | 防災とボランティアの日 |
| (17) | 1月15日～1月21日 | 防災とボランティア週間 |
| (18) | 1月26日 | 文化財防火デー |
| (19) | 1月下旬～2月上旬の1週間 | 県雪害事故防止週間（冬季防災訓練） |

2 普及要領

市における地域の実情に柔軟に対応した防災意識の普及啓発及び防災訓練を実施して、防災知識や、災害発生時に取るべき行動について、防災講話や訓練等を通じて普及に努めます。

(1) 普及の方法

- ア 新聞、機関紙等による普及
- イ テレビ、ラジオ、電光掲示板等による普及
- ウ 映画、スライド、講演会による普及
- エ 図画、作文等の募集による普及
- オ チラシ、パンフレットによる普及
- カ 防災写真・資料展示会及び立看板等による普及

(2) 普及すべき内容

- ア 災害に関する知識
- イ 市地域防災計画の概要
- ウ 自主防災組織と活動状況
- エ 災害の心得、過去の災害による教訓
- オ 災害危険箇所の位置等
- カ 避難情報の理解促進
- キ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取るべき行動
- ク 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む）
- ケ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、職場、ホテル・旅館等の避難場所と避難経路等の確認
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- サ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ス 疑似体験施設や地震体験車などを活用した体験型防災イベント
- セ 指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識

3 市民自ら行う防災知識の学習と心得

(1) 平時からの取組

- ア 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - エ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - オ 非常食料等の生活必需物資の備蓄、非常持出品の整理
 - カ 自主防災組織への積極的な参加
 - キ 指定緊急避難場所、指定避難所の徒歩による確認
 - ク 土砂災害危険箇所等、災害危険箇所の確認
 - ケ 災害発生時における連絡方法（災害用伝言ダイヤル171等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い
 - コ 市等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加
 - サ 災害教訓の伝承
- (2) 災害発生時の心得
- ア マスメディア（テレビ・ラジオ等）による災害情報の収集
 - イ 市が整備する多様な情報伝達手段による避難情報及び被害情報の収集
 - ウ 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難
 - エ その場に応じて最善を尽くす

第6 学校等を通じた防災知識の普及

1 現 況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実践しており、特に予防措置、避難方法等については、児童、生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めています。

2 対 策

(1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、災害時における児童、生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図ります。

(2) 防災指導の充実

- ア 防災知識の指導は、学校の教育課程に位置づけて実施し、特に避難訓練や消防訓練、野外活動時の不測の事態へ対処の仕方等、事前指導の徹底に努めます。
- イ 学校行事として、防災訓練の実施及び防災施設等の見学を行い、災害時における防災活動、避難等について習得するよう努めます。
- ウ 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施しその資質向上を図ります。
特に出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力の向上を目指し、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化します。
- エ 市及び県は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとします。

(3) 防災訓練の実施

- ア 防災訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と児童、生徒の自主

的活動を大事にしながら十分効果をおさめるよう努めます。

イ 防災訓練は、学校の種類や規模等、実情に応じて毎年1回以上実施します。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。

ウ 防災訓練実施後は、十分な検証を実施し、関係計画の修正整備に努めます。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設、設備、器具、用具等について、定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備を図ります。

特にガス等露出配管部分については、定期的に安全点検を実施します。

(5) 連絡通報組織の運用

災害時における組織活動を円滑に進めていくために、全教職員、全保護者と既に整備をしている緊急メール配信システムを活用し、情報等の共有を図ります。

休日及び夜間に無人化となる学校等も警備会社等委託先との連絡網を使用し、情報を共有します。

第7 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導します。

2 講習会、研究会等の実施

(1) 防火管理者には、講習会、研究会、連絡会等を通じて、職責の自覚を促します。

(2) 事業所等の職員には、講習会、訓練等を通じて災害時の対処能力の向上を図り、事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制について周知を図ります。

3 指導書等の配布

防災に関する指導書、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布します。

第8 事業所における防災教育

1 消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、災害発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防により事前指導を実施します。

(1) 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、事業所における防火管理体制の確立を図ります。

(2) 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化します。

(3) 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導します。

- (4) 危険物・指定可燃物等の取扱いと適正管理の指導を行います。
- (5) 事業所ごとに計画を立て、従業者等に対する防災教育を実施するよう指導します。
- (6) 事業所の消防計画及び防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導します。

2 講習会等の実施

市は、企業が、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、災害リスクに応じたリスクマネジメントの実施に努めるよう助言、指導します。

- (1) 防火管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させます。
- (2) 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させます。
- (3) 指導の内容としては、主として事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画など事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡、通報体制とします。

第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

市は、自治会・町内会や自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育、研修等の推進を図るとともに、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとします。

第10 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとします。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告するものとします。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。併せて、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとします。

第2節 自主防災組織等の育成計画

担 当	部局名	総務企画部、消防本部
	関係機関	

第1 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることです。市民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要です。特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動等については、消防や警察等の到着を待たずに自主防災組織等の地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されています。

このため、市は県と協力し、災害における市民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の整備促進に努めます。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行います。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努めます。

第2 実施範囲

1 市

自主防災組織の結成を促進するため、次の事項を指導・支援します。

自主防災組織の必要性	地域住民による相互扶助の実践
自主防災組織の規模	自治会・町内会、学校区、地域コミュニティ団体等が組織の単位と考えられるが、結成にあたっては市民が連帯感を保つことができ、かつ日常生活上において無理なく活動できる規模
自主防災組織の育成	1 防災資機材の操作講習会、応急手当講習会、防災訓練等への参加 2 市・消防機関等との協力によるリーダーの育成
防災資機材の整備	自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備促進
関係機関との連携	市・消防機関等との連絡体制の整備
その他	自主防災組織の活動に必要な事項

2 自主防災組織

本市における自主防災組織は、自治会・町内会等による自治組織を母体としており、火災予防を主眼に設置、育成されてきましたが、今後更に突発的に発生する災害に備えて市民による自主防災体制の組織づくりを進めています。

(1) 組織づくり

- ア 自治会・町内会等の自治会活動に防災に関する教育や活動を組み入れることにより、自主防災組織として行動ができるようにします。
- イ 婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織として活動できるようにします。
- ウ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努めます。

(2) 自主防災組織の主な活動項目

平時	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の要配慮者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び市主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> 1 初期消火の実施 2 被害状況等の情報収集・報告、避難指示等の情報伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

3 事業所等

危険物取扱事業所には、それぞれの自衛消防組織等が組織されており、ガス取扱事業所ではLPガス協会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制が確立されています。

- (1) 特定事業所は、自衛消防組織の充実強化を図るものとします。
- (2) ガス取扱事業所は、協会等を通じ自主保安体制の充実強化を図るものとします。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者等、防災上責任を有する者に対しては自衛消防訓練等の実施時に普及啓発を行います。
- (4) 各事業所に対し、計画的に査察を行い現場に即した指導を行います。

第3 消防職団員、退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成及び活動面におけるノウハウとなり、これらの実績を踏まえ消防職団員及び退職者との連携を図ることが重要です。

第4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第2節 自主防災組織等の育成計画

災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとします。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととします。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとします。

第3節 防災訓練計画

担 当	部局名	総務企画部、消防本部、各部局
	関係機関	

第1 計画の方針

いつ災害が発生してもこれに対応できるよう平時から計画に基づき防災訓練を行い、市及び各防災関係機関並びに市民が相互に密接な連携を確保するとともに、予警報の伝達、災害防ぎよ、避難、救助等を実践的かつ総合的に実施することにより有事即応の体制を確立します。

実施にあたっては、高齢者や傷病者等の要配慮者に対する安全な避難誘導や、大規模災害発生時における避難路の確認及び避難所の開設・運営等について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小中高等学校や、企業、自主防災組織等と連携して地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的実施します。

また、女性も参画した訓練とする一方、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにします。

第2 訓練の区分及び種別

1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等の訓練において実員を使って行うことができない場合又は指揮能力を養成する訓練等を行う場合実施します。

2 実践訓練

実際の災害を想定して、総合的又は個別的に実施します。

(1) 総合訓練（全体）

災害想定に基づき、防災関係機関、関係団体及び市民の参加による各種訓練を総合的に実施するものです。

(2) 地域訓練（地域局）

地域局内の防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加協力による各種訓練を実施するものです。

(3) 地区訓練（町内）

市が協力し、自治会・町内会等が主体となり、地域住民の参加により各種訓練を実施するものです。

(4) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施するものです。

ア 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設及び通信連絡手段を高度に活用

し、総合的な通信訓練を実施します。

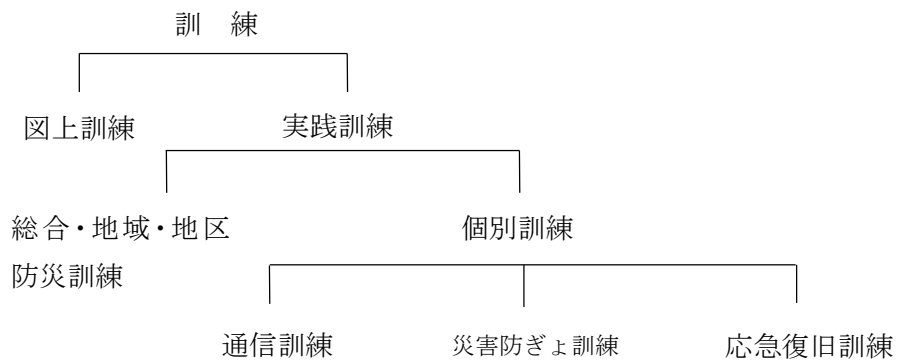
イ 災害防ぎょ訓練

- 1) 災害の情報収集、伝達訓練
- 2) 消防訓練
- 3) 水防訓練
- 4) 避難訓練
- 5) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練
- 6) 必要資材の応急手配訓練
- 7) 特殊災害防ぎょ訓練
- 8) 大規模停電を想定した訓練
- 9) 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練
- 10) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練
- 11) その他

ウ 応急復旧訓練

- 1) 鉄道、道路の交通確保訓練
- 2) 復旧資材、人員の緊急輸送訓練
- 3) 決壊堤防の応急修理訓練
- 4) 水道、ガス、電力、通信施設の応急修理訓練
- 5) 石油類等の流失防止応急復旧訓練
- 6) その他

「防災訓練計画体系図」



第3 防災訓練の実施方針

1 現況

5月26日（県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び積雪期に、市民が主体となる実践的な訓練を実施しています。

2 訓練の目的

防災関係機関、市民が有機的に結合し、迅速的確かつ総合的な防災活動が実施できるよう訓練するとともに、防災計画の習熟、防災技術の向上及び防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ります。

3 実施計画

(1) 訓練実施要綱

訓練の実施にあたっては、その都度具体的な実施要綱を作成し、訓練の効率的実施と成果の向上を図ります。

(2) 訓練実施種目

情報伝達訓練、安否確認訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、火災防ぎょ訓練
心肺蘇生訓練、救急救助訓練、災害対策本部の設置・運用訓練、高所救出訓練
避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練、ボランティア受入れ訓練、救援物資輸送訓練
給水訓練、車両事故救出訓練、避難行動要支援者の支援訓練
非常用電源設備を用いた通信設備の運用訓練

4 安全管理

訓練の実施にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意するものとし、特に自治会・町内会や自主防災組織等が行う訓練については「防火防災訓練災害補償等共済制度」の適用等十分な措置を講じます。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害が発生した場合に、被災内容や被災者に関する情報の収集と指示・伝達等速やかな応急対策を実施するために、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器等の操作研修を計画的に実施します。また、市及び県は、秋田県情報集約配信システムによりLアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、平時から情報の収集・伝達についての備えを行います。

さらに、市及び県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、相互に連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとします。

第2 情報収集・伝達体制

1 職員の動員

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたります。

2 体制の整備

(1) 市は多様な手段を活用するとともに、自治会・町内会や自主防災組織等の協力を得ながら、大規模停電時においても災害情報、避難情報が迅速かつ確実に市民へ伝わるよう、伝達体制の確立に努めます。

- ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- イ 災害情報集約配信システム（Lアラート）
- ウ 防災ラジオ（緊急割込放送時に自動起動）
- エ 緊急速報メール（エリアメール）
- オ 安全・安心メール
- カ 防災行政無線（山内・大森・大雄地区）
- キ 衛星携帯電話
- ク 横手かまくらFM
- ケ マスメディア（ラジオ、テレビのテロップ・データ放送等）
- コ 市ホームページ
- サ SNS（フェイスブック、横手市LINE、X(旧ツイッター)等）
- シ デジタルサイネージ（よこてれび）

- ス Web版ハザードマップ
- セ 広報車（市、消防機関、警察等の広報車）
- (2) 市は、指定緊急避難場所、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。
- (3) 市及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート of 多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努めます。
- (4) 各機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図り、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図ります。
- (5) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備します。また、県総合防災情報システム、県情報集約配信システムを効率よく活用し、災害情報の収集、伝達に有効に利活用します。
- (6) 衛星携帯電話、電子メール等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めます。
- (7) 市及び県は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備に努めるものとしします。

第3 情報の共有化

市、県及び関係防災機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めます。また、市、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるように努めるものとしします。

第4 非常用電源等の整備と燃料の確保

市は、災害発生後も市民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システムの非常用発電機等の整備に努めます。なお、非常用発電機を整備した際は、72時間以上稼働できるよう常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努めるとともに、浸水等により停止しないよう機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとしします。

また、システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮するものとしします。

第5節 通信施設災害予防計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	東日本電信電話株式会社秋田支店、携帯電話事業者、横手警察署

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であり、各機関は災害から通信を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図ります。

第2 通信施設

1 現況

(1) 県総合防災情報システム

県は、最新の通信方式（高速・大容量のデジタル通信）を県内における防災情報の基盤通信手段として、県総合防災課に統制局を設置しています。各地域振興局、県出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関との間で災害時における情報通信の収集手段一元化を図るとともに、統制局、端末局のバックアップ機能を配備し、迅速・的確な応急対策を支援する体制をとっています。

(2) 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部、各分署及び消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は基地局及び陸上移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されています。

(3) 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、災害時孤立するおそれのある地区に配置し、一般電話回線が不通となった場合に外部と連絡がとれるよう配備しています。

(4) アマチュア無線機

アマチュア無線機は、災害により各庁舎間の既存通信手段が途絶した際の連絡に活用しています。

2 対策

日常点検及び定期点検による予防対策と併せ、故障発生時においては迅速に適切な措置を講じ、常時使用可能な状態に維持するものとします。また、習熟訓練を計画的に行うとともに、平時から関係機関との円滑な調整に努めます。

第3 東日本電信電話株式会社秋田支店

1 現況

各交換所間の中継回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用等により、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っています。また、必要により臨時回線や特設公衆電話

を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備しています。

2 対策

(1) 建物及び局内外設備

被災を未然に防止するため、電気通信設備及び建物等について、耐水、耐風、耐震、耐火等の構造化を行うとともに、通信網の整備を推進します。

(2) 災害時に備えての通信の確保

ア 通信サービスの途絶を防止するため、主要な伝送路を多重ルート構成とします。

イ 被災した電気通信設備等の迅速かつ確実な復旧を図るため、災害対策用機器及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を定めます。

ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備の予備電源の設置を図ります。

(3) 災害時の措置計画

災害時において、通信不通地域の解消又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成します。

(4) 災害時の広域応援等

ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材の確保と輸送体制、応援者の作業体制を整備します。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定めます。

(5) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努めます。

第4 携帯電話事業者

1 現況

(1) 設備自体を物理的に強固にし、災害等に強い信頼性の高い通信設備を構築します。

(2) 電気通信システムの一部の被災が、他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ります。

(3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保します。

(4) 災害等を受けた電気通信設備等を早期に復旧します。

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、市及び防災関係機関との連携を図ります。

2 対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両を配備します。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

ウ 災害対策用資機材等の点検整備

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備えます。

エ 非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え、食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備えます。

(3) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努めます。

第5 関係機関の通信施設

1 警察無線施設

(1) 現況

無線設備については、警察署、各交番・駐在所及びパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されています。

(2) 対策

ア 災害から施設を防護するため既存設備の点検と機能の維持に努めます。

イ 各種災害に迅速に対処するため設備の整備充実に努めます。

ウ 関係機関との連絡体制を整備し災害時における緊急通信の確保に努めます。また、災害発生を想定した実践的な通信訓練を定期的実施します。

2 アマチュア無線・タクシー無線等の通信施設

(1) 現況

民間無線の活用については、災害情報の協力を得られるようアマチュア無線及び他の業務無線局との情報提供について協力体制の推進を図っています。

(2) 対策

災害時に情報提供を得られるよう各種業務無線局やタクシー無線と相互協定の締結等により、協力体制の推進を図ります。

第6節 水害予防計画

担	部局名	総務企画部、農林部、建設部
当	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局農林部・建設部

第1 計画の方針

河川、ため池等の施設が決壊又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすため、市は、横手市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を関係機関へ働きかけます。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時に取るべき行動についての普及啓発に努めるものとします。

また、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「雄物川圏域流域治水協議会」「雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めます。

加えて、市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、関係機関連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を、浸水深や発生頻度等を考慮した上で検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとします。

第2 洪水浸水想定区域の指定及び円滑かつ迅速な避難の確保

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表し関係市町村長に通知します。

また、市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとします。

洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定します。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準の策定に努めるものとします。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生

するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行います。

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、市民、滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じるものとし、その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとします。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとします。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 洪水に係る避難訓練に関する事項
- (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (5) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設として横手市地域防災計画に定められた施設の所有者または管理者は、「水防法」により、防災体制や避難誘導方法、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な措置等について定めた避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられております。

第3 河川施設

1 現況

堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及び護岸、橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、特に増水時に地震が発生した場合には堤防が決壊するおそれがあります。

2 対策

- (1) 国・県に対し、現在改修を実施している箇所早期完成と、無堤地区解消のための事業着手を強く働きかけます。
- (2) 洪水等に際して水防上特に注意を要する重要水防箇所について、堤防の決壊防止を図るためパトロール等を実施し、国・県とともに安全管理に努めます。
- (3) 中小河川は、源を市内の山地に発しており、水源地の治山対策を関係機関へ要望します。
- (4) 市は、水防倉庫に必要資機材を常備します。
- (5) 市は、生活排水路の整備を促進し、雨水等による浸水危険の排除を図ります。
- (6) 市は、浸水被害から市民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、市民に周知します。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとします。
- (7) 市は、洪水時における水位及び雨量等の洪水に関する情報を迅速に把握及び伝達する方

法を整備し、市民の円滑かつ迅速な避難体制を確保します。

第4 ため池施設

1 現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、一部大規模なものの改修を除けば年々老朽化の傾向にあります。また、農業従事者の高齢化や兼業農家が増加していることによる管理体制の弱体化も見られ、これらのため池が決壊した場合は大きな被害をもたらすおそれがあります。

2 対策

- (1) 老朽化したため池は、補強改修に努めます。
- (2) ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、災害発生時に直ちに災害情報に留意のうえ施設の点検を実施し、決壊等防止に努めます。
- (3) 市は、県及び関係機関等と協力して、地震や豪雨による破損等で決壊した場合を想定し、防災訓練を実施します。また、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進します。

第7節 火災予防計画

担	部局名	農林部、消防本部
当	関係機関	秋田森林管理署湯沢支署、平鹿地域振興局農林部

第1 計画の方針

市街地の過密化、多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生及び延焼の危険が増大しています。これに対処するため、防火の意識高揚により火災の未然防止を図るとともに、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等消防力の強化・向上に努めます。

第2 一般火災

1 現況

火災件数は全国的に減少傾向で、本市でも住宅用火災警報器の普及や建物の防火構造等により概ね減少傾向となっています。市は、消防力の充実強化及び市民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めています。

2 対策

(1) 火災警報等の発令

市長は、知事から消防法（昭和23年法律第186号）に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は遅滞なく火災警報を発令します。

火災警報発令の基準

警報発令基準	①実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速7mを越える見込みのとき。
	②平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
周知方法	①サイレン ②防災行政無線 ③広報車等 ④防災ラジオ
対策	①市民への周知 ②地域内のパトロール

(2) 自主防災組織の活用

自主防災組織の育成を図り、火災予防体制を充実強化します。

(3) 消防本部の対策

ア 消防力の強化

消防職員及び団員の充足、消防施設等の整備計画を明確にして、消防力の強化充実に図ります。

イ 予防広報の実施

市民の防火意識の高揚を図るため、講習会・座談会等を開催するとともに、マスメディア、ポスター・チラシ等による広報及び消防車両による巡回広報を実施します。

- ウ 予防査察の強化及び防火管理者等に対する指導
予防査察を計画的に実施し、事業所等の防火管理者及び消防用設備等の設置・維持管理について指導し、防火対象物からの出火防止に努めます。
- エ 火災予防条例等の周知徹底
市民に対し、火災予防に関する規制の周知徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努めます。
- オ 防火管理者制度の徹底
学校、病院、工場、ホテル、事業所、文化財等の防火対象物における防火管理者制度を徹底させるものとします。

第3 林野火災

1 現況

市は地域の約半分を占める林野を火災から守るため、国、県及び関係機関と協力して消火資機材の整備と火災の未然防止に努めています。

2 対策

(1) 一般入山者対策

- ア たばこ、たき火による失火予防の啓発を図るため、掲示板等を設置するものとします。
- イ 林野火災予防巡視員を配置するものとします。
- ウ 林野火災発生危険のある季節には、「山火事予防運動（4月～5月）」を設けて火災予防を啓発するものとします。

(2) 火入れ対策

- ア 火入れをする場合は、森林法（昭和26年法律第249号）による許可条件を遵守させるとともに、火災予防条例（平成17年条例第281号）による届出をさせるものとします。
- イ 火災警報発令中又は気象状況急変の場合は火入れを中止させるものとします。
- ウ 火入れに関する現場責任者を配置させるものとします。

(3) 林内事業者対策

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置します。
- イ 事業所内には、喫煙所、たき火場所、ごみ焼却所を指定し、標識及び消火設備を設けさせるものとします。
- ウ 火気責任者はあらかじめ事業所内及び関係機関との連絡に万全を期するものとします。
- エ 道路整備、その他の事業責任者は、林野の所有又は責任者と協議し林野火災の予防対策について万全な措置を講じるものとします。

(4) 消火設備等の整備強化

市及び関係機関は、林野火災の容易な消火、拡大防止のため、防火線の設置及び補修、防火林の造成、消火機器の整備等消火施設の整備強化を図ります。

(5) 空中消火対策

県消防防災ヘリコプターの活用と、ヘリポート基地の整備拡充を図り、林野火災等拡大

した場合の消火基地機能としての有効的活用を図ります。

第8節 危険物施設等災害予防計画

担	部局名	消防本部
当	関係機関	秋田県LPガス協会横手支部、横手市危険物安全協会

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、施設の耐震性の向上、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して危険物施設等の安全確保を図るものとします。

第2 危険物

1 現況

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物質等）を取り扱う施設は次のとおりです。

(令和5年3月31日現在)

種別	製造所	貯蔵所	取扱所	計
施設数	0	305	113	418

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、危険物の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導します。

(2) 資機材の整備

ア 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力を向上します。

イ 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、油処理剤等の資機材の整備促進を図るものとします。

(3) 教育訓練の実施

ア 施設の管理者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に関する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図るものとします。

イ 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自衛消防組織の強化

施設の管理者は、自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制整備を図るものとします。

(5) 応急対策にかかる計画の作成等

施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行い、確認の結果、風水害等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努めるものとします。

第3 火薬類

1 現況

市内における火薬類の貯蔵、取扱施設等については、保安距離等の基準は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成しています。

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、火薬類の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導します。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備するものとします。

(3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業務別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識技能の向上を図るものとします。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

第4 高圧ガス

1 現況

市内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、窒素、水素等であり、これらの取扱施設では、法に基づき十分な保安措置が実施されています。

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、高圧ガスの貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導します。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備するものとします。

(3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業務別の保安検査を実施して、施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識技能の向上を図ります。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

第5 LPガス

1 現況

市内ではLPガスのほとんどが一般家庭、業務用に使われており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されています。市内には製造所（充填所）、オートガススタンド、貯蔵所（容器置場）等の設備が設置されています。

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備を定期的に点検して、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善を指導します。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備するものとします。

(3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理保安に関する知識技能の向上を図ります。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害の発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

第6 毒物、劇物

1 現況

市内にある毒物、劇物の取扱施設は業務上の事業所が主で、届出を必要としない量の毒物、劇物を常時取り扱っている施設があります。

2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

- ア 施設の管理者は、定期的に点検を実施して常に最良の状態に保持するものとします。
- イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善を指導します。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急措置が適切に実施できるように防災体制の確立を図るものとします。

第7 放射性物質

1 現況

放射線を放出する物質を放射性物質といい、市内では病院、工場等で放射性物質が使用されています。

2 対策

- (1) 監督機関は事業者、輸送事業者又は現場責任者（以下、本節において「事業者等」という。）に対し適切に監督、指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えます。
- (2) 事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線災害の予防に関する規程等の作成を行い、災害の未然防止を図るものとします。
- (3) 事業者等は放射線による災害を未然に防止するため、各種資機材を整備するものとします。
- (4) 火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は障害が発生した場合は直ちに応急の措置を講じるものとします。

第9節 建築物等災害予防計画

担	部局名	財務部、建設部、消防本部
当	関係機関	平鹿地域振興局建設部

第1 計画の方針

災害による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図ります。

第2 公共建築物

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動の拠点となるものであり、災害発生時に、即時即応できるように防災機能を考慮した耐震性及び不燃性の強化が必要です。

2 対策

- (1) 市の施設、福祉施設、病院や学校等の社会公共施設については、各施設管理者が施設の点検に努めるとともに、必要な整備・改修等を推進します。
- (2) 市及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとします。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令の徹底により安全性の確保に努めており、また、防災査察を実施して防災性能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っています。特に、既存不適格建築物で不特定の人が利用する特殊建築物に対して、その改修促進に努めます。

2 対策

(1) 耐火建築物の普及徹底

建築関係法令の普及徹底を図り、特に市街地における不燃化を指向し、建築物の災害を予防するものとします。

(2) 特殊建築物の対策

特殊建築物については、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り維持保全に対する認識の向上に努めます。

(3) 防災診断及び各種融資制度の周知により改修の促進を図るものとします。

(4) 積雪期における対策

積雪期における建築物の倒壊を防止するため、積雪前の建築物の点検や降雪時の雪下ろし指導を行うものとします。

3 その他

市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとします。

第4 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的なリ災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。

また、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

第5 その他

市は、災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図ります。

第10節 土砂災害予防計画

担	部局名	総務企画部、農林部、建設部
当	関係機関	秋田森林管理署湯沢支署、平鹿地域振興局農林部・建設部

第1 計画の方針

土砂災害（地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流）危険箇所の実態を把握し、警戒区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、警戒区域からの住宅の移転等総合的な対策を実施して土砂災害の防止を図ります。また、市は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、関係機関連携のもと、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとします。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

1 現況

土砂災害は毎年全国各地で発生していますが、その一方で新たな宅地開発が進み、それに伴い土砂災害が発生するおそれのある危険箇所も増加してきています。土砂災害から人命や財産を守るため、住宅の立地抑制等ソフト対策を推進する必要があります。

本市区域内では、令和4年7月末現在、警戒区域が475箇所、そのうち特別警戒区域に309箇所が指定されています。

2 対策

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある区域を調査し、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を土砂災害警戒区域、更に警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、市に通知するとともに公表します。

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 土砂災害警戒情報をはじめとした土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発表・伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (5) 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として横手市地域防災計画に定められた施設の所有者または管理者は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、防災体制や避難誘導方法、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な

措置等について定めた避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられています。

3 土砂災害警戒区域の指定要件

(1) 地すべり

- ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

(2) 急傾斜地の崩壊

- ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

(3) 土石流

土石流の発生するおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

4 土砂災害特別警戒区域

- (1) 県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるか建築確認を行います。
- (2) 県は、住宅宅地分譲地や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査します。
- (3) 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行います。

第3 地すべり

1 現況

地すべりの発生は、第三紀層の分布する特定地域に集中しており、その発生地域は主に横手大沢地区から増田町上畑に連なる横手盆地東縁の弱構造線地帯（背梁山脈西縁山麓と周辺）に多く、これらを中心に、令和4年7月末現在、52箇所のですべり警戒区域が指定されています。

2 対策

(1) 危険箇所の早期着工等対策事業の促進

危険箇所についての防止工事の早期着工と、危険箇所の把握に努める対策事業の実施を県に要望します。

(2) 災害誘発行為の禁止

土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれがある次の行為を行なわないように指導します。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他浸水を助長する行為
- イ のり切り、切土、掘削又は盛土
- ウ 立竹木の伐採

第4 急傾斜地の崩壊

1 現況

令和4年7月末現在の急傾斜地の警戒区域は102箇所、そのうち特別警戒区域に101箇所が指定されています。

2 対策

(1) 現在工事中の箇所については早期完成を図るとともに、危険度の高い地域から順次対策事業に着手するよう県に要望します。

(2) 危険箇所のパトロール及び市民への周知

ア 市は、がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、危険箇所の状況を把握し、随時パトロールを実施します。

イ 市は、市民に対し危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚と警戒・避難体制の確立に努めます。

第5 土石流

1 現況

本市区域内の上流河川は、大半が急流河川でぜい弱な地質と森林の開発及び融雪、大雨によって山地の荒廃が進んでおり、令和4年7月末現在の警戒区域は321箇所、そのうち特別警戒区域は208箇所となっています。

2 対策

市は、山腹崩壊又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進します。

(1) 指定地の砂防工事を促進します。

(2) 土石流危険溪流に関する情報を市民に提供するとともに、表示板等の設置を促進します。

(3) 周辺住民へ警戒避難について指導します。

(4) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、災害及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底を図ります。

第6 山地

1 現況

本市の山地は、ぜい弱な地質のため融雪、大雨等によって山地崩壊が発生することがあり、これを予防するため保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めています。

2 対策

(1) 荒廃山地復旧のための復旧治山事業と、潜在的崩壊危険地における災害の未然防止のため予防治山事業を計画的に推進します。

(2) 重点保全区域及び土砂崩壊流出防止等、治山事業を推進します。

(3) 保安林機能が低下した劣悪林等に対し、保安林改良事業を実施するとともに、保安林の

適正配備等により保安林機能の向上と管理の充実を図ります。

- (4) 伐採又は保育が実施されていない森林における災害等の発生を防止するため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、森林所有者に必要な措置を講じることを命じるほか、森林所有者が当該措置を講じない場合等には、市自ら当該災害等防止措置を講じます。

第7 警戒避難体制等の整備

1 自主避難の指導

土砂災害危険箇所等に関する資料を市民に提供するとともに、避難対象地区の市民には当該危険箇所のハザードマップを配布します。更に、危険箇所に表示板等を設置して周知徹底を図ります。また、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報紙を始め、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報をできる限り市民に提供できるよう努めるものとします。

避難対象地区の市民は、地域ぐるみで協力して、早めに避難するよう努めるものとします。このため、市は、関係機関と連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとします。

次の前兆現象が確認された場合は、市民が自主避難するよう指導します。

(1) 地すべり

- ア ため池、水田及び用水路の急激な減水があるとき
- イ 池や、井戸の水が急に減ったり濁ったりしたとき
- ウ 局所的な沈下や隆起及び亀裂が見られるとき
- エ 傾斜に段差や亀裂が生じたとき
- オ 石積み擁壁や斜面の局所的な崩落が見られるとき

(2) がけ崩れ

- ア がけから流れてくる水が濁るとき
- イ がけに割れ目や裂け目ができているとき
- ウ 水がわき出しているとき
- エ 小石がパラパラ落ちてくるとき

(3) 土石流

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえるとき
- イ 溪流の流水が急に濁り出したり、流木等が混ざり出したりしたとき
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めたとき
- エ 雨が小降りになってきているのに、溪流の水位が低下しないとき
- オ 溪流付近の斜面において、落石や斜面の崩落が生じ始めるとき、あるいはその兆候が出始めたとき

2 予報、警報及び避難指示等

- (1) 市は、警報、避難指示等を迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導します。
- (2) 市は、市民に対し、市が整備する多様な情報伝達手段により警報等を伝達するとともに、この際、特に要配慮者の避難誘導に配慮します。
- (3) 避難指示等の発令判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に土砂災害警戒情報や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、今後の気象予測、土砂災害危険箇所巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令します。

また、避難すべき地区等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとします。

区 分	現地情報や気象情報等による基準	土砂災害警戒情報を補足する情報や防災情報提供システムによる基準
警戒レベル3 高齢者等避難	①近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき ②大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき ③市内の雨量観測所で1時間雨量30mm、累加雨量100mmに達したとき	①秋田県「土砂災害危険箇所マップ」において、警戒（警戒レベル3相当）となったとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となった場合
警戒レベル4 避難指示	①近隣で土砂災害が発生したとき又は土砂移動現象、前兆現象（斜面の崩壊、はらみ、亀裂、山鳴り、流木、擁壁・道路にクラックが発生等）が発見されたとき ②土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ③市内の雨量観測所で1時間雨量60mm、累加雨量150mmに達したとき又は3時間雨量100mm、累加雨量200mmに達したとき	①秋田県「土砂災害危険箇所マップ」において、危険（警戒レベル4相当）となったとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となった場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険（紫）」が出現している場合に、記録的短時間大雨情報が発表されたとき
警戒レベル5 緊急安全確保	①家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が確認された場合 ②大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき	①秋田県「土砂災害危険箇所マップ」において、災害切迫（警戒レベル5相当）となったとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」において「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となった場合

※警戒レベル5＝すでに災害が発生または切迫している状態であり、命を守るための最善の行動を促す。

※土砂災害警戒情報＝大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状態となったときに、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報

※大雨警報（土砂災害）＝高齢者等避難の判断の参考となるよう、土砂災害と関係の深い土壌水分量を指数化した「土壌雨量指数」が、1kmメッシュごとに定めた基準に達するときに発表

3 避難の方法

避難の方法については、溪流を渡らない、がけ付近は避ける等、安全な方法を市民に周知します。

4 指定緊急避難場所

- (1) 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所とします。
- (2) 避難人家からできる限り近距離にある場所とします。

第8 災害危険区域からの住宅移転

1 現況

災害危険区域については、各種事業を実施して安全の確保を図っていますが、防護対象に巨額の費用を要する場合又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転し、安全を確保します。

2 対策

- (1) 災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進します。
- (2) 移転助成のための制度は次のとおりです。
 - ア 防災のための集団移転促進事業
 - イ がけ地近接等危険住宅移転事業

第11節 公共・公益施設災害予防計画

担 当	部局名	市民福祉部、建設部、上下水道部、市立病院
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社、東北電力ネットワーク株式会社横手電力センター、平鹿総合病院

第1 計画の方針

道路、橋りょう、上下水道、電気、鉄道等の公共・公益施設は市民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、施設の管理者は各施設の整備改善に努めるとともに維持管理体制を強化して、災害から施設の防護を図ります。

第2 道路及び橋りょう施設

1 現況

国、県、市が管理する市街地の道路は、自動車利用の拡大により道路交通が年々過密化しており、災害等に対処するため、道路網の整備が都市計画事業等により計画的に進められています。

道路の被害は、亀裂・陥没・沈下・隆起等があり、高盛土では土すべり、崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、橋りょうについては、経年及び地盤沈下等による老朽化や耐久強度不足で、落橋防止等の対策を必要とするものがあります。

2 対策

(1) 道路の点検整備

ア 災害発生時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保します。

イ 豪雨・豪雪等に起因する危険箇所の総点検を行い、必要により改修事業を実施して災害に強い道路づくりを推進します。

ウ 道路整備事業の計画に基づき、災害時における重要度を勘案して事業を推進します。

(2) 橋りょうの点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋りょうの保全を図ります。

イ 既設橋りょうの補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら長寿命化計画等を策定したうえで、整備の促進を図ります。

(3) 道路の交通情報

道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示装置等により道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図ります。

第3 水道施設

1 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっています。新規の構造物については、「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、主要管路、及び平成23年度以降に敷設した管路は耐震管による整備を行っていますが、その他の配水管は耐震性を有しません。

2 対策

(1) 施設の防災性の強化

- ア 取水導水施設の保守に努めるとともに、耐震、耐火整備補強を推進します。
- イ 浄水施設及び送水施設の整備補強を行い、二次災害の防止を図ります。
- ウ 経年管の取替えを推進し、配水管の耐震性強化を図りながら、給水区域を配水ブロック化し、災害に強い配水管路網の整備を進めます。

(2) 応急給水体制と資機材の整備

- ア 市は、水道施設が被害を受けた場合、市民が最低限必要とする飲料水を確保するため、応急給水の実施体制を整備します。
- イ 市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努めます。

第4 下水道施設

1 現況

下水道は、市民が快適に生活するために欠くことのできない施設であり、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水水域の水質保全を確保するためにも重要な施設です。

2 対策

(1) 管渠の補強整備

- ア 災害発生時に流下機能が要求される指定避難所、病院等の排水を受け持つ主要幹線を中心に老朽化の著しいものから補強します。
- イ 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画します。人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施します。
- ウ 下水道管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強します。設計にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行います。

第5 電気施設

1 現況

本市で消費される電力のほとんどは県内及び隣接地域の各発電所からの供給によるものです。これらの電力を安定供給するため、電気施設を台風、洪水、雷害等の災害から予防するため、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めています。

2 対策

(1) 設備の強化と保全

ア 発電施設

- 1) 構築物、付属設備及び防護施設を整備します。
- 2) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新を行います。
- 3) 重点系統保護継電装置を強化します。

イ 送電設備

- 1) 重要設備、回線等に対する災害予防策と不安定箇所の早期発見・対策を講じます。
- 2) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行います。
- 3) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物への災害予防策を行います。
- 4) 各種避雷装置等の増強により、耐雷対策を強化します。

ウ 通信設備

- 1) 主要通信システムのループ化に努めます。
- 2) 移動無線応援体制を強化します。
- 3) 無停電電源及び予備電源を強化します。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施します(災害発生のおそれがある場合は、その直前)。倒木などにより電力供給網に支障が生じることへの対策として、電気事業者等が実施する事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に対し、市は協力するものとします。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保します。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保します。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保します。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を各部門別又は総合的に実施します。
- イ 各防災機関の実施する訓練に参加します。

第6 鉄道施設

1 現況

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的を実施するとともに、周囲の諸条件に対応した防災対策を実施しています。

2 対策

- (1) 橋りょうの維持補修に努めます。
- (2) 河川改修とともに橋りょうの改修に努めます。
- (3) 法面、土留の維持補修を行います。
- (4) 落石防止設備を強化します。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努めます。
- (6) 建物等の維持補修に努めます。
- (7) 線路周辺の環境変化に応じた災害予防を強化します。
- (8) 台風及び強風時における線路警戒体制を確立します。
- (9) その他防災上必要な設備の改良に努めます。

第7 社会公共施設

1 福祉施設

(1) 現況

市内には、乳幼児、高齢者、心身障がい児（者）等災害発生時に自力避難が困難な入所者のいる社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練等を受けながら、生活又は日々利用しています。

(2) 対策

ア 災害発生に際しては、職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れるよう平時から訓練を実施するものとします。

イ 施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施し、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備するものとします。

ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努めるものとします。

エ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるよう平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施するものとします。

オ 施設設置者は、再生可能エネルギー等の活用を含め、発災後最低3日間の事業継続が可能となる自家発電装置等の非常用電源及び燃料を確保するよう努めるものとします。

2 病院等

(1) 現況

市内には、平鹿総合病院、市立横手病院及び市立大森病院の救急指定病院のほかに医療法人等が経営する病院があります。

(2) 対策

ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施します。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者等自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立し、特に、休日、夜間についての避難救助体制について配慮するとともに、消防機関へ直ちに通報する体制の確立を図ります。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講じます。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施します。

オ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備の整備等に努めるものとします。

- 1) 貯水タンク、再生可能エネルギー等の活用を含め、発災後最低3日間の事業継続が可能となる自家発電装置等の非常用電源及び燃料
- 2) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- 3) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第12節 農業災害予防計画

担 当	部局名	農林部、農業委員会
	関係機関	土地改良区

第1 計画の方針

農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図るものとします。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

本市の農村部は労働力の高齢化と担い手不足が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が老朽化しているものがあります。

2 対策

- (1) 老朽化が進行している農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、土地改良区等関係団体と連携し、県営又は団体営事業等の活用による補修改修を推進します。
- (2) 洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生 of 未然防止を図ります。

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は、気象条件及び農業技術の優劣によって大きく左右されるため、農業気象情報速報の発信、農業技術の向上に努めています。

2 対策

(1) 気象対策

農作物被害を未然に防止するため、災害発生のおそれがある場合は、市が整備する多様な情報伝達手段により、気象状況や予報及び技術対策について農家に周知し、災害防止の徹底を図ります。

(2) 技術対策

農作物等を各種災害から防護するため、県及び関係機関、団体と常に連携を密にし、気象条件に対応した技術指導を行うものとします。

第13節 避難計画

担	部局名	総務企画部、まちづくり推進部、市民福祉部
当	関係機関	

第1 計画の方針

市は災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所を定め、これを市民に周知徹底するとともに、必要に応じて、早期に避難するための施設を開放するよう努めます。

また、自治会・町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化に努めます。

なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に配慮します。

第2 避難情報の発令

市長は、発生した災害の規模又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難を確保するため、避難情報を発令し、関係機関及び市民に周知します。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。避難指示等の対象地域、判断時期等については、必要に応じて、関係機関等に助言を求めます。

1 避難情報の種類

市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進し、市民の自発的な避難判断等を促すものとします。

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、「避難指示」の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の市民等の自主的な避難を促進するために提供します。

なお、「避難指示」及び「緊急安全確保」を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとします。

(2) 警戒レベル4 避難指示

「避難指示」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所

等安全な場所への避難を促すために通知します。

(3) 警戒レベル5 緊急安全確保

「緊急安全確保」は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示します。

(4) 避難指示等の解除

避難等の必要がなくなったとき、避難指示等の解除を通知します。

2 発令基準の設定

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知します。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努めます。

3 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- (2) 避難の対象地域、又は地区の範囲
- (3) 発令時刻
- (4) 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所等）
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

4 避難情報の伝達方法

市が整備する多様な情報伝達手段を活用するとともに、自主防災組織、自治会・町内会等での情報伝達体制の整備に努めます。

第3 避難誘導體制の整備

1 避難誘導の実施方針

- (1) 広域的な災害により、避難情報が発令された場合、市は原則として、警察・消防等と連携し、避難誘導を行います。
- (2) 市、警察、消防、自主防災組織及び市民は、要配慮者の避難に配慮します。特に混雑の予想される地点においては要配慮者の優先的な避難誘導に努めます。
- (3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

2 標識等の整備

市は、指定緊急避難場所や指定避難所について、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等を整備し市民や観光客への周知を図ります。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとします。

3 避難誘導体制の確立

- (1) 市は、災害時において、地域ごとの状況等について迅速に把握し、また、関係機関との連携により適切な避難誘導を行うための必要な体制の整備を進め、災害種別ごとに避難情報を適切に発令するための判断基準を整備します。
- (2) 市は、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行います。
- (3) 市は、県（保健所）と連携し、必要に応じて新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努めるものとします。

第4 指定緊急避難場所、避難路等

1 現況

指定緊急避難場所等については、地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めています。

2 指定緊急避難場所等の定義

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れ避難するための施設又は場所を「緊急避難場所」といい、このうち市があらかじめ指定したものを「指定緊急避難場所」といいます。
- (2) 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設を「避難所」といい、このうち市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」といいます。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

3 対策

(1) 指定緊急避難場所の選定

市は、災害発生後の指定緊急避難場所として、学校のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空地をあらかじめ指定し、円滑な避難行動が可能となるよう、施設の形態、配置等に配慮するものとします。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても一時の避難場所として指定・開放することができるものとします。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を

伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとします。

ア 指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに指定し、避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとします。

イ 指定緊急避難場所は、浸水想定区域を避け、また、火災を予想してできるだけ木造密集市街地から300m以上離します。

ウ 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者1人当たりに必要な面積で除して算定するものとし、避難者1人当たりに必要な面積は2㎡以上とします。

エ 広域的な指定緊急避難場所の面積については、概ね10ha以上とします。

オ 指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災上有効な植栽、池等を整備するものとします。

カ 地域住民の集結場所として機能するとともに消防救護活動の拠点となる空地を必要に応じ、配置します。

キ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定避難所の選定及び運営

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定します。指定避難所の耐震不燃化等については、各整備事業制度を活用し、効率的な事業実施に努め、防火構造化を図ります。加えて、停電への備えとして、再生可能エネルギー等の活用を含め、最低3日間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料を確保するよう努めるものとします。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮します。

また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとします。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとします。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。加えて、市は、平時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

なお、避難時の状況を考えると、豪雨、寒冷、積雪等で屋外の指定緊急避難場所への避難が困難な場合も多々想定されるため、指定避難所を指定緊急避難場所と兼ねることとします。

ア 指定避難所は、地域の特性や過去の教訓、災害等を踏まえ、避難が長期にわたることも想定して、学校施設、公民館等を選定します。

イ 公共の施設のみでは指定避難所が不足する場合等は、民間施設（ホテル・旅館等）の一時借上げを検討するなど、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとします。

ウ 指定避難所の運営に必要な設備や資機材の整備を図ります。

エ 新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとします。

オ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとします。

(3) 福祉避難所の選定

市は、各福祉関係施設と「災害発生時における福祉避難所の設置等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定します。

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請します。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れるものとします。また、避難所の一部を福祉避難所（室）として利用することもできるものとします。

ア 福祉避難所は、バリアフリー化している施設等、要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設で、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定します。

加えて、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとします。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとします。

イ 生活相談職員等の確保が比較的容易である施設の既存施設を活用します。

ウ あらかじめ指定する福祉避難所のみで不足する場合は、被災地域外の地域にあるものも含め、民間施設（ホテル・旅館等）の一時借上げを検討することとします。

(4) 避難路の設定

個別の避難路は、次の点に注意して、避難者各自が安全かつ災害別の実情に合った避難路避難経路を事前に確認し、選定するものとします。ただし、避難誘導が行われる場合は、これに従うものとします。

ア 避難路は、避難場所や避難方向、危険箇所等を示す災害ハザードマップ等を参考に地域の実情に合ったものとします。

イ 避難路は、危険施設のある路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀・電柱等の倒壊、電線の垂れ下がりに留意するものとします。

(5) 指定避難所等の環境整備

次の事項に留意し、指定避難所等の環境整備を図ります。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄、調達の確保に努めます。

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備に努めます。

ウ 冷房器具、冷房設備等の整備

エ 毛布、暖房器具、暖房設備等の整備に努めます。

オ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備に努めます。

カ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者にきめ細かな配慮ができる体制と環境の整備に努めます。

キ 保健師等による健康相談を実施する体制を整備します。

ク 避難の長期化に対応した給水体制、仮設トイレ、マンホールトイレ、入浴施設等を含めた衛生に関する設備・資機材の整備に努めます。

ケ 感染症予防や拡大防止に配慮したレイアウトや設備の整備に努めます。

(6) 避難所における備蓄物資及び資機材等の整備

市は避難所に必要な食料、生活必需品及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努めます。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

(7) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとします。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとします。

また、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定

避難所の場所、収容人数等について、住民等への周知を図ります。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めます。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行うものとします。

また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努めるものとします。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所に標識の設置を推進します。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所について、市広報及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知します。

エ 防災訓練等を通じ、市民に周知を図ります。

(8) 避難伝達体制の確立

ア 自主防災組織や自治会・町内会等の組織を活用し、伝達系統の整備を図ります。

イ 防災ラジオ、電子メール、テレビ等の活用による伝達の手段、伝達のための資機材の整備に努めます。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図られるよう、必要な体制の整備に努めます。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、市及び県は健康相談や保健指導を実施するものとします。

(10) 帰宅困難者支援

市は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努めます。

第5 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備

市は、平時及び災害時に男女共同参画拠点施設が地域防災活動の支援機関として果たす役割を確認しておくこととします。また、災害時において、男女共同参画の視点から庁内や避難所等と連絡調整を行うための体制を予め調整しておくよう努めるものとします。

第14節 医療救護計画

担	部局名	市民福祉部、消防本部、市立病院
当	関係機関	市医師会、横手保健所、日本赤十字社秋田県支部、平鹿総合病院

第1 計画の方針

市医師会、日本赤十字社秋田県支部及び保健所と協力し、保健医療班の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備・確立します。広域的な救護活動に対応するため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」へ防災・医療情報の提供を行います。

第2 初期医療体制の整備

1 現況

市医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て保健医療班出動体制が準備されています。

2 対策

- (1) 災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始できるよう救護所設置予定施設の設備等の点検を行います。
- (2) 市医師会等の医療機関の協力により、保健医療班の編成計画を定めます。
- (3) トリアージ（重症度緊急度選別）を行うことができる体制を整備します。
- (4) 県の保健医療活動チームの派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定めます。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備します。

第3 後方医療体制の整備

1 現況

災害時における後方医療は、既存の病院及び診療所に依存することになります。

2 対策

- (1) 平時から災害発生時に重症者を収容する医療施設を把握します。
- (2) 「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」で、平鹿総合病院（災害拠点病院）と医療情報の共有を図ります。
- (3) 各施設・関係機関との連絡体制の確立に努めます。

第4 広域的救護活動

1 現況

大規模災害の発生によって、医師等の不足又は医薬品、医療資機材の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要です。

2 対策

- (1) 県及び日本赤十字社秋田県支部等との連絡体制を整備し、医薬品等の供給を図ります。
- (2) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努めます。

第15節 風害予防計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して建物の補強等臨機応変の措置を講じ、風害の予防を図るものとします。また、フェーン現象による林野火災、前線通過による局地的な突風や大雨等による被害、さらには今後懸念される地球温暖化に伴う台風の大型化による被害等の未然防止を図るため、啓発活動の推進に努めます。

第2 台風等

1 現況

当地域における台風被害は、年1回ないし2回程度です。また日本海低気圧による強風や突風が多く発生し、ときには被害をもたらしています。

2 対策

(1) 体制

ア 注意報発表等により注意体制に入ります。

イ 災害発生により注意体制から必要な体制をとります。

(2) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施します。

ア 火災予防の広報、査察を実施して警戒を促します。

イ 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化します。

ウ 消防資機材及び消防水利の点検を実施します。

エ 消防団員は分団区域の警戒を実施します。

(3) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、市水防計画に基づいて、水防対策を確立するものとします。

(4) 防風林及び防風施設等の整備の推進に努めます。

(5) 学校等の管理者は建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校の見合せ又は集団下校等の安全措置を実施するものとします。

(6) 家屋等の管理者は、建物の損壊防止のため次の措置を実施して安全を図るものとします。

ア 外れやすい戸や窓、弱い壁は金具、支柱等で補強します。

イ 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、棟瓦は上にも針金等で補強します。

ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをします。

エ 看板等、風に飛ばされやすいものは、あらかじめ取り外し又は固く縛る等の措置を講じます。

オ 必要により避難の準備をします。

第16節 積雪期の災害予防計画

担	部局名	各部局
当	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局農林部・建設部

第1 計画の方針

雪の被害による地域経済の停滞防止及び市民生活の安定を図るため、主要道路等の交通確保、雪崩防止、緊急時における医療等の確保を図り、被害の予防に万全を期するものとします。

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、吹き溜まりや雪崩危険箇所等のパトロール強化、計画的・予防的な通行止めを行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するものとします。また、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携を図るものとします。

第2 冬季交通路の確保

1 現況

除雪計画に基づき除雪作業を行い、冬季交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っています。

2 対策

(1) 通行規制等

ア 市は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制を予告発表します。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示します。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。

イ 市は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な措置を講じるものとします。

万が一、大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、湯沢河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築します。

また、市は滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行います。

(2) 道路の除排雪

ア 除雪路線

市が行う除雪路線は、除雪計画に基づいて行うものとします。なお、国道、県道の除雪については、各管理者の除雪計画によります。

イ 除雪体制

市は、除雪を行うにあたっては、国、県及び関係機関、団体等との密接な連携を保って協力体制を整え、除雪作業の効率化を図ります。

ウ 豪雪時の除雪路線は、除雪計画に基づき交通確保の必要度に応じて除雪を実施します。

(3) 市街地の除排雪

市街地の除雪にあたっては、県、市、関係機関及び団体は屋根の雪下ろしの時期、雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者及び市民の協力確保を図り、除雪実施の円滑化を図るものとします。

(4) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、横手警察署は積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取締りを実施します。

(5) 鉄道輸送の運行確保

雪の被害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備等機械類の増強強化、被害状況に対応する運転計画の策定等により運行を確保するものとします。細部については、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の「雪害対策マニュアル」によるものとします。

(6) バス運行の確保

バス事業者は、国、県及び市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保するものとします。

(7) 流雪溝

冬季の除排雪に効果を得ている流雪溝については、流雪溝利用者組合を通じて適切な管理をしています。今後も水量の確保と河川改修の進捗等に対応した利用を検討します。

第3 雪崩防止対策

1 現 況

市は豪雪地帯に指定されており、雪崩によって住家の損壊や道路途絶等の被害が予想されます。

2 対 策

(1) 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生するおそれがある場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立するものとします。

(2) 雪崩危険箇所については、雪崩防止のための対策事業を計画的に推進するものとします。

ア 雪崩防止施設の整備促進

雪崩危険箇所には、階段工、鉄柵工、スノーシェッド等を施工し、恒久対策として雪崩防止林造成のための造林を行うものとします。

イ 雪崩危険箇所の査察等

関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、災害により雪崩の被害が発生するおそれがあると認める場合は、雪崩落し等予防措置を講じるものとします。

ウ 標識等の設置

各関係機関は、雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して危険区域への立入り、通行を制限し、防護柵を設けて被害の防止に努めるものとします。

第4 保健衛生及び医療対策

1 現況

緊急に医療を要する患者が発生した場合は、関係機関が協力して対処しています。

2 対策

- (1) 医療機関及び市で編成した保健医療班を派遣するものとします。
- (2) 医師会及び救急医療機関との連絡を強化するものとします。
- (3) 急患については、特に緊急の場合、消防、警察、県又は自衛隊に緊急輸送を要請するものとします。

第5 民生対策

1 現況

積雪のため市民の生活は制約を受けており、関係機関は常に事故防止のため努力を払っています。

2 対策

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪による人命被害及び建物被害を防止するため、次の事項につき指導を徹底することとします。

- ア 雪崩及び落雪の危険地域に対する立入り、通行を制限し保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置するものとします。
- イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施することとします（屋根の積雪量70cmになれば危険）。
- ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施することとします。
- エ 吹雪等悪天候時における危険作業、特に路面凍結時の作業等を避けることとします。
- オ 悪天候時の高齢者、女性、子供の単独歩行、過度の飲酒歩行を避けるものとします。
- カ 道路の除雪、落雪等により排水口をせき止めないよう雪を排除することとします。
- キ 要配慮者世帯の雪下ろし、除雪についての費用は市で支援するとともに、地域関係者が協力して実施するものとします。
- ク 避難路の除雪を励行することとします。
- ケ 市では、雪下ろし安全用具を貸し出します。また、広報紙や講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法など、安全な除排雪作業の普及を図ります。
- コ 空き家からの落雪等の危険性が高く、人命に損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認める場合は、雪庇除去等の緊急措置を実施します。

- サ 市は、市民の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、避難するための施設を開放し、市民に対し周知徹底を図るものとします。
- (2) 孤立集落対策
- 豪雪、雪崩により孤立する集落における被害を防止するため、次の対策を講じるものとします。
- ア 急病人に対する応急手当のための医薬品の備蓄を励行します。
- イ 急病人、出産時に対する緊急医療と輸送は、第4の「保健衛生及び医療対策」に準じて行います。
- ウ 食料の緊急補給と通信連絡の確保について、関係機関と事前に協議し、臨機応変の体制を整えます。
- (3) 火災予防の徹底と消防体制の強化
- 積雪期には、消防活動が困難となるため、防火座談会等を通じて火災予防の徹底を図るとともに、防火用水の確保、消防機械の整備点検と消火栓や防火水槽の周辺及び一般道路の除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立するものとします。また、消火栓及び防火水槽の標示を行います。
- (4) 融雪洪水による水害の発生に備え、水防体制の確保を図るものとします。
- (5) 大雪被害の予防知識の普及
- 大雪被害の予防知識の普及は一般防災思想の普及計画に基づいて行い、特に豪雪に対する意識を高めるため、市の広報等を利用し、その徹底に努めるものとします。

第6 農林漁業対策

1 現況

豪雪による農業用施設や果樹木等の被害のほか、雪解けの遅れによる農作物被害や春作業の遅延による被害があります。

2 対策

- (1) 農作物対策
- ア 消雪対策
- イ 樹体及び棚被害の防止
- ウ 野うさぎ、野ねずみ被害の防止
- エ 病虫害の防除
- (2) 農業用施設対策
- ア 施設の補修、補強の実施
- イ 施設の屋根及び軒下等の排雪
- ウ 消雪パイプ及び流雪溝の設置
- (3) 畜産関係対策
- ア 畜舎の保全管理
- イ 越冬飼料の確保

- ウ 草地の維持管理
- エ 家畜疾病の防止
- (4) 水産関係対策
 - ア 平時の魚体の健康管理の強化
 - イ 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備
 - ウ 積雪時における湧水、地下水の確保
- (5) 林業関係対策

平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。

第7 文教対策

1 現況

教育委員会は、児童・生徒の安全と学校施設等及び社会教育施設等の大雪被害の防止を図るため、次の事項を実施しています。

- (1) 管理情報の収集と関係機関への連絡調整
- (2) 市の施設にかかわる文教施設に対しては、施設の管理者に対する除雪の指示及び実施
- (3) 施設構築物の除雪の指示及び実施

事項名	実施内容
1 連絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う
2 火災予防	(1) 煙突接触部、残火の始末に留意する (2) 火の始末を徹底する (3) 責任者による巡回の励行 (4) 水源の確保と消火器材の整備点検
3 危険防止	(1) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する (2) 避難通路の除雪 (3) 落雪及び雪崩箇所への標示、警戒（体育館、屋根等を含む） (4) 悪天候時における園児、児童、生徒に対する休校措置 (5) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける (6) 水槽等には、標示をする (7) 危険場所の標示と遊びの禁止
4 通学路の確保	(1) 国、県道については関係機関に依頼し除雪を図る (2) 市道については市に連絡して除雪を図る (3) その他については、地域住民の協力を受ける
5 学校施設等の保護	(1) 屋根の雪下ろしの励行、特に木造体育館、老朽校舎は留意すること (2) 防災施設等の補強 (3) 水源、消火器の整備点検

	(4) 防火、防災思想の普及徹底
6 社会教育 施設等の 保護	(1) 防災施設等の除雪の励行 (2) 防災施設の補強 (3) 避難口の標示、除雪 (4) 防災思想の普及徹底
7 文化財の 保護	(1) 消防関係との連携 (2) 常時監視体制の確保 (3) 防災施設の除雪の励行 (4) 文化財保護関係者等との協力体制の充実 (5) 文化財の修理、補強に努める

第8 通信施設対策

1 現況

積雪により架空電線の切断等の被害が発生しています。

2 対策

- (1) 豪雪や雪崩による通信連絡途絶防止のため、関係機関と協力し適切な措置を講じるものとしします。
- (2) その他、本章第5節「通信施設災害予防計画」に準じます。

第9 電気供給施設対策

1 現況

積雪により架空電線の切断被害が発生しています。

2 対策

- (1) 電気供給設備の確保について関係機関は緊急事態における協力体制を整えるものとしします。
- (2) 監視用の機材の活用による事前の予防体制を整備、強化するものとしします。
- (3) 本章第11節「公共・公益施設災害予防計画」に準じます。

第10 空家等への対応

市は、降雪及び積雪による倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある空家等を把握し、降雪及び積雪時に危険と考えられる空家等の所有者に対しては、適正管理の指導を行います。

第11 異常降雪時の建物除雪

1 公共建物

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において、本章第11節「公共・公益施設災害予防計画」に基づき、それぞれ計画を立てて実施すべきものとしします。なお、異常降雪

等を考慮し、市はこれらの総合的な調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施できるよう対策を講じるものとします。

2 一般建物

市は、降雪及び積雪の状況により、自治会・町内会等を通じて一斉に屋根の雪下ろしを実施するよう督促して家屋倒壊による事故等防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導するものとします。特に要配慮者世帯については、市で支援策を講じるとともに共助組織等地域関係者やNPO・ボランティア等の協力による除雪対策の確立に努めるものとします。

第12 その他

市及び県は、除排雪時の安全対策や除雪作業の省力化のため、克雪に係る技術の普及促進を図るものとします。

第17節 文化財災害予防計画

担 当	部局名	教育委員会
	関係機関	

第1 計画の方針

文化財は郷土を正しく理解するため、また文化的向上のため市民の貴重な財産であり、これらの文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進します。

第2 文化財

1 現況

市の文化財は、建造物、絵画、工芸等です。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に防火対策が重要な課題となっています。

2 対策

(1) 文化財管理者に対する指導の徹底

ア 火気使用の制限

- 1) 火気使用は一定の場所で行います。
- 2) 指定建造物の周囲では喫煙、たき火等を厳禁とします。

イ 火災危険の早期発見と改善

- 1) 定期的に防火診断を受けます。
- 2) 防火管理者、火元責任者による自主検査を実施します。

ウ 火災警戒の徹底

- 1) 不審者の侵入を防ぎます。
- 2) 定期巡視を実施します。

エ 防火施設の整備

- 1) 消火設備（消火器及び簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓、スプリンクラー、動力ポンプ設備等）
- 2) 警報設備等（自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関通報設備等）
- 3) その他の設備（避雷設備、消防用水、消防隊進入口、防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等）

オ 文化財の搬出

- 1) 各指定文化財に、文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、搬出にあたっての保全に努めます。
- 2) 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具の整備を推進します。
- 3) 各指定文化財の搬出には、災害の種別、規模等を想定して、それぞれ対策を推進します。

カ 保存施設等の整備

- 1) 災害防止のため、耐火、耐震構造施設等の設置を推進します。
- 2) 文化財の復元修理等を計画的に推進します。

第3 史跡、名勝、天然記念物

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、動物、植物等、多種多様であり、これらを災害から防護するため各管理者は、それぞれの性質に応じた対策が必要です。

2 対策

- (1) 災害により、土地及び定着物が損傷し、指定動植物が衰亡のおそれがある場合は、必要な修理、保護増殖を推進します。
- (2) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、囲柵等の整備を推進します。
- (3) 管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施します。
- (4) 警報、防火、消火、避雷、盗難防止のための施設整備を推進します。
- (5) 定期的なパトロールにより、危険箇所の早期発見と改善に努めます。

第18節 地域防災拠点の指定及び整備に関する計画

担 当	部局名	総務企画部、各部局
	関係機関	

第1 計画の方針

市は、災害発生時における応急措置を迅速かつ確に実施するため、既存の施設について関係機関相互の防災活動の緊密な連携に配慮して地域防災拠点施設として指定します。

また、地域防災拠点及び応急対策活動の拠点となる施設について、耐震診断及び防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強を計画的に推進するとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めます。

なお、市は、地域防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設については、今後の防災対策上の整備を推進します。

第2 地域防災拠点施設の指定及び整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、地域防災拠点及び防災上重要な施設について、計画的な耐震診断、防災点検等を基に防災上必要な補修、改修その他の対策を講じます。

地域防災拠点施設	住 所
条里北庁舎	横手市条里一丁目1番1号
本庁舎	横手市中央町8番2号
増田庁舎	横手市増田町増田字土肥館173番地
平鹿庁舎	横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地
雄物川庁舎	横手市雄物川町今宿字鳴田1番地
大森庁舎	横手市大森町字大中島268番地
十文字庁舎	横手市十文字町字海道下12番地5
山内庁舎	横手市山内土渕字二瀬8番地4
大雄庁舎	横手市大雄字三村東18番地

第19節 避難行動要支援者支援計画

担	部局名	総務企画部、市民福祉部、消防本部
当	関係機関	市社会福祉協議会、社会福祉施設等

第1 計画の方針

災害時に高齢者、障がい者、乳幼児、その他の要配慮者の安全を確保するため、市は地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア等の協力のもとに、平時における地域の要配慮者の実態把握と災害時の情報の収集、伝達及び避難誘導等の援助対策の確立に努めます。

また、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下、本節において「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努めます。

第2 被災直後の救出

同時多発的かつ広範囲にわたる災害発生時における被災者の救出、救助については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主活動が不可欠であることから、市、施設等管理者及び関係機関は、地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織である「自主防災組織」等の育成強化に努め、平時における要配慮者の実態把握と災害時における支援体制の整備を推進します。

第3 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や、過去の大規模な災害・風水害等においては、要配慮者が多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっています。要配慮者を災害から保護するためには、平時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要であることから、市では災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、「避難行動要支援者名簿」（以下、本節において「名簿」という。）を作成します。

また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めます。

2 名簿に掲載する者の範囲

名簿への登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することになります。

この際、個人としての避難能力の有無については、主として①警報や避難指示等の災害関

連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動をとるうえで必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障がい支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとします。

■名簿に登載する避難行動要支援者の範囲

区 分	該当する要配慮者	関 係 課
高 齢 者	在宅で、次の要件に該当する者 ①在宅の要介護認定者（要介護1～5） ②一人暮らし高齢者	まると福祉課
障がい者	在宅で、次の要件に該当する者 ①身体障害者手帳所持者（1、2級） ②療育手帳所持者（A） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	社 会 福 祉 課
難 病 者	秋田県特定疾患医療給付受給者で重症認定者	県 保 健 所
そ の 他	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求めた者の中で、市長が必要と認める者	

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、災害対策基本法第49条の10第2項の規定に基づき、名簿作成に必要な個人情報について次のとおり定めます。

■名簿作成に必要な個人情報

①氏名	②生年月日	③性別	④住所又は居所	⑤電話番号
⑥FAX番号	⑦携帯電話番号	⑧メールアドレス	⑨親族の連絡先	
⑩避難支援等を必要とする理由	⑪本人の状態を示す事項			
⑫その他市長が避難支援に関し必要と認める事項				

名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定に基づき、市及び県の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握し集約します。

また、市が定める名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができます。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿を最新の状態に保つよ

う努めます。

5 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本としますが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠です。

このため、市は、市報をはじめとする広報媒体や出前講座、各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民の理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努めます。

■避難支援等関係者となりうる者

- ① 市の関係部局（消防本部を含む）
- ② 横手市内の自主防災組織又は自主防災組織を結成していない自治会・町内会等
- ③ 横手市の民生委員
- ④ 横手市消防団
- ⑤ 秋田県警察本部横手警察署
- ⑥ 横手市社会福祉協議会
- ⑦ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

6 避難支援等関係者への事前の名簿提供

市は、災害の発生に備え、名簿の情報について、本人の同意を得られた場合には、避難支援関係者となる者に対して、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、事前に名簿情報を提供します。ただし、前記の②、③、④への名簿提供は、管理・担当している地域のみとします。

また、市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要と認めるときは、前記の避難支援等関係者に加え、自衛隊等の避難支援等関係者に対して、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに名簿情報を提供します。

7 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

名簿に記載された情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報等といったきわめて秘匿性の高い秘密を含みます。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由がなくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者本人はもとより、その家族等の権利・利益も不当に侵害することになりかねません。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平時からの名簿情報の提供に対する同意をためらわせることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく損なうおそれもあります。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等のプラ

イバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法第49条の13で名簿情報の提供を受けた者に対し守秘義務を課しています。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明する等、名簿情報にかかる秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じます。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催したり、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明する等、個人情報の取扱いについて周知の徹底を図ります。

8 個別避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導・支援を迅速かつ的確に行うためには、人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、市では、避難行動要支援者ごとに同意を得て、本人や家族及び避難支援等に携わる関係者と連携し、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援する者等を記載した個別避難計画を作成します。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めます。

- (1) 消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合は、予め個別避難計画を提供するものとします。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。
- (2) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の支援体制の整備など、必要な配慮をするものとします。
- (3) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとします。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとします。
- (4) 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定めている場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとします。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとします。

第4 避難支援体制の整備

- 1 地域において、避難支援体制の整備を行うために、自主防災組織等や民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者が避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性について意識を共有していきます。
- 2 地域による避難支援は、避難行動要支援者と地域及び避難支援等関係者との信頼関係に基づく取組であることから、平時から相互にコミュニケーションを図り、どのような支援が必要かの話し合いを進めます。
- 3 社会福祉施設等は、市から提供される情報に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援等、避難支援体制の整備に努め、避難情報発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとしします。
- 4 市及び自主防災組織等は、避難支援におけるNPO・ボランティア等との連携に努めるものとしします。

第5 災害発生時の対応

市は、自主防災組織等、民生委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者の特性に応じた災害情報の伝達、避難誘導及び避難生活等における支援態勢を整備します。

なお、災害が発生したときは、避難支援等関係者自身が被災する可能性もあり、支援活動ができないことも予想されますので、「必ず助けが来ることを保証するものではないこと」「地域における支援活動は義務や責任を伴うものではない」ことを、関係する全ての者が理解することも大切です。

1 情報伝達体制の整備

市は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、早めの避難行動を促すため、高齢者等避難（要配慮者を対象とした避難）を発令します。なお、高齢者等避難は、要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、市が整備する多様な伝達手段を用い、障がいの区分等にも配慮した情報伝達を行います。

2 名簿等を活用した避難支援の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援等関係者はまず自分や家族の安全確保を優先したうえで、避難行動要支援者の支援に向かいます。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に市からの災害情報が伝わっているか確認します。
- (3) 避難支援等関係者は、名簿等を有効に活用して安否確認を行います。
- (4) 避難支援等関係者は、避難が必要と判断した場合は、名簿の情報、個別避難計画に基づいて避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させる可能性もあるため、周囲の人に協力を求める等、できる限り安全な対応をします。
- (5) 避難支援等関係者は、名簿情報、個別避難計画に基づいた支援をしますが、何らかの事情により支援ができないときは、他の避難支援等関係者に連絡するものとしします。また、倒壊又はそのおそれがある家屋に取り残された場合等、支援が困難又は危険と判断される

場合は公的機関に救助を要請します。

3 名簿情報の提供に不同意だった者への避難支援

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、名簿登録者の生命や身体を保護する必要があると判断した場合は、本人の同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に利用するため、名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

4 避難施設における体制の整備

市及び施設管理者等は、避難行動要支援者の避難生活の安全を確保するため、バリアフリー化等避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、避難行動要支援者の特性に配慮した対応に努めます。

この場合、秋田県災害医療救護活動計画、生活関連物資備蓄計画及び給食・給水計画等との関係に配慮し、平時から介護職員、民生委員等との協力体制を確保するとともに、指定避難所において協働して避難生活にあたる市民の相互扶助の体制づくりに努めます。

5 福祉施設等における体制の整備

施設管理者等は、市、県及び関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会・町内会や自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努め、市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとします。

また、入所者の特性に応じた食料、飲料水、生活必需物資及び常備薬等の備蓄とともに、再生可能エネルギー等の活用を含め、発災後最低3日間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料を確保するよう努めるものとします。

第6 外国人、旅行者等の安全確保対策

市は、インバウンド（訪日外国人旅行）の積極的な推進に伴い、市内に来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣などが異なる外国人及び土地勘のない市外からの旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努めます。

なお、訪日外国人は、ほとんどは日本語が理解できないことや、災害の経験や知識にばらつきがあることなどの課題があります。このことから、全体としては迅速な対応を図りつつも、一人ひとりの不安を取り除くように接することに留意します。

また、在住外国人も含め、共助の精神に基づいて地元の住民とも協力しながら「おもてなし」の気持ちをもって支援していきます。

1 教育広報

市は、指定緊急避難場所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、国際交流関係機関と協力して地震に関する知識、市内の災害環境及び指定緊急避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努めます。

2 迅速、正確な情報伝達

訪日外国人旅行者は、パソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末といった情報ツールを活用して日本に関する情報を自国や海外の様々な情報サイトを通じて入手している場合が大多数です。そのため、訪日外国人旅行者に情報を提供する際は、このような認識

を持った上で、できるだけ迅速に正確な情報を提供するように努めます。加えて、言葉が通じなくても意思疎通がとれるよう、「多言語指差しボード」や「コミュニケーション支援ボード」のようなツールを活用し、緊急時や有事の際に活用できるよう努めます。また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとします。

3 地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び地域の自主防災組織の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努めます。

4 宿泊施設等での対応

訪日外国人旅行者等にとって宿泊施設などのスタッフや通訳ボランティアは、日本で頼ることのできる数少ない存在です。災害時にもできる限り不安を取り除くような対応ができるように連携して体制を整えていきます。

第20節 災害ボランティアの受入れ体制計画

担	部局名	市民福祉部
当	関係機関	日本赤十字社秋田県支部、市社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害時には、災害ボランティアによる支援が期待される一方で、受入れ体制が整備されないことと効果的な活動ができないことから、市社会福祉協議会や日本赤十字社秋田県支部（横手市地区）等と緊密な連携により災害ボランティアの受入れや活動が円滑に行われるよう支援します。

また、平時からボランティア意識の啓発や育成、初期消火や救急活動のための基本技能講習の開催等、災害時において、市民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境整備に努めるものとします。

第2 災害ボランティアセンターの設置

市は、被害状況に応じて、市社会福祉協議会に対し「災害ボランティアセンター」を災害の状況に応じ最寄りの庁舎に設置するよう要請します。

災害ボランティアセンターの運営は、NPO・ボランティア等の協力のもとに、市社会福祉協議会が行います。

市は、情報提供・連絡調整のため災害ボランティアセンターに連絡員を派遣します。

第3 一般ボランティアの需要把握

各対策部は、被災現場及び避難所等の現状を把握し、必要とするボランティア活動について民生福祉部に連絡します。

民生福祉部は、各対策部からのボランティアの需要状況を取りまとめ、災害ボランティアセンターに連絡します。

なお、NPO・ボランティア等の活動と市の各応急活動との調整が必要な場合は、災害対策本部と民生福祉部で調整します。

第4 一般ボランティアの受入れと派遣

災害ボランティアセンターは、NPO・ボランティア等の受入れを行います。また、民生福祉部が取りまとめたボランティアの需要状況と、直接市民から受けた派遣要請を整理し、ボランティアの資格や経験等を考慮して派遣を指示します。

更に、ボランティアの募集やボランティア活動支援等に関する情報の広報に努めます。

第5 専門ボランティアの受入れと活用

応急危険度判定士等の専門ボランティアの要請、受入れ、活動調整等については、関係対策部で対応します。

第6 災害ボランティアとの連携

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。

第21節 広域防災拠点整備計画

担 当	部局名	総務企画部、消防本部
	関係機関	秋田県

第1 基本的な考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災において、支援機関を受け入れる態勢、支援物資の収集運搬機能、情報収集広報機能、活動部隊への指示命令系統等をあらかじめ確立しておくことの有効性が確認されました。

秋田県においては、沿岸部で津波等による大災害が発生した場合に備え、内陸部に被災地への支援活動の拠点となる施設の構築が必要と考えられます。

市は、地理的優位性やインフラの優位性を活用し、災害時の後方支援体制の構築を関係機関や周辺市町村との連携を図りながら、実現に向け努力します。

また、市及び県は、あらかじめ救助に必要な施設、設備、執務スペース、人員等について意見交換を行うとともに、役割分担の調整を行うものとします。併せて、平時から、行政機関や民間企業等との協定の締結や、応援職員派遣制度の活用方法の習熟など、応援体制の整備に努めるとともに、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換や状況に応じた各種訓練を実施するものとします。

第2 広域防災(後方支援)拠点機能の考え方

- 1 大規模災害を想定し、支援機関等を受け入れ、集結させ、各方面に展開させる機能を設置します。
- 2 各方面の災害現地を統括する指令本部機能を有する施設を設置します。
- 3 支援物資の収集・仕分け・搬送機能を有する施設を設置します。
- 4 医療団の集結及び派遣等を行う医療本部機能を設置します。
- 5 備蓄品、資材等を保管するための機能を設置します。
- 6 市も被災している場合は、横手市対策班と被災地後方支援班の二本立て体制を基本とし、災害対策本部と後方支援対策本部を近いエリアに設置します。

第3 広域防災(後方支援)拠点機能の設置

市では広域防災(後方支援)拠点の設置場所として、既存インフラの有効活用、インターチェンジの近接等の観点から赤坂総合公園(隣接する横手南中学校を含む)とし、次の機能を準備します。また、エリア内に広域救急医療拠点等として必要不可欠な屋内施設の設置を目指します。

1 臨時ヘリポート：大型ヘリコプター等の緊急的な離着陸場所

赤坂総合公園内の野球場、多目的運動広場、多目的運動広場横駐車場を活用します。

2 野営地及び駐車場：自衛隊・警察(広域緊急援助隊、検視隊)・消防(緊急消防援助隊)の

部隊が集結し展開するための拠点

秋田ふるさと村駐車場と第二工業団地を車両基地として活用するとともに、グラウンドゴルフ場、隣接する横手南中学校グラウンドを野営地として活用します。

3 総合指揮本部：横手市及び展開する防災関係機関が相互調整のための会議室を有する施設
当面、野球場事務棟としますが、屋内施設の設置を目指します。

4 支援物資収集、仕分け、搬送施設：緊急的な物資、食料等を一括管理できる広さと大型貨物車両の積載及び積み下ろしができる施設

当面、秋田ふるさと村ドーム劇場としますが、屋内施設の設置を目指します。

5 多目的スペース：給水車による給水スペース、仮設トイレの設置等
赤坂総合公園エリア内の駐車場を活用します。

6 医療本部：被災地域での災害医療を調整する拠点

医療団の結集及び派遣等を行う医療本部を設置し、広域救急医療の拠点等として活用する屋内施設の設置を目指します。

7 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

屋内施設が設置された際は、指定緊急避難場所・指定避難所に指定します。

*これらは、市の災害対策本部設置予定場所から2km以内に配置可能であり、横手インターチェンジからは1km以内で、かつ市街地を通り抜けないという立地条件にあります。

第4 県による広域防災拠点の指定等

1 広域防災拠点の機能

県が指定する広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とします。

名 称	機 能
集結場所・ ベースキャンプ	県外等からの自衛隊・警察・消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点 臨時医療施設（SCU）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

2 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に広域防災拠点を指定しており、横手市の指定状況は、以下のとおりです。

地 域	施設の名称	機 能	ヘリポートの有無
横手市	横手市赤坂総合公園 (横手南中学校を含む)	集結場所・ ベースキャンプ	有
	秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有

	道の駅十文字	集結場所・ ベースキャンプ	無
--	--------	------------------	---

第5 広域防災拠点における後方支援等

市は、県が行う市域の広域防災拠点の開設にあたり協力を求められた場合、関係機関と連携し、必要な後方支援に努めます。

1 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災した市内にベースキャンプを設置して活動することが想定されます。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、広域応援部隊や自衛隊、医療チーム等を受け入れる市域のベースキャンプとなる施設又は場所を上記指定のとおりとし、運用方法についても迅速に決定し、広く周知します。

2 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、市においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する中継所等の機能を果たす施設（以下、本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要があります。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、二次物資集積拠点となる施設を迅速に決定し、広く周知します。また、二次物資集積拠点の運用方法等についてあらかじめ検討します。

第22節 備蓄計画

担	部局名	総務企画部
当	関係機関	

第1 趣旨

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進めます。また、家庭や自主防災組織等での備蓄を啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識のもと、物資の性格に応じ、集中備蓄又は地域の実情を勘案した分散備蓄を行うなど、備蓄体制を整備します。

第2 備蓄の推進

災害時には、食料等の流通機能が混乱状態となり、一時的に市民の食料等が不足することが予想されます。このため、被災時に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定します。

1 公的備蓄

市は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するよう努めます。なお、食物アレルギーがある避難者に配慮し、アレルギー対応食品の備蓄を基本とします。

2 流通備蓄

市は、食料、飲料水、生活必需品等の供給について民間の流通事業者等との災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制の整備に努めます。加えて、災害協定を締結した民間の流通事業者等の発災時の連絡先や要請手続き等について、予め確認するよう努めるものとします。

3 市民の備蓄

市は、食料、飲料水、生活必需品等について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努めます。

第3 公的備蓄品の整備目標

1 共同備蓄

市は、県と市町村で定めた品目や数量を共同備蓄します。

県全体での備蓄目標量は、避難想定者数約13万9千人（想定地震：北由利断層、冬の18時に発生）の3日分とし、そのうちの7割を公助により、3割を自助、共助で対応することとします。

県と市町村の共同備蓄は、公助のうちの3分の1とし、残りの3分の2を流通備蓄等により確保します。

共同備蓄の県と市町村の割合は、県が2分の1を、残りの2分の1を各市町村の人口割負担とされており、横手市では1,472人の3日分の備蓄を行います。

備蓄に関する役割分担

【 公 助 】 7 / 1 0		【 自 助 ・ 共 助 】 3 / 1 0
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 (約3.2万人分) ※人口割による横手市の負担は1,472人分	流通備蓄等 (約6.5万人分)	家庭や地域の備え (約4.2万人分)

県と市町村の共同備蓄品目

区 分	品 目	区 分	品 目
食料品等	主食	衛生用品	紙おむつ (大人用)
	主食 (お粥等)		紙おむつ (子供用)
	飲料水		生理用品
	粉ミルク	発電・照明機材	自家発電機
	ほ乳瓶		投光器
防寒用品	毛布		コードリール
	石油ストーブ	燃料タンク	
衛生用品	トイレ	その他	タオル
	トイレットペーパー		給水袋

2 市の備蓄等

市は共同備蓄に加えて、簡易トイレ、マスク、ガウン、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り、炊出し用具等、避難生活や新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策において必要となる品目の備蓄又は民間業者からの調達に努めます。なお、保存期間が残り1年未満となった品目については、市の防災訓練等に使用するものとします。

第4 緊急調達体制の整備

1 調達体制の整備

市は、平時から災害発生に際して供給を行うのに必要な生活関連物資の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境整備と体制づくりを行います。

(1) 調達の方法は、概ね次のとおりとします。

ア 備蓄による調達

発災当日は、食料等の調達に困難なため、既存の備蓄物品を供給します。

イ 民間業者からの調達

民間業者との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し調達します。

ウ 県からの調達

災害状況により必要と判断される場合は、県が保有する物品等について応援要請し、調達します。

エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達します。

オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達します。

(2) 調達を行う際は、必要な物品の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにします。

(3) 調達を行う責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにします。

2 物資の受入れ体制の整備

調達した食料・生活必需品の受入れや一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定します。

なお、市民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接指定避難所で受け入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備しておきます。

更に、災害時における物資の受入れ・支給に関して、市職員を適切に配置し、市民及びNPO・ボランティア等と協力して作業を行えるよう体制の整備を図ります。

3 応援協力体制

今後も他の自治体や民間業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備します。

また、物流業者及び関係機関等と連携した支援物資等の集積・仕分け・輸送等のマニュアル整備に努めます。

4 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努めるものとします。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努めるものとします。

第2章 災害応急対策計画

第1節 相互応援協力計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害応急対策活動の万全を期するためには、関係機関相互に応援協力することが重要なことから、災害対策基本法や各種協定に基づき関係機関や団体に対し応援を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期します。そのため、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておきます。

第2 行政機関に対する応援要請

1 応援の要請等

災害対策本部長（市長）は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、行政機関に対し応援を求めるものとします。

- (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条）
- (2) 他の市町村の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 他の消防機関に対する応援要請（消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条）

2 要請手続

応援要請する場合は、次の事項を記した文書をもって要請します。ただし、事態が急迫し、文書による猶予がない場合は、とりあえず口頭、電話又はFAXにより要請し、事後において文書を提出することとします。

- (1) 被災状況
- (2) 応援を要する救助の内容
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品目並びに数量等
- (7) その他必要な事項

3 応援要領

- (1) 応援隊は一隊となって災害対策本部長（市長）の指揮下で行動し、身分の移動は行わないものとします。
- (2) 応援のために要した費用は、市が負担します。

第3 職員の派遣要請

1 職員の派遣及びあっせん要請

- (1) 災害対策本部長（市長）は災害応急対策又は応急復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関及び指定公共機関に対し、職員の派遣を要請します。この際、知事に対しあっせんに要請することができます。
- (2) 災害対策本部長（市長）は、権限に属する事務の管理及び執行のため、特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に職員の派遣を求めることができます。

2 派遣要請手続

派遣要請は、次の事項を記した文書をもって行います。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3 身分取扱い等

- (1) 個人的に市の職員に準じ、市の職員の身分と併任されます。
- (2) 派遣職員の分限及び懲戒処分等は、派遣元が行います。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは、市が負担します。

第4 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行します。

- 1 警戒区域を設定し、立入りを制限若しくは禁止又は同地域から退去を命じます。
- 2 他人の土地、建物、その他の工作物等を一時使用し、又は収用することができます。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去します。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させることができます。

第5 県及び県内市町村による応援

1 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

県及び県内全市町村と協定を締結しており、これに基づき被災市町村への応援を行います。

2 県内13市による災害時における相互援助に関する協定

秋田県市長会を構成する県内13市では独自に相互応援協定を締結しており、次のとおり被災した都市ごとの援助調整都市が定められています。

被災都市	援助調整都市名	
	正	副
秋田市	湯沢市	大仙市
能代市	北秋田市	仙北市
横手市	秋田市	男鹿市
大館市	大仙市	横手市
由利本荘市	鹿角市	大館市
男鹿市	大館市	鹿角市
湯沢市	能代市	にかほ市
大仙市	男鹿市	秋田市
鹿角市	由利本荘市	潟上市
北秋田市	にかほ市	由利本荘市
潟上市	仙北市	湯沢市
仙北市	潟上市	能代市
にかほ市	横手市	北秋田市

第6 広域消防相互応援協定

県内 13 消防本部は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する上記協定に基づき、広域的な支援が行えるよう消防力の基準に従い消防防災施設や設備の整備に努めます。

第7 県外市町との相互応援

- 1 神奈川県厚木市
- 2 茨城県那珂市
- 3 岩手県西和賀町
- 4 解散した北東北連携軸構想推進協議会構成自治体
(県内 — 由利本荘市、湯沢市、大仙市)
(岩手県 — 大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市)

第8 公共機関との応援協定

電気、電話、ガス等のいわゆるライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速な確かな応急対策が行えるよう、供給ブロック単位で支援体制の充実を図ります。

第9 民間事業所等との応援協定

市の範疇を越える支援体制については、必要な内容を精査し、民間事業所等とも積極的に応援協定を締結します。なお、すでに締結された協定等については、より具体的・実践的なものとするよう防災訓練等で検証を行う等非常時に確実に機能する体制の構築に努めます。

◆資料編 第9節 第1 災害時応援協定一覧

第10 広域受援計画の策定

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとします。加えて、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとします。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。

第11 県外市町村への支援

応急対策職員派遣制度により被災市区町村への支援要請があった場合は、速やかに必要な体制を整えるものとします。また、市は応援職員の派遣に当たり、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底します。

第2節 自衛隊の災害派遣計画

担	部局名	総務企画部
当	関係機関	自衛隊

第1 計画の方針

台風、豪雨等による大規模で広範囲にわたる災害が発生し、市の救助・救急及び対応能力を超える場合に際し、自衛隊への災害派遣要請が必要であり、その必要な事項について定めます。なお、自衛隊の災害派遣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項及び防衛省防災業務計画によるものとします。

第2 災害派遣要請計画

1 要請手続等

(1) 要請要求手続

ア 災害対策本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣要請要求をしようとする場合は、知事にその旨を次の事項を明記した文書で行います。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとします。

イ 災害対策本部長（市長）は、通信サービスの途絶により知事に対して要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知します。この旨の通知をした場合は、速やかに知事に通知します。

ウ 災害対策本部長（市長）は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事に要求するいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続を行います。

エ 派遣要請を要求する場合は、次の事項を明示して要求します。

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2) 派遣を必要とする期間
- 3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
- 4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 5) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請で派遣されることが原則ですが、例外的な措置として災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する場合があります。

(3) 任 務

自衛隊の任務は次のとおりで、活動に際しては関係機関と協力して行動するものとします。

- ア 被害情報の把握(被災地の偵察)
- イ 避難の援助
- ウ 救急医療、救護・防疫
- エ 人員、物資の緊急輸送
- オ 給食・給水
- カ 入浴支援
- キ 遭難者の搜索活動
- ク 通路・水路の応急啓開
- ケ 水防活動
- コ 消防活動
- サ 危険物の除去・保安
- シ 救援物資の無償貸付・譲与

※「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

- ス その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

2 災害派遣に伴う措置

(1) 市の体制

災害派遣要請に基づき自衛隊が出動する場合には、市は施設の利用等について最大限の協力をします。

(2) 受入体制

災害対策本部長(市長)は派遣部隊が現地到着後、迅速、効率的な派遣業務の遂行を図るため知事の指示に従い、次の措置をとります。

- ア 県及び部隊等指揮官との連絡責任者を定めます。
- イ 派遣部隊等誘導のための要員を定めます。
- ウ 作業計画を立て、部隊到着後、直ちに指揮官との連絡調整ができる体制を整えます。
- エ 作業に必要な資機材を整備します。
- オ 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図又は略図を準備します。
- カ 派遣部隊の宿舍及び給水に関し、便宜を図ります。
- キ 必要に応じ、ヘリポートの設定について便宜を図ります。

(3) 経費の負担

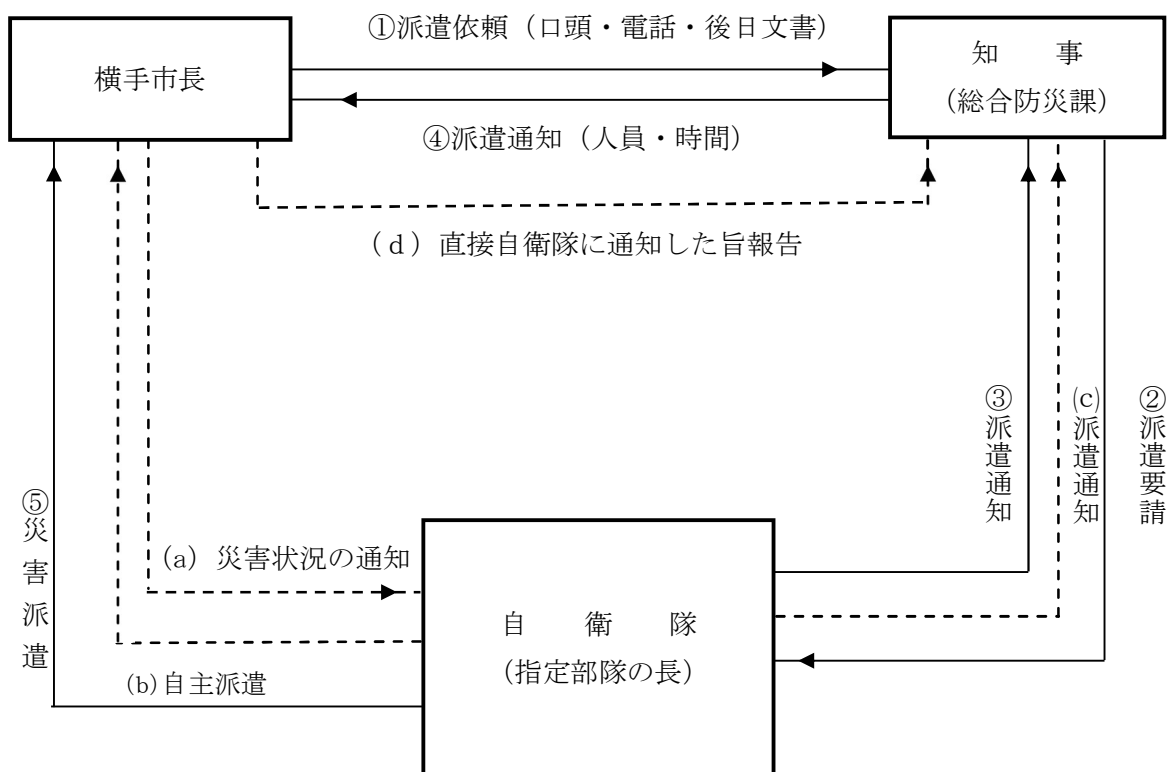
災害派遣に伴って生じる経費の市の負担は次のとおりです。

- ア 災害復旧、救援、防疫、給水等に必要な材料及び消耗品
- イ 通信費
- ウ 宿泊施設等の借上料、光熱、水道、入浴料等の経費

(4) その他

本計画の実施にあたっては、自衛隊、県、市等の各機関は緊密な連携を保持します。

第3 派遣要請図



注 ——— 通常の場合
----- 知事に要請依頼ができない状況の場合

第4 連絡先

	連絡先	電話等	所在地
県	県総務部	018-860-4563	秋田市山王三丁目 1-1
	総合防災課	衛星電話 100-569	
自衛隊	陸上自衛隊	018-845-0125	秋田市寺内字将軍野 1
	第 21 普通科連隊	衛星電話 197-511	
	航空自衛隊	018-886-3320	秋田市雄和椿川字山籠 23-26
	秋田救難隊	衛星電話 198-511	
航空自衛隊	0185-33-3030	男鹿市男鹿中滝川	
第 33 警戒隊			

第3節 予報、警報等の発表・伝達計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象特別警報、警報、注意報及び消防法に基づく火災気象通報（以下、本節において「気象警報」という。）及び指定河川洪水予報の発表、火災警報の発令基準及び伝達体制を明確にすることにより、市民等への情報伝達を速やかに行い、被害の軽減に努めます。

第2 気象に関する特別警報、警報、注意報の種類

特別警報、警報、注意報として秋田地方気象台が提供する防災気象情報の種類及び基準は、次のとおりです。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがあり、このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがあります。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがあります。

特別警報・警報・注意報等の防災気象情報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警

		報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

<p>秋田県気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際</p>

	<p>に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>
--	--

- (注1) 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
- (注2) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える

キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p>

	<p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

各基準と指標(発表条件)との関係

現象	特別警報の基準		
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合*		雨を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合*	
高潮		高潮になると予想される場合*	台風等を 要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
波浪		高波になると予想される場合*	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合*		雪を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合*		

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(発表条件)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 秋田地方気象台

横手市	府県予報区	秋田県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	仙北平鹿地域		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	横手川流域=24, 楢岡川流域=6.7, 上溝川流域=16.3, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 麴川流域=5, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=4.5, 頭無川流域=6, 大納川流域=8.6, 松川流域=19.6, 黒沢川流域=13.7, 武道川流域=12.6, 皿川流域=11.8, 成瀬川流域=31, 狙半内川流域=11.2, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7	
		複合基準*1	上溝川流域=(6, 16.1)	
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流[柳田橋・雄物川橋・大曲橋], 皆瀬川[岩崎橋]	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	流域雨量指数基準	横手川流域=19.2, 楢岡川流域=5.3, 上溝川流域=12.7, 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 麴川流域=4, 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域=3.7, 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域=15.6, 黒沢川流域=10.9, 武道川流域=10, 皿川流域=9.4, 成瀬川流域=24.8, 狙半内川流域=8.9, 七滝川流域=7.4, 坂部川流域=4.6	
		複合基準*1	雄物川流域=(6, 35), 横手川流域=(5, 18.6), 楢岡川流域=(5, 5.3), 上溝川流域=(5, 12.7), 地竹川流域=(6, 4.2), 横手大戸川流域=(6, 2.9), 大納川流域=(7, 6.8), 武道川流域=(5, 9.2), 七滝川流域=(6, 5.9), 坂部川流域=(5, 3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流[雄物川橋], 皆瀬川[岩崎橋]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ20cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雪	落雪等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65%		
		②実効湿度 70% 風速 10m/s以上		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上			
	②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき			
	冬期:①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき*2			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

第3 指定河川洪水予報

秋田地方気象台と国土交通省、または秋田地方気象台と県が共同し、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報です。横手市に係る河川である雄物川上流および皆瀬川については湯沢河川国道事務所と秋田地方気象台共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

洪水予報の種類・発表基準

種類	標題	概要
洪水警報 (発表)又は 洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
洪水注意報 (発表)又は 洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ非難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報 解除	氾濫注意情報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

洪水予報指定河川と氾濫注意水位、避難判断水位（湯沢河川国道事務所）

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
雄物川	雄物川橋	2.00m	3.00m	4.20m	4.50m
	柳田橋	1.40m	2.00m	3.50m	4.20m
皆瀬川	岩崎橋	1.00m	1.70m	2.40m	2.60m
成瀬川	安養寺	1.50m	2.40m	3.50m	3.80m

洪水予報指定河川と氾濫注意水位、避難判断水位（秋田県）

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
横手川	寺村	1.80m	2.50m	4.10m	4.50m
	朝倉	1.80m	2.50m	3.90m	4.10m
	上の橋	1.20m	2.00m	-	-
上溝川	町田	2.00m	3.10m	4.00m	4.40m

※ 水防団待機水位：水防団が体制を整える段階

※ 氾濫注意水位：氾濫の発生に対する注意を求める段階

※ 避難判断水位：避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

※ 氾濫危険水位：いつ氾濫してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

第4 火災警報の発令

市長は、知事からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとします。

火災警報発令の基準（秋田県火災気象通報発令の基準に準じる）

発令基準	1 火災気象通報【乾燥】 ①最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合 ②実効湿度 70%以下、平均風速 10 ㎧以上が予想される場合
	2 火災気象通報【強風】 平均風速 10 ㎧以上が予想される場合
	3 火災気象通報【乾燥・強風】 火災気象通報【乾燥】火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合
周知方法	①サイレン ②防災行政無線 ③広報車等 ④防災ラジオ
対策	①市民への周知 ②地域内のパトロール

（注）雨又は雷を伴う場合は通報しないこともある。

第5 気象警報等の伝達

1 気象警報等の受領

気象警報等は、気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、受領した県は市及びその他関係機関に対して直ちに伝えるものとします。

(1) 措置

市は情報の受領にあたって、関係部課に周知徹底しうるよう、あらかじめ情報等の内容伝達組織を整備します。

(2) 取扱要領

ア 気象警報等は、危機対策課が受領するものとします。

イ 危機対策課は気象警報等を受領したときは、速やかに庁内各部局に連絡するものとします。

ウ 夜間、休日、勤務時間外の気象警報等は、危機対策課防災携帯及び通信指令室で受領し伝達するものとします。

エ 特に農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等の気象警報が発表されたときは、報道機関によりこれらの気象警報が一般に周知されていることを確認し、被害防除のための対策をとるよう農林部が周知するものとします。

2 伝達系統

(1) 気象警報等の伝達は、必要に応じて市が整備する多様な情報伝達手段により周知を図るものとします。特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生または切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務付けられていることから、市はあらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとします。

(2) 水防警報の伝達系統は、「横手市水防計画」によります。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害応急対策を円滑に実施するためには、迅速・正確な情報を収集するとともに、的確に関係機関へ通報（伝達）することが必要です。このため、関係機関と相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図り、組織的、機能的に応急対策の推進を図ります。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用するよう努めます。加えて最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとします。

また、市は、平時より防災関連情報の収集や蓄積に努め、ハザードマップ等による災害リスクの周知などに生かすものとします。

第2 情報収集体制及び伝達系統

1 災害情報の収集及び調査

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたります。

- (1) 市は、災害発生直後において死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害の範囲等の人命・財産など生活に直接かかわるものを最優先し、関連情報の収集にあたります。
- (2) 防災関係機関は、必要に応じ航空機、無人航空機による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を、県総合防災情報システム等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとします。
- (3) 市及び防災関係機関は、被害規模に関する概括的な情報や人的被害（死者・行方不明者）等の情報を上級機関に報告します。
- (4) 市及び防災関係機関は、災害応急活動や広報に関し、緊密な情報交換を行います。

2 異常現象発見時の措置報告通報等

(1) 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市職員、消防職員、警察官へ通報し、通報を受けた者は、速やかに秋田地方気象台、県総合防災課、その他関係機関に通報します。

(2) 市民に対する周知

予想される災害地域の住民、関係団体等に周知する場合は、市が整備する多様な情報伝達手段により行います。

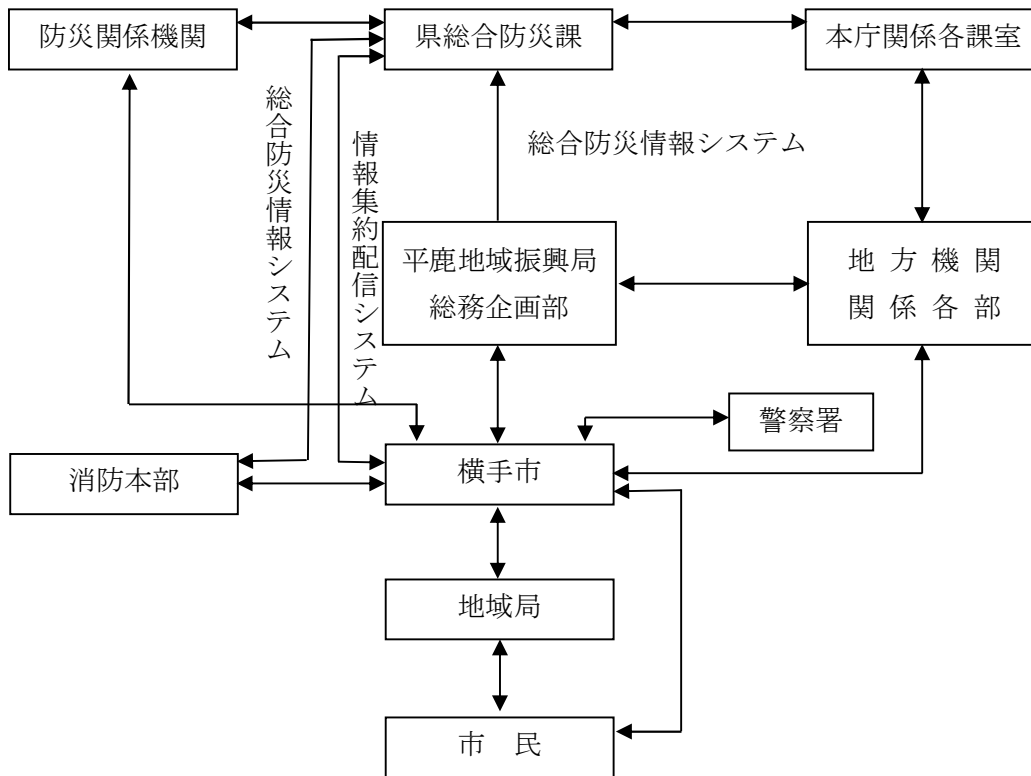
(3) 通報を要する異常現象は概ね次のとおりです。

- ア 著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降雹など）
- イ 顕著な地形変化、湧水の異常変化
- ウ 群発地震

第3 情報の収集・伝達等

関係機関の協力を得て、災害応急活動ができるように必要な情報及び被害状況を収集把握するとともに、速やかに関係機関に伝達を行います。

災害情報収集・報告系統図



第4 被害報告

市は、災害（火災を除く。）が発生した時には、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告します。

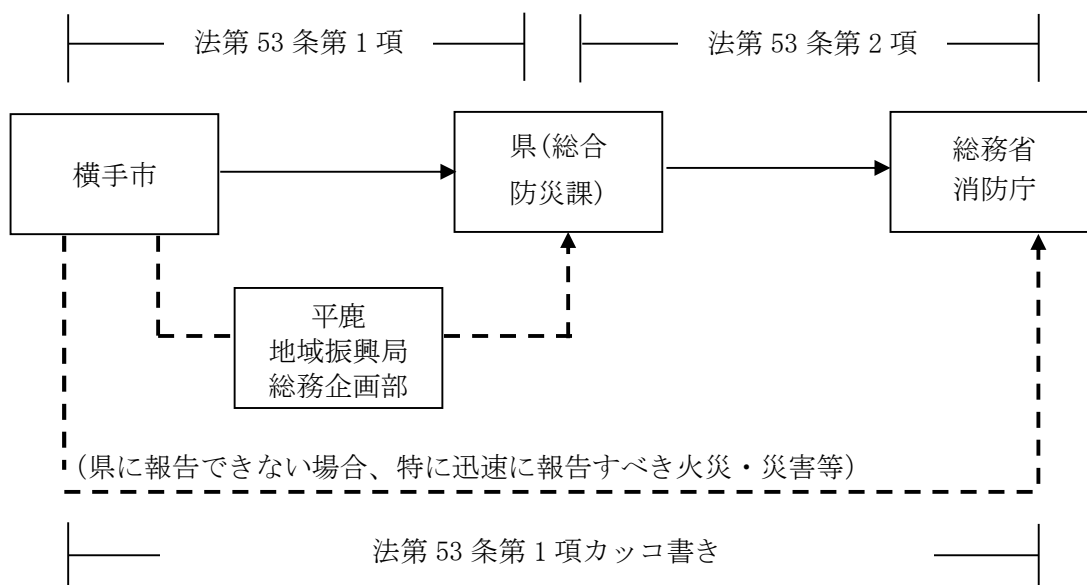
ただし、県総合防災課に報告できない時、又は、特に迅速に報告すべき火災・災害等については直接消防庁に報告します。

なお、地震により人的被害若しくは住家被害が生じたもの、風水害・火山災害により人的被害もしくは住家被害が生じたもの、雪害により人的被害（死亡）及び住家被害（全壊）が生じたもの、または、雪害により孤立集落が生じた場合は、県総合防災課に対して、第1報については原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。

また、特に迅速に消防庁に報告すべき基準（※1 直接即報基準）に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告します。

※1 直接即報基準については防災ハンドブック参照。

<災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート>



《消防庁連絡先》

回線別	区分	平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

1 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、第1報で、死傷者の発生の有無等を報告する場合）には、災害概況即報を用いて報告します。

(1) 災害の概況

発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時

(2) 災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入し、特に人的被害及び住家の被害に重点を置き報告します。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市及び消防機関が講じた措置について具体的に記入し、避難指示を行った場合、その日時、対象避難範囲または地区、避難世帯・人数等について記入します。

2 被害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を第1号様式により報告します。ただし、被害額は省略することができます。

3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第1号様式により報告します。

4 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを第3号様式により、翌年の4月30日まで報告します。

ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとします。

第5 安否情報の収集・伝達体制

1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとします。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとします。

2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができます。

市及び県は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行います。

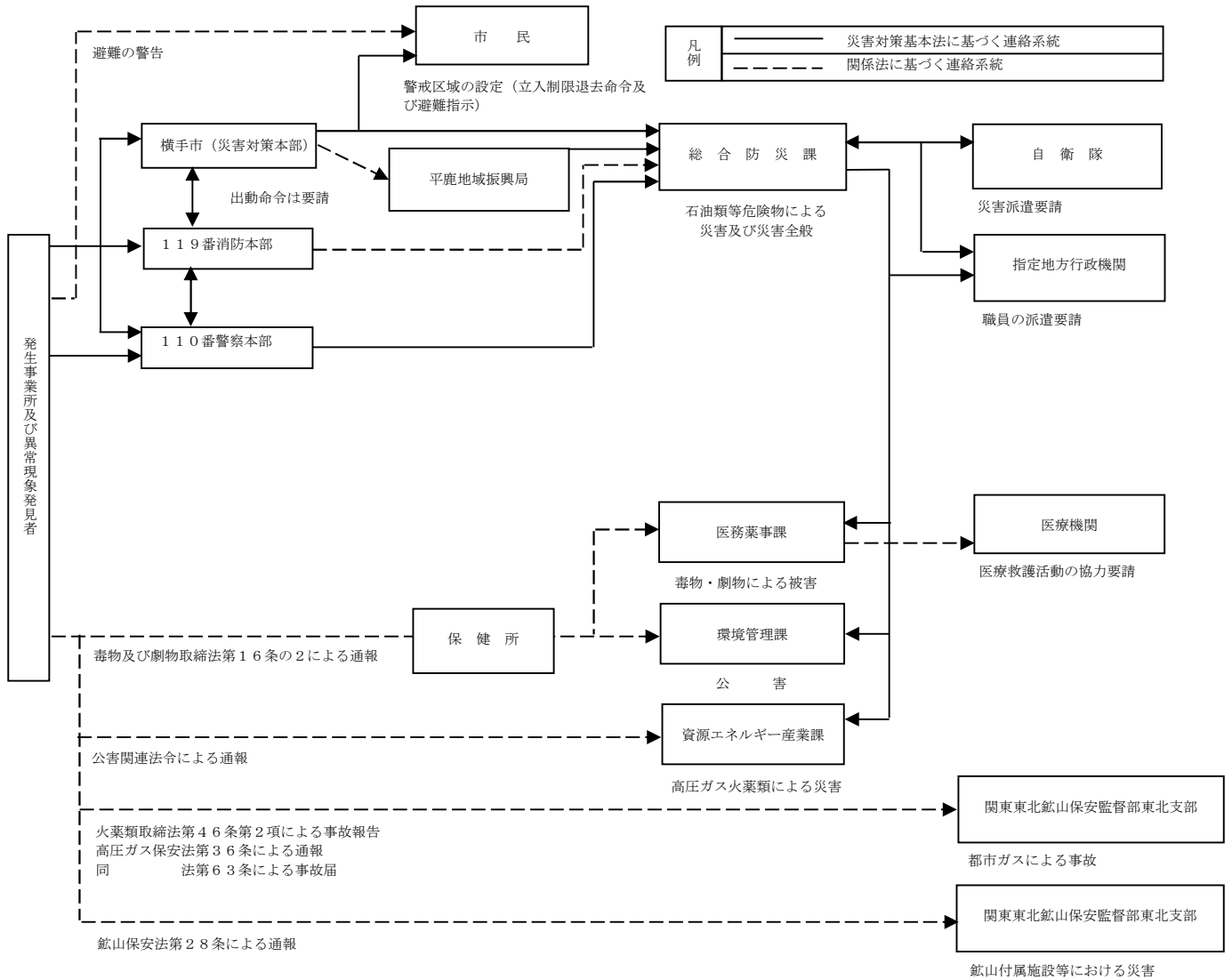
また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市及び県は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図ります。

3 行方不明者相談対応班との連携

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に設置される行方不明者相談対応班と連携し、安否確認及び市・県に寄せられた情報の共有等を行います。

第6 特殊災害発生時の措置

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によります。



第5節 孤立地区対策計画

担	部局名	総務企画部、建設部
当	関係機関	東日本電信電話株式会社秋田支店

第1 計画の方針

災害による孤立想定地区の孤立予防対策として、道路・橋りょう等の耐震化、通信施設等の公益施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりや雪崩発生危険箇所等、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとします。

更に、地区住民は、日頃から近隣住民の実態の把握、通信機器の操作の習熟、備蓄に努め、孤立となった場合は安否確認を行います。

第2 交通路の確保

各道路管理者は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、災害危険箇所の巡視を強化します。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂等を確認した場合には、関係機関と連絡調整のうえ、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施します。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施します。

なお、迂回路の確保ができない場合、更に通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備します。更に、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手します。

関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行います。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努めます。

市は、公衆電話施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機を孤立地区の代表者に貸し出します。また、衛星携帯電話機に安定した電力を供給するため、自家発電機を貸し出します。代表者はその保守と点検に努めます。

第6節 通信運用計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	東日本電信電話株式会社秋田支店、携帯電話事業者

第1 計画の方針

通信は、災害時における情報の収集・伝達及び応急対策に必要な命令・指示等の伝達のため極めて重要であり、災害時における非常通信の確保とともに、通信連絡が迅速確実に行われるよう通信手段及び通信施設の運用方法について定めておきます。

第2 通常時における通信連絡

市は、県その他防災関係機関が行う災害に関する予警報の伝達又は関係機関に対しての連絡等については、県総合防災情報システム、電話をもって迅速に行います。

第3 非常時における通信連絡

災害時における通信連絡は優先電話、無線電話等を利用し、迅速確実に行います。災害対策本部を設置したときは、総務部及び各部長は、通信伝達系統により災害通信連絡にあたるものとし、

1 通信連絡の体制

- (1) 災害時における通信連絡は、条里北庁舎に設置される災害対策本部において処理するものとし、災害対策本部においては県総合防災情報システム、NTT災害時優先電話、MCA無線、消防無線その他の通信設備を配置します。
- (2) 総務部は、災害対策本部の開設準備が終了したときは直ちに通信連絡事務従事者を配置します。
- (3) 各部は、情報の収集、伝達にかかる事務に従事させるため、通信連絡事務従事者を指名します。
- (4) 災害対策本部を設置したときの通信責任者は、各部長とします。
- (5) 通信連絡は文書により行うことを原則とし簡単かつ明瞭に行います。
- (6) 災害に関する通信の送受信者は、通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信責任者に報告します。

2 市が保有する通信施設

非常時に有線が不通の場合、次の活用を図り通信連絡の確保に努めます。

(1) 県総合防災情報システムの活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システムを最大限活用して通信運用を迅速に行います。

- (2) 消防・救急無線の活用
- (3) 防災行政無線の活用
- (4) MCA無線の活用

- (5) アマチュア無線の活用
- (6) その他簡易無線機

3 電気通信事業通信施設の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用します。

なお、防災関係機関は非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておきます。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電話取扱支店の承認を受けた非常又は緊急電話
- (2) 災害地の指定緊急避難場所等に設置された有線又は可搬無線機による特設電話

4 他の機関の通信設備の使用

- (1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法、その他の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用して、その通信を確保します。

- ア 警察署通信施設
- イ 鉄道関係通信施設
- ウ アマチュア無線通信
- エ タクシー業務無線通信
- オ その他

- (2) 他機関の通信施設を利用する場合は、管理者に申し出て行います。

- ア 利用又は使用しようとする通信施設
- イ 利用又は使用しようとする理由
- ウ 通信の内容
- エ 発信者又は受信者
- オ 利用又は使用を希望する時間
- カ その他の必要な事項

第4 通信施設の応急、復旧対策

1 秋田県総合防災情報システム

- (1) 基本方針

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、関係機関相互の無線通信の確保に努めます。

- (2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行います。

- 1) 要員の確保
- 2) 予備電源用燃料の確保
- 3) 機器作動状態の監視強化
- 4) 機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行います。

- 1) 職員による仮復旧の実施
- 2) 非常通信ルートを活用した通信の確保
- 3) 復旧工事に伴う要員の確保

2 東日本電信電話株式会社秋田支店

(1) 基本方針

通信サービスの途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信のふくそう状況等に応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧等について速やかに対策がとれる体制をつくります。

イ サービスの復旧順位

- 1) 第1順位
気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関
- 2) 第2順位
ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関
- 3) 第3順位
第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 災害時の非常そ通措置

災害時の通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行います。

- 1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等のほか特設公衆電話の設置等を行います。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するために必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行います。
- 3) 非常、緊急通話又は、非常、緊急電報は、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱います。警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携を図ります。
- 4) 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知します。

- ①災害復旧措置及び応急復旧状況
- ②通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ③災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- ④利用制限をした場合の代替となる通信手段
- ⑤住民に対し協力を要請する事項
- ⑥その他必要な事項

3 携帯電話事業者

(1) 基本方針

移動通信施設等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努めます。

(2) 応急復旧対策

ア 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

イ 携帯電話の貸出し

被災地の避難所及び市等への携帯電話の貸出しに努めます。

ウ 災害時における広報

- 1) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。
- 2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等により直接当該被災地に周知します。

第7節 広報計画

担	部局名	総務企画部
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害発生時の混乱した事態に、民生の安定と秩序の回復を図るため、効果的な広報活動を行い、災害応急対策の実施状況等を市民に迅速かつ的確に周知する必要があります。

なお、広報にあたっては、要配慮者に配慮するほか、市民等からの問合せに対する体制の整備を図ります。

第2 広報の実施機関及び資料の収集

- 1 災害情報、被害状況等災害に関する広報は災害対策本部等の総務部広報班において行います。
- 2 総務部広報班は公聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めます。
- 3 広報写真の収集等、報告、記録等に供する写真は、総務部広報班が担当し、各部の被害調査員が撮影した写真を収集するとともに、民間人が撮影した写真についても極力活用します。

第3 市民に対する広報

1 広報の手段等

広報は総務部広報班において行い、災害の状況等により、消防、警察、その他の機関においても実施します。

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしてあらゆる手段を用いて行い、災害の規模、態様に応じて次に掲げる最も有効とみられる方法により行います。特に、停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとします。

(1) 交共通信施設が利用できる場合

- ア 防災行政無線による広報
- イ 広報車（市、消防機関、警察等）による広報
- ウ 安全・安心メールによる広報
- エ 横手かまくらFM（緊急時には割込み放送）による広報
- オ テレビ、ラジオ、新聞による広報
- カ チラシ、ビラ等による広報
- キ 市ホームページを活用した広報
- ク SNS（フェイスブック、横手市LINE、X(旧ツイッター)等）による広報
- ケ デジタルサイネージ（よこてれび）による広報
- コ 緊急速報メール（エリアメール）による広報

(2) 交共通信施設が途絶した場合

最低限必要な通信事項はオートバイ、自転車、徒歩等により市政協力員に通知し、協力員から市民に連絡します。

2 広報の時期及び事項

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害防止等に必要な注意を取りまとめ、広報手段により広報します。

(2) 被害発生後の広報

被害の推移、避難の準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にいきわたるよう広報します。例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点を置き、市民の不安解消と激励を含め、沈着な行動を要請する等の広報を実施します。

3 広報の内容

災害広報の内容は、災害の規模、態様に応じて次の事項に重点を置いて行います。

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 災害情報及び被害状況
- (3) 避難措置（避難の指示及び避難者の状況）、その他市民の保護措置
- (4) 交通、通信その他公共施設等の状況
- (5) 治安、警備その他市民の不安解消、相互扶助の高揚に関する措置
- (6) 災害応急対策の実施状況及び市民の生活の確保に関する措置
- (7) ライフラインの復旧状況
- (8) 物資等の供給状況
- (9) 二次災害等被害防止の情報
- (10) その他注意事項等
 - ア パニック防止の呼びかけ
 - イ 出火防止の呼びかけ
 - ウ 人命救助の協力呼びかけ
 - エ 生活関連情報（電気・ガス・水道、食料・生活必需品の供給状況）
 - オ 医療機関の活動状況
 - カ その他必要な事項

第4 報道機関・関係機関等への広報

- 1 報道機関に対する発表は、災害対策本部長又は副本部長のいずれかが記者会見等を設けて定期的に現況を発表します。
- 2 職員に対しては、庁内放送等で随時周知します。
- 3 公共機関、団体及び重要な施設の管理者に対する広報は市民に対する広報同様あらゆる機会を捉えて行い、特に状況に大きな変化があった場合は災害対策本部の各班の責任において速やかに行います。
- 4 災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておきます。

第8節 避難計画

担	部局名	総務企画部、まちづくり推進部、市民福祉部、消防本部、教育総務部
当	関係機関	自衛隊、横手警察署

第1 計画の方針

市は、各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者等の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示を決定し、これらを発令します。

また、避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給及び不足物資等の調達、更に保健・衛生面等の避難者又は被災者の生活支援を行います。併せて、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者の支援に努めます。

なお、これら生活支援等の実施にあたっては、要配慮者や女性への十分な配慮並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について留意します。

第2 警戒レベル及び避難情報

警戒レベルは、水害や土砂災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と居住者等に促す情報を関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は次のとおりです。

1 警戒レベル3 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、「避難指示」の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の市民等の自主的な避難を促進するために提供します。

なお、「避難指示」及び「緊急安全確保」を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとします。

2 警戒レベル4 避難指示

「避難指示」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所等安全な場所への避難を促すために通知します。

3 警戒レベル5 緊急安全確保

「緊急安全確保」は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示します。

第3 避難の区分及び態様

1 判断者による避難の区分

(1) 市民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は、市民自らの判断で避難するものとします。

(2) 高齢者等避難、避難指示による避難

市長は、災害発生のおそれがあると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕を持って高齢者等避難、避難指示の発令を行います。

2 避難の態様

(1) 事前避難

災害情報（大雨、暴風、洪水の警報又は河川の警戒水位の突破等）により、災害発生のおそれがある場合に、事前に市民を安全な場所へ避難させることをいいます。（市民自らの判断で避難するものを含みます。）

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合で、災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合に、当該地域の市民全員に緊急に安全な場所へ避難させることをいいます。

(3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により移送収容する者及び避難に遅れた者を救出収容し避難させることをいいます。

第4 避難情報の発表に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般		災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	ただし、市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第(昭和23年法律第136号)4条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にはいない場合に限る	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者(市長)	洪水	洪水による氾濫についての避難指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地滑り	地すべりについての避難指示	地すべり等防止法第25条

第5 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいない時	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

第6 避難指示の基準及び報告

1 避難情報の基準

(1) 局地的な災害による避難指示

- ア 河川の上流が被害を受け、下流地域に浸水による危険があるとき
- イ 豪雨、洪水、火山の噴火等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき
- エ 危険物等の施設に被害が発生し、爆発のおそれがあるとき
- オ ガスの流出拡散により周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測される時
- カ 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測される時
- キ 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ク その他、市民の生命を守るために必要と認められるとき

(2) 広域的な災害による避難指示

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき

- イ 暴風、豪雨、火山の噴火等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき
- ウ ガスの流出拡散により広域的に人命の危険が予測される時
- エ その他、市民の生命を守るために必要と認められるとき

(3) 避難情報の基準

避難情報の基準は次のとおりとし、市民を避難させるにあたっては、総合的に状況を判断して行います。詳細については別にマニュアルで定めます。

なお、火山災害に伴う避難については、第4編第3章第3節「噴火警戒レベルに応じた防災対応」によります。

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難情報の発令及び報告

(1) 市長

ア 避難指示

市民等を避難させるにあたっては、その時の情勢を総合的に踏まえ、前記1(3)の基準により行います。

災害発生時に市長と連絡がとれない場合は、職務代理者の順位に従って、代理者が遅滞なく避難指示を発令します。

決定者	代理者		
	1	2	3
市長	担当副市長	副市長	総務企画部長

イ 報告

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事へ報告します。また、市長が警察官から避難のため立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に報告します。

市長 → 知事

(2) 警察官

ア 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとります。

イ 災害対策基本法による指示

市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示します。

ウ 報告・通知

1) 上記アにより警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告します。

警察官 → 公安委員長

2) 上記イにより避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告します。

警察官 → 市長 → 知事

(3) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記(2)アの警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができます。

イ 報告

上記アにより自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指示する者に報告します。

自衛官 → 防衛大臣の指示する者

(4) 水防管理者

ア 指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示します。

イ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知します。

水防管理者 → 警察署長

(5) 知事又はその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときは、その区域内の市民等に対し立ち退きを指示します。

ウ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知します。

知事又はその命を受けた職員 → 警察署長

第7 避難の周知

1 高齢者等避難

市長は、避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において、危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促します。

2 避難指示

市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促します。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして周知徹底を図ります。

(1) 避難指示の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）

(2) 避難の対象地域、又は地区の範囲

(3) 避難指示の期間

(4) 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所等）

(5) 避難経路

(6) その他必要な事項

なお、指定緊急避難場所、指定避難所については、市長が災害の種類等を踏まえ、又は関

係機関と協議して最も適当な場所を指示し、開放、開設するものとします。

3 緊急安全確保

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促します。

4 市民への周知

避難の措置を実行したときは、速やかに市民等に対してその内容の周知を図るとともに、関係機関に対して連絡します。

5 伝達方法

- (1) 防災ラジオ
- (2) 緊急速報メール（エリアメール）
- (3) 安全・安心メール
- (4) 防災行政無線
- (5) 横手かまくらFM
- (6) 市ホームページ
- (7) SNS（フェイスブック、横手市LINE、X（旧ツイッター）
- (8) 広報車（市、消防機関、警察等）
- (9) 信号（警鐘、サイレン等）
- (10) 伝達員（メガホン、マイク等）
- (11) 災害情報集約配信システム（Lアラート）

6 報告

市長は避難の措置を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告します。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由
- (3) 避難対象区域
- (4) 発令日時
- (5) 避難先

7 その他

市は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとします。

第8 避難誘導

1 警戒区域設定時の避難

市長は、住民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難情報の発令と同時に消防本部に対し、区域内の市民等を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所へ誘導します。

2 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行います。

- (1) 避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自治会・町内会等の組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行います。
- (2) 市長は、必要と認める指定緊急避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせます。

3 学校、事業所等の避難

学校、幼稚園、保育園、事業所、商業施設その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則としますが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得て安全な場所への避難誘導に努めます。

4 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとします。

- (1) 要配慮者の安全確保の援助及び優先避難の呼びかけを行うなど、近隣住民やNPO・ボランティア等の協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図ります。
- (2) 避難経路の選定にあたっては、できる限り危険な道路、橋りょう、堤防、危険物取扱施設を避け、その他浸水、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等がない経路を選定します。また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努めます。なお、避難経路は市長（本部長）から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が選定するように努めます。
- (3) 避難経路の要所に誘導員を配置します。また、危険な地点には標示、縄張りを行います。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じます。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ自治会・町内会等の単位で、集団で行うこととします。
- (6) 安全な避難が行われるために、所持品は最小限にとどめるように指導します。
- (7) 知事は市長からの要請その他により、車両等による移送の必要を認めたときは、次のとおり応援又は派遣を要請します。

区 分		要 請 先
陸上輸送	道 路	秋田運輸支局、民間バス会社
	鉄 道	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
航空機輸送		自衛隊、民間航空会社

- (8) 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる災害業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される水害、土砂災害等の種類、規模等を考慮のうえで安全かつ迅速な避難誘導を行います。

第9 市民の避難に関する留意事項

1 避難の優先

避難にあたっては、高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児を連れた方等の要配慮者の避難を優先します。

2 携行品の制限

避難時の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュ等、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとしします。

また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等を携行します。

- (1) 住所、氏名、生年月日、血液型等を記載した身分証明書
- (2) 1人3食分位の食料と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬、感染症対策用品等
- (3) 服装は軽装とし、素足を避け、帽子（頭巾）、雨具類及び必要に応じ防寒具

3 自動車等による避難の自粛

自動車による避難及び家財の持ち出しは、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがあるので行わないこととします。

4 火気の安全確認

住家、事業所等から避難する場合は、火気の安全を確認して避難を開始します。

5 避難者の移送

市が避難者の移送を行う場合は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とします。

第10 避難所の開設及び運営

避難所運営マニュアルに基づき、下記により実施します。

1 避難所の開設

(1) 避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は次のとおりとします。

- ア 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 避難所の開設

避難所の開設は、以下の点、また災害の種類等を踏まえて行います。

- ア 市長は、高齢者等避難、避難指示を発令したとき、または市民の事前避難が必要と判断したとき、若しくは住民の自主避難を覚知したときは、直ちに避難所を開設します。
- イ 避難所の開設は、避難部が各施設と協力して行います。
- ウ 避難所は、原則として事前に指定した施設とします。
- エ 開設に先立って、避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認します。

オ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行います。

◆資料編 第5節 第2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置します。

- ア 既存の他の公共施設を利用します。
- イ 既存の他の施設（寺社・会社・工場等）を利用します。
- ウ 公共用地にテント等を設置します。

(4) 避難所開設の報告

市長は避難所を開設したときは、知事に対し次の事項を報告します。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(5) 避難所の開設期間

開設期間は、原則として、災害が発生した日から7日以内とします。

(6) 避難所開設の周知

市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知します。

(7) 代替施設の確保

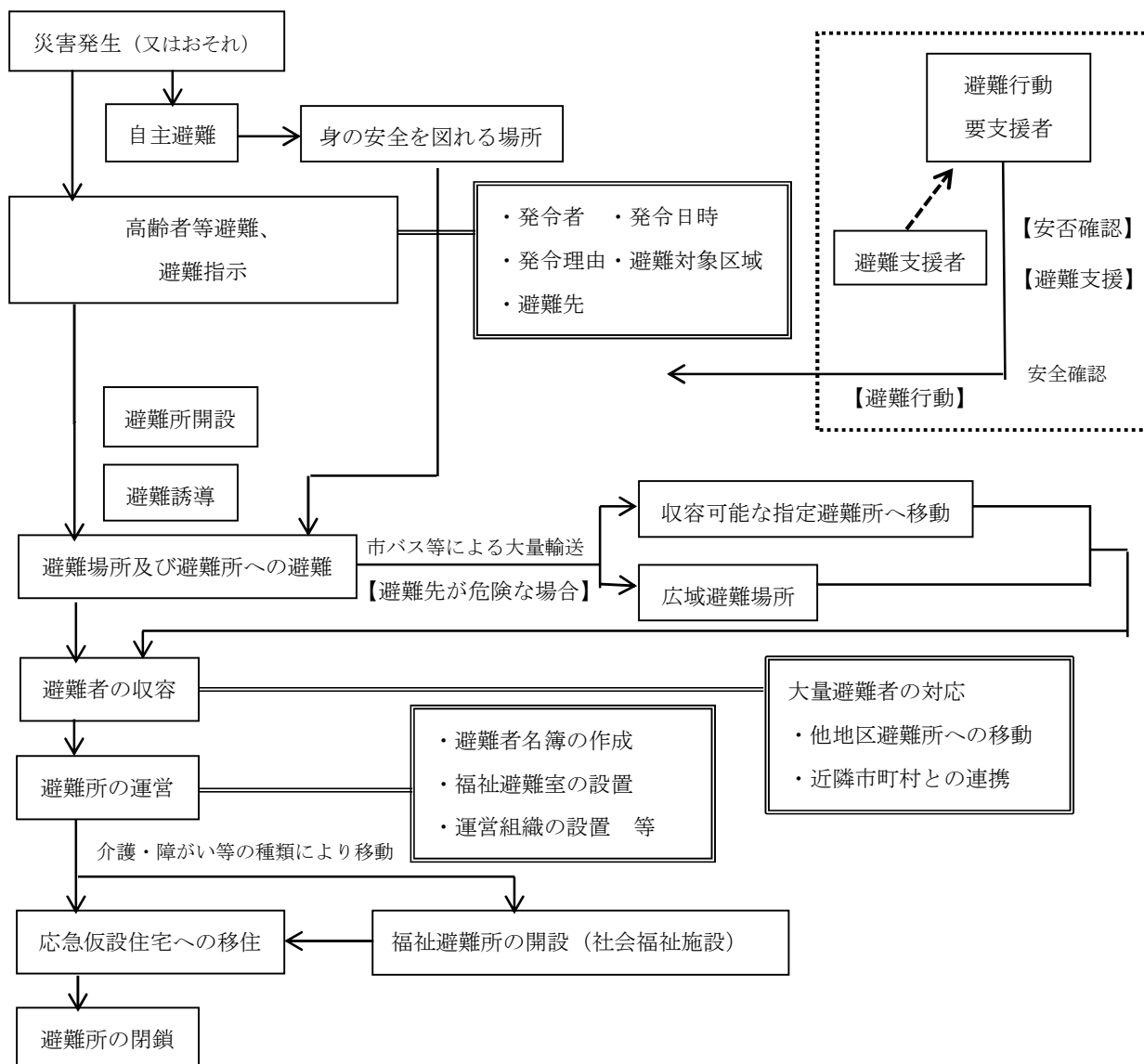
災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村の協力を得て近隣市町村への収容、あるいは建物等を借り上げて開設します。

(8) 福祉避難所の開設

市は、避難行動要支援者で一般避難所での生活が困難で特別な配慮を要する者を受け入れるための避難所を、市と協定を締結している社会福祉施設等の中から必要に応じて順次開設するものとします。

◆資料編 第5節 第3 福祉避難所一覧

◆図 避難所等の開設フロー図



2 避難所の運営

(1) 計画の方針

避難所には担当職員を適切に配置し、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等、所内の維持にあたります。なお、避難所における情報伝達、食料・飲料水等の給付、清掃等の業務は避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得て運営します。

(2) 管理運営体制

避難所の運営は、災害対策本部が派遣する職員（管理運営責任者）が担当します。避難所内での各活動、場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が施設の責任者及び避難者の代表者等と連携をとりながら行います。

管理運営責任者は、避難者に対し、自治組織結成を要請し、避難所の管理運営について避難者等との連携を構築し、次の業務についての的確に行います。

- ア 避難所での秩序の維持と衛生管理
- イ 避難者に対する情報伝達
- ウ 避難所情報の災害対策本部への伝達

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、NPO・ボランティア、自主防災組織等により行います。また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスするほか、避難所運営についても協力します。

(3) 運営方法

- ア 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びNPO・ボランティア等の代表による協議の場を設け、調整を行います。

- イ 避難者名簿の作成及び報告

管理運営責任者は、避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、各世帯単位の避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告します。

◆資料編 第5節 第4 避難に関する様式

- ウ 避難所内の居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会・町内会等）ごとにまとまりを持てるように行います。

各居住区域は、適当な人員（30人程度を目処とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、情報の連絡等についての窓口役となるよう要請します。

- エ 食料、生活必需品の要請、受取及び配給

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は各部へ調達を要請します。また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所用物品受払簿を作成し、居住区域ごとに配給を行います。

- オ 避難所の運営状況の報告

管理運営責任者は、災害対策本部に対して避難所の運営状況を報告します。また、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告します。

- カ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として避難所収容台帳を作成し、避難所日誌を記入します。

キ 女性・高齢者等の参画の推進

避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するようにするため、責任者や役員に女性も就くこととします。また、女性、若者、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえて避難所での生活のルールづくりを行い、特定の活動（例えば食事づくり、清掃等）が性別や年齢により偏ることのないようにします。

(4) 避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施します。

ア 避難者情報の管理

市（避難部）は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用します。

イ 要配慮者対策

- 1) 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行います。
- 2) 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮します。
- 3) 避難生活の長期化等必要に応じて、福祉避難所への移送、福祉施設への緊急入所、病院への緊急入院が行えるよう連絡調整を行います。
- 4) 要配慮者が避難所での集団生活が困難である場合、市は応急措置として、避難所の教室等を活用し、要配慮者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応します。
- 5) 管理運営責任者は、保護者と連絡がとれない又は保護者が容易に判明しない年少者について、市と連携して保護者等の発見に努め、避難所において一時的な期間、付添い者等に配慮します。
- 6) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障がい特性等に応じた合理的配慮を行うよう努めるものとします。
 - ・肢体不自由者
車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等
 - ・聴覚障がい者
手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等
 - ・視覚障がい者
放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等
 - ・知的障がい児者
簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等

- ・精神障がい者
状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等
- ・発達障がい児者
本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等
- ・高次脳機能障がい者
記憶障がいや社会行動障がい等、外見から判別しにくい症状もあるため、声かけや簡潔な説明を行う等
- ・医療的ケアを必要とする人
人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等
- ・人工肛門・人工膀胱保有者
同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

ウ 医療・保健体制

市（民生福祉部）は、避難者の健康・精神的ケアについて、保健師等による健康相談を行うほか、必要に応じて医師や医療救護班を巡回派遣します。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置をとります。

エ 避難所生活長期化への対応

市は、避難所生活の長期化に対応するため、生活を営むために必要な設備・機器を確保します。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

1) 生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努めます。

2) 入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請します。

3) プライバシーの保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努めます。

オ 食事療法が必要な方への配慮

避難所において、アレルギーや腎疾患患者等で特別な食事が必要な者について把握し、必要な食料の調達の手配をします。

(5) 多様な視点を取り入れた避難所対策

ア 男女別ニーズの違いへの配慮

- 1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用のスペースを設けます。これらの設置に当たっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用しプライバシーの確保

に努めます。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに配置するとともに、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討します。

- 2) 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じます。

イ 妊産婦、乳幼児等への配慮

- 1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行います。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月例、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行います。
- 2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えます。
- 3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮します。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとします。

(6) 管理運営上留意すべき事項

- ア 避難所の維持管理体制の確立
- イ 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
- エ 自治組織、施設管理者及び行政による連携
- オ 避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- カ 環境衛生保護と維持
- キ 避難者の精神的安定の維持
- ク 施設の保全管理
- ケ トラブル発生の防止

(7) 学校の避難所対応

ア 教育委員会の基本的対応

施設管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については、管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行います。

イ 教職員による避難所対応への支援

児童・生徒・学生の在校時、在校していないときに関わらず、学校等が避難所として開設される場合に備え、あらかじめ各学校等に初動体制の支援にあたる教職員を決めておきます。教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童・生徒・学生に関する指導等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営を支援します。

ウ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にありますが、施設設備の使用等を含めて、学校等の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営にあたります。

第11 広域避難及び広域一時避難

1 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めます。

2 広域避難及び広域一時滞在の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請します。なお、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めるものとします。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとします。

3 関係機関における連携

国、県、市、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとします。

4 広域避難及び広域一時滞在の受入れに係る準備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても考慮するなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとします。

第12 指定避難所外避難者への支援

市は、やむをえず指定避難所以外に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等とおして指定避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、食料や飲料水、生活関連物資等の供給、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努めます。

第13 帰宅困難者対策

大規模災害により、鉄道や路線バス等の公共交通機関に支障を来した場合には、多数の帰宅困難者の発生が予想されることから、災害発生時には市は関係機関と連携し帰宅困難者の支援

に努めます。

1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」といいます。

2 帰宅困難者発生状況の把握

災害により交通機関の運行が停止した場合、主要駅及び周辺施設、各学校、避難所等から帰宅困難者の情報を得ます。

3 一時滞在施設の確保

被災して支援を求める帰宅困難者に対しては、公共施設やホテル等の民間施設の協力により、一時的に滞在可能な施設を確保するとともに、誘導を行います。

第14 避難所等のペット対策

避難所へ飼い主がペットを同伴できるよう環境整備に努めるとともに、ペットの管理状況を把握し、関係機関の協力を得て支援体制の構築に努めます。

第9節 消防・救助活動計画

担	部局名	総務企画部、農林部、消防本部、消防団
当	関係機関	秋田森林管理署湯沢支署、平鹿地域振興局農林部

第1 計画の方針

市は、災害発生時において、管轄区内の火災予防、消防活動を迅速かつ効果的に実施するとともに的確な救助・救急活動を行います。

第2 消防活動

1 市の活動

(1) 市は、火災等の災害が発生したときには、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、市民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を期するよう広報を徹底します。また、要救助者の救助救出と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関へ救急搬送します。

活動にあたっては、市民・自主防災組織や防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講じるよう図ります。

(2) 市は、災害の規模が大きく、自力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請します。また、県内全13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請します。

2 林野火災対策

(1) 市長は、火災区域が拡大し、地上からの消火が困難な場合又は住家へ延焼するおそれがある場合等で、空中消火が必要と認めるときは、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

(2) 市長は、火災が広域に拡大し、県及び他道県の消防防災ヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

(3) 市長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けた時は、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し、報告するとともに、補給基地の運営を支援します。

(4) その他詳細は、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」によります。

第3 救助活動

災害により救助者が発生したとき、市及び防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ適切な救助活動を実施します。

1 市の活動

(1) 市は、災害により管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な応急活動にあたります。活動にあたっては、市民や自主防災組織と連携して効果的な活動実施を図ります。

そのため、平時から市民・自主防災組織に対して救急・救助や初期消火活動についての知識の普及、啓発を推進します。

(2) 市は、自力のみの救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、更に必要なときには、市長は知事に対して自衛隊の派遣を要請します。

また、県内全13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請します。

2 関係機関の活動

(1) 警察は、市や県からの救助活動の応援を求められた場合又は警察が自ら必要と判断した場合には、速やかに救助・救急活動を実施します。

(2) 自衛隊は、知事の派遣要請に基づき、救助・救急活動を実施します。

3 合同調整所の設置

災害現場で活動する消防・警察・自衛隊等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行います。また、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り連携して活動するものとします。

第4 防災業務従事者の安全対策

1 市は消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねます。また、消防活動上必要な安全装備の整備に努めます。

2 消防本部は警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めます。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めます。

【主な内容】

- ・警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
- ・ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- ・消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の擁立

第10節 県消防防災ヘリコプター活動計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	県総合防災課

第1 計画の方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用します。

第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航します。

区 分	内 容
公共性	地域及び地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を充たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができます。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故における捜索・救助
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- イ 高層建築物火災における救助
地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上から接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- エ 高速道路等での事故における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上から収容、搬送が困難と認められる場合
- オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び市民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送
交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
- エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害の状況把握及び情報収集
地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集
ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で食料、衣料、その他生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における市民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等や警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

(5) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

市長及び消防長（以下、本節において「市長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認められる場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行います。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市長等に出動の可否について回答します。

2 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えます。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所から病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

3 報告等

市長等は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊に報告します。

○ 報 告 先

報 告 先	電 話 等	所 在 地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103	秋田市雄和椿川字 山籠 40-1
	FAX 018-886-8105	
	県総合防 災情報シ ステム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	

○ 県消防防災ヘリコプターの運航体制

- (1) 体制 365日（土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制）
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとしますが、災害等が発生し緊急運航をする場合は、日の出から日没までとします（耐空検査、整備等時は除く）。
- (3) 夜間緊急搬送は、昼間運行時間内に要請があったときに実施します。

- 本市における臨時離着陸場
資料編に掲載しています。

第4 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行うものとします。

1 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下の全てに該当する場合に実施します。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

2 要請時間

昼間運行時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があった時に実施します。

3 指定臨時離着陸場

当市では平鹿総合病院ヘリポートを臨時離着陸場として使用するものとします。

第11節 水防活動計画

担 当	部局名	総務企画部、建設部、消防本部、消防団
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部

第1 計画の方針

洪水等による水災の警戒及び防ぎよ等、市内各河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策の大綱は、「横手市水防計画」によります。

第2 水防活動

洪水等による水災の警戒及び防ぎよ等の必要な活動については、「横手市水防計画」によります。

第12節 災害警備活動計画

担	部局名	総務企画部、市民福祉部
当	関係機関	横手警察署

第1 計画の方針

市は、警察と緊密な連携のもとに災害警備対策を推進し、情報の収集に努め、予想される社会的混乱や犯罪の予防、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした警備活動に努めます。

第2 迷子等の保護

迷子及び高齢徘徊者等の自救無能力者（以下、本節において「迷子等」という。）を発見したときは、指定避難所、病院その他関係機関・施設に対し、必要な照会、手配を行い、適切に保護します。

保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がいない子供及び保護者等が容易に判明しない子供は、県児童相談所に通告又は引き継ぎます。

第3 地域安全対策

1 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等の地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止に努めます。

2 地域安全活動

(1) 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における空家等への侵入防止等、一般防犯活動を強化するとともに、指定緊急避難場所、救援物資等の集積所等に対する警戒活動を重点的に行います。

(2) ボランティア活動への支援

被災地域の防犯パトロール等を実施するNPO・ボランティア及び自治会・町内会等には、必要な資機材の提供に努めます。

第13節 交通輸送計画

担 当	部局名	財務部、市民福祉部、建設部
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、横手警察署、東日本高速道路秋田管理事務所、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社

第1 計画の方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものであり関係機関に所属する可能な限りの人員、機材、物資等の緊急輸送に努めます。

第2 輸送網の確保

1 交通計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害緊急対策に従事する者又は災害緊急対策に必要な資機材の緊急輸送の確保の計画は、次により実施します。

(1) 緊急輸送道路の確保

ア 道路管理者は、道路橋りょう等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保します。特に応急工事にあたっては、緊急輸送道路を優先します。

イ 災害応急活動を迅速かつ効果的に推進するため、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、緊急輸送道路を次の順位により確保します。

指定区分	路線名	区 間
第1次	秋田自動車道	全線
	東北中央自動車道	全線
	国道13号	全線
	国道107号	岩手県境～国道13号
	(主) 横手大森大内線	国道13号～横手北スマートIC
	(主) 横手東由利線	国道13号～横手市役所条里南庁舎前
	(一) 御所野安田線	国道107号～(市) 横手環状線
	(市) 横手環状線	(一) 御所野安田線～(市) 中央線
第2次	国道107号	国道13号～由利本荘市境
	国道342号	全線
	(主) 横手大森大内線	横手北スマートIC～(市) 牛ヶ沢猿田線
	(主) 横手停車場線	全線
	(主) 大曲大森羽後線	(主) 横手大森大内線～大仙市境
	(一) 川連増田平鹿線	国道342号～湯沢市境
	(一) 御所野安田線	国道13号～(市) 中央線

第2次	(市) ふるさと村線	国道13号～(市) ふるさと村中央線、(市) 赤坂総合公園東線～県南地区防災備蓄倉庫前
	(市) 羽黒本町線	(一) 御所野安田線～市立横手病院前
	(市) 駅東線	横手駅前～(市) 中央線
	(市) 横手環状線	国道13号～(市) 中央線
	(市) 牛ヶ沢猿田線	(主) 横手大森大内線～市立大森病院前
	(市) 条里跡般若寺線	(主) 横手東由利線～平鹿総合病院前
	(市) 赤坂総合公園東線	国道13号～(市) ふるさと村線
	(市) 中央線	全線
	(市) 大沢羽後線	国道107号～羽後町境
第3次	(市) 南中線	国道107号～横手南中学校前
	(一) 中村上吉野線	国道342号～狙半内地区交流センター前

※ (主) 主要地方道、(一) 一般県道、(市) 市道

ウ 地域によっては、指定の路線を確保することが困難な場合又は応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保します。

エ 各道路管理者は、交通上密接な関連を有する道路の応急復旧作業をする場合は、必要な協議を行い連携して進めていきます。

オ 道路の復旧にあたっては、応援協定を締結している横手市建設業協会等に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急輸送道路の交通確保に努めます。

カ 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生して緊急の必要がある場合、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動の命令を行います。運転者がいない場合等は、自ら車両の移動を行います。

キ 各道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制の予告に努めるものとします。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測等の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。

(2) 鉄 道

東日本旅客鉄道株式会社秋田支社は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、代行輸送等により交通の確保に努めます。

第3 輸送の対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とし、輸送の対象は次のとおりとします。

1 第1段階－避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医療品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階－輸送機能確保期

- (1) 第1段階の続行
- (2) 食料、水等の生命維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3 第3段階－応急復旧期

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第4 輸送手段の確保

1 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送
災害時における輸送の主体は自動車輸送とします。
- (2) 鉄道による輸送
自動車輸送が困難なとき又は鉄道による輸送が適切であると認められた場合に行います。
- (3) ヘリコプターによる輸送
緊急を要する人員、物資等を輸送します。

2 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、災害対策の実施にあたり必要とする自動車等が不足した場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請します。

(1) 市有自動車の確保

災害が発生し、車両が必要となった場合、財務部は輸送活動に使用可能な市保有車両状況について把握し、災害対策本部長に報告します。

(2) 民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、財務部は民間業者に車両の調達を要請します。

ア 市内の輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を待機させます。

イ 借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者と協議して定めます。

ウ 市内で調達が不可能な場合は、県に調達の要請を行います。

(3) 配車

ア 財務部が輸送計画を策定し、要請者に通知する等、活動が停滞することのないように

努めます。

イ 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、指定された場所に待機するものとします。

ウ 車両の出動は、全て配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨財務部に報告します。

エ 配車指令にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、適正な配車に努めます。

オ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部局及び事業所の要員をもって充てますが、不足する場合は総務部で調整します。

カ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力します。

(4) 燃料の確保

輸送等に使用する燃料油類は、市内の燃料供給業者に供給を要請します。確保が困難な場合は県及び秋田県石油商業組合等の関係機関に協力を要請します。

3 緊急通行車両標章及び証明書の交付

市の車両及び災害応急対策に使用するため民間業者等から調達した車両は知事（総合防災課、平鹿地域振興局）又は県公安委員会（横手警察署長）が行う確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受けて運行します。

第5 輸送拠点・集積場所

救援物資の受付、集積状況の把握、各指定避難所への配送等の業務を総合的に行うため、輸送拠点及び集積場所を、赤坂総合公園（秋田ふるさと村ドーム劇場）、条里北庁舎、各地域局庁舎及び市が開設する物資集積所とします。

第6 道路啓開等

市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。

路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとします。

また、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるための国や県による道路啓開等の代行制度を活用し、必要に応じて支援を要請するものとします。

第7 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

市は、国（国土交通省）が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、県、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努めるものとします。

第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画

担	部局名	財務部、会計課
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害時における被災者に対する、衣料等の生活必需品の確保と供給を行います。

第2 生活必需品の確保

1 実施機関

被災者に関する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市当局までの輸送は原則として知事が行い、被災者に対する支給は知事の補助機関として市長が実施します。

2 生活物資の範囲

災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認められる物資を供給します。

- (1) 寝 具 (タオルケット、毛布、布団等)
- (2) 外 衣 (洋服、作業服、子供服等)
- (3) 肌 着 (シャツ、パンツ等)
- (4) 身の回り品 (タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等)
- (5) 炊事道具 (鍋、炊飯器、包丁、カセットコンロ等)
- (6) 食 器 (茶わん、皿、はし等)
- (7) 日用品 (石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等)
- (8) 光熱材料 (マッチ、ローソク、プロパンガス等)
- (9) 感染症対策品 (マスク、アルコール消毒液等)

3 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

災害によって、住家の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難になった市民に対して行います。

4 被災状況にある場合における政府への要請

市は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）または政府本部に対し、物資の調達を要請するものとします。

第3 生活必需品の配分方法

1 物資の購入及び配分計画の樹立

市は、世帯構成員の被災状況を把握し、物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与します。

2 衣料物資の調達

衣料物資の給与及び貸与の必要が生じたときは、市内の衣料店に連絡して必要最小限度の物資を調達します。

3 救援物資の集積場所

調達した物資又は外来及び県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じて、秋田ふるさと村ドーム劇場、条里北庁舎、各地域局庁舎及び市が開設する物資集積所へ集積し、配分計画に基づき被災者へ配分します。

4 物資の給与

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者、地区の自治会・町内会長及び自主防災組織の協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分します。

第4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、秋田県地域防災計画「救援物資の調達・輸送・供給計画」により実施します。

第5 外来救援物資

外来救援物資は、災害の被害状況により集積場所を別に設け、NPO・ボランティア、日赤奉仕団等の協力を得て被災者に配分します。

第15節 給食・給水計画

担	部局名	市民福祉部、上下水道部、教育委員会
当	関係機関	

第1 計画の方針

災害時における給食、給水を確保し、被災者及び応急対策従事者に対し応急的な給食、給水を行い、市民の不安を取り除き、応急対策活動の円滑な推進を図るため必要な措置を行います。

実施責任者は市長ですが、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて又は知事の補助機関として市長が実施することになります。

第2 給食計画

1 実施機関

市は、応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、食料の調達及び炊き出しを行います。

また、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、市民に対して適切な情報の周知を図るとともに、保健所等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ります。

2 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 応急供給を行う場合

災害が発生し、又はそのおそれがあるときで、市長が必要と認めたときに行います。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

ア 給与の対象者

- 1) 指定避難所に避難した市民等
- 2) 住家に被害を受け、炊事のできない市民
- 3) 一時縁故地等へ避難する必要がある市民等

イ 食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物とします。

ウ 母乳のない乳幼児への炊き出しはミルク等によって行います。

エ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

(3) 米穀の供給基準及び供給方法

配食対象	1人当たりの配給基準	配給の方法等
り災者に、炊き出しによる給食を行う場合	1食当たり精米 150グラム	1 知事又は市長は取扱者を指定して配給又は給食を実施します。
り災者に、現物で、配給する場合	1日当たり精米 400グラム	2 原則として米穀を配給。実状により乾パン又は麦製品とします。

災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1 食当たり精米 250グラム	3 期間は災害発生から7日以内。 り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分を現物で支給します。
---------------------------	--------------------	--

3 食料の調達方法

(1) 主食（米穀）の調達先

市内の米穀卸売・小売業者から調達します。ただし、災害救助法が適用された場合は知事に要請します。

(2) 食品の調達先

市内の食品卸売・販売業者から調達します。

(3) パンの調達先

市内のパン製造業者に依頼して調達します。

(4) ミルクの調達

市内の薬局、薬店から調達します。

4 炊き出しの計画

災害による住家被害のため自宅で炊飯できず、日常の食生活に支障が起こった場合又は災害地における救助作業等の従事者への食料供給等の必要がある場合は、応急的に炊き出しを行い、一時的に被災者又は作業従事者へ給与します。

(1) 炊き出しの方法と協力団体

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くで婦人会、日赤奉仕団等の協力により実施します。

イ 配分漏れ又は重複支給者がないようにするため、組・班等を組織し、責任者を定め、対象者を掌握するものとします。

(2) 炊き出し実施の留意点

ア 現場には市で責任者を配置します。

イ 応急食料

献立は栄養価を考慮しますが、被災状況により食器等が確保されるまでは握り飯と漬物、缶詰等を供給し、状況により炊飯が困難な場合は、乾パン又は生パンを支給します。また、母乳のない乳幼児へはミルク等を支給します。

ウ 必要により業者からの弁当、握り飯等の購入を図ります。費用及び期間は災害救助法の適用された場合に準じます。

(3) 県、近隣市町村への応援要請

市において、炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めた場合は、県や近隣市町村に炊き出し等について協力を要請します。

(4) 炊き出しの食品衛生

炊き出しにあたっては食品衛生に心がけます。

第3 給水計画

災害により水道、井戸等の給水施設が破損し、又は飲料水が汚染し、飲料に適する水を得ることができない施設に対する飲料水の供給は次によって行います。

1 実施担当及び給水施設の応急措置

市は、災害時の応援活動に関する協定により、横手市管工事協会の協力を得て給水施設の応急措置を行うとともに、被災者への給水を行います。

2 応急飲料水の確保

上下水道部は、応急給水計画を作成し、飲料水の確保を図ります。

(1) 応急給水計画の作成

被災から3日間は1人当たり1日約30とし、4日目以降は200の供給を目標とします。

(2) 緊急（特別）に給水を要する人工透析実施病院等に対し、応急給水を行います。

3 給水機材の調達

飲料水の供給に要する機材は、備蓄品によるものとし、不足した場合は、あらかじめ指定された機関又は業者から調達します。

4 応急飲料水の供給方法

上下水道部は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行います。また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、仮設給水栓を設置し、応急給水を行います。

(1) ポリ容器等の搬送容器に入れ給水します。

(2) 上下水道部の所有する給水車等により給水します。

5 災害時の協力体制の確立

(1) 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請するとともに、他の協定書や相互援助計画に基づき応援要請をします。

(2) 上記の災害時応援に関する協定書によっても対応できない場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めます。

6 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

(1) 上下水道部は、応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の水量の確保及び供給に努めます。

(2) 発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は増加していくことから、要給水住民数と供給体制を勘案しながら、供給量の増加を図ります。

7 応急給水時の広報

市長は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、給水地点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、市が整備する多様な伝達手段やマスコミ等を用いて広報活動を行います。

8 その他

- (1) 給水活動にあたっては、次の点に配慮します。
 - ア 継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水します。
 - イ 水の保管について広報し、応急給水された水の衛生確保に努めます。
 - ウ 給水拠点まで出向くことが難しい高齢者や障がい者等の要配慮者に対する給水に配慮します。
 - エ 給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の飲料水運搬支援について、自治会・町内会やNPO・ボランティア等に協力を依頼します。
- (2) 水質検査の実施及び飲料水の調達体制

市は被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査するよう指導に努めます。

また、流通・小売業者からの飲料水等の調達体制の整備に努めます。

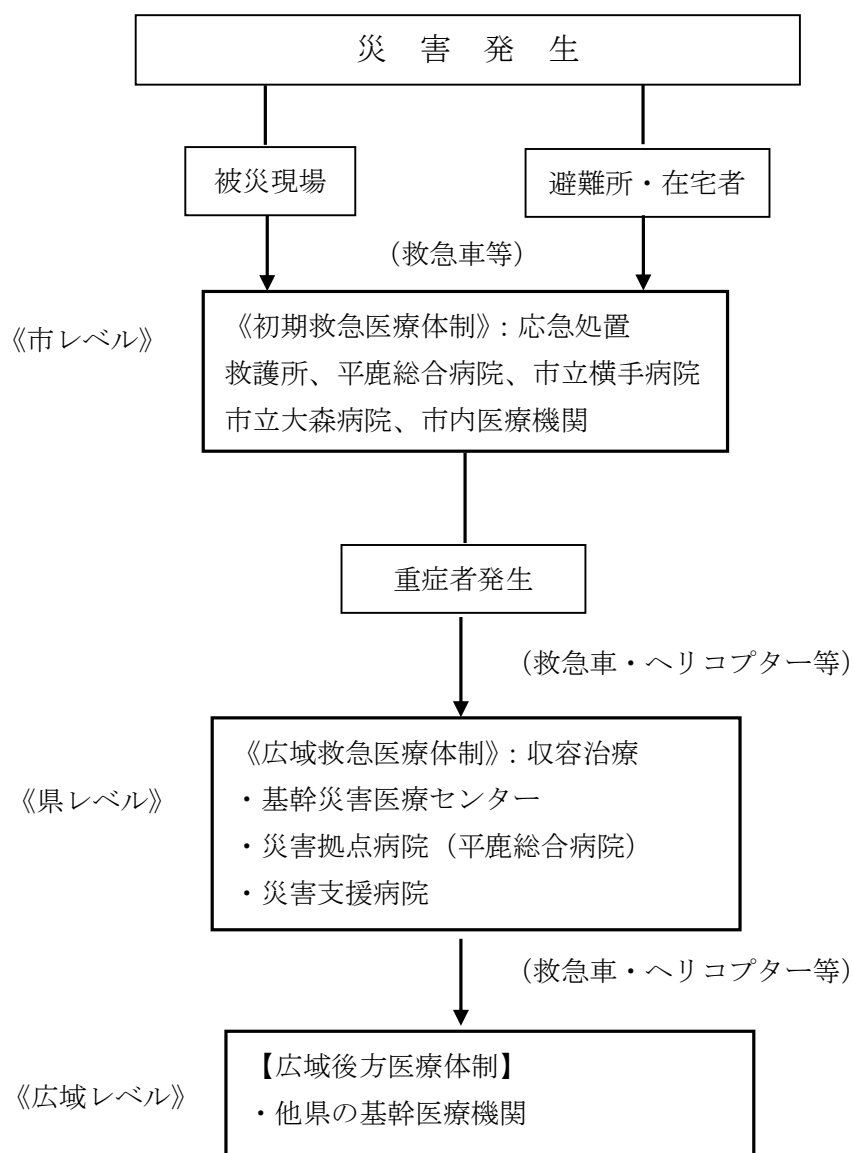
第16節 医療救護計画

担	部局名	市民福祉部、消防本部、市立病院
当	関係機関	市医師会、横手保健所、日本赤十字社秋田県支部、平鹿総合病院

第1 計画の方針

災害時には多数の傷病者が発生することが予想され、一斉に一部の医療機関に集中することにより、医療機関機能が混乱し、医療活動が停滞することが考えられます。このため、医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、初期医療体制、搬送体制の強化を図ります。

災害時医療全体システム



第2 実施体制

災害救助法が適用された場合は知事が実施しますが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態が急迫し知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施します。

災害救助法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が行います。

第3 医療救護活動

1 応急救護所の設置

- (1) 災害の発生により、医療機関がなくなり、又は機能が停止した場合。
- (2) 災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合。
- (3) 医療機関が被害を受け、診療のため人的、物的設備の機能が停止した場合。

2 医療の範囲

- (1) 診 察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看 護
- (6) 助 産

3 実施期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とします。

4 初動体制の確保

- (1) 市は、市医師会及び横手保健所の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施します。
- (2) 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を要請します。
- (3) 市医師会は市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には会員の管理する医療施設の使用等について協力します。

5 医療救護班の編成

- (1) 標準的編成は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、その他（事務連絡員、運転手等）2人をもって編成します。
- (2) 医療救護班の編成にあたっては、市医師会等と十分協議します。
- (3) 医療救護班員は、災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により、医療活動が十分でないとき認められるときは、県、日本赤十字社その他関係機関に協力を要請します。

第4 災害医療機関の役割

1 災害拠点病院

- (1) 県内の医療機関のうち、被災地からの負傷者の受入れやDMAT等の派遣等を行い、災害医療の中核的な役割を担う医療機関を災害拠点病院に指定し、これらの病院を中心に災害医療体制を整備します。

災害拠点病院のうち、秋田大学医学部附属病院を基幹災害拠点病院、その他の災害拠点病院を地域災害拠点病院とし、二次医療圏毎に一箇所以上配置します。

なお、災害拠点病院以外のすべての医療機関は、災害協力医療機関として災害医療を担います。

- (2) 「災害拠点病院」は、災害発生時に「地域保健医療調整本部」に入り、連絡調整を図る「災害医療調整班」を配置するとともに、「地域保健医療調整本部」からの指示・連絡を専門に受け持つ「災害連絡責任者」を配置します。

ア 被災地の「災害拠点病院」の役割

- 1) 市又は「地域保健医療調整本部」の要請により、災害現場等への医療救護班の派遣を行います。なお、災害の状況により、自らの判断で医療救護班の派遣を行うことができます。
- 2) 医療救護班は、災害現場等での医療救護にあたりとともに、搬送機関への患者搬送の指示を行います。
- 3) 医療救護班は、「災害支援病院」又は「災害先遣病院」への重症患者転送の指示を行います。
- 4) 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行います。
- 5) 「災害協力医療機関」への患者収容等に関する協力要請を行います。
- 6) 「地域保健医療調整本部」と緊密な連携をとりながら、災害医療情報の収集・提供を行います。
- 7) 「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」の中で、「地域保健医療調整本部」等と各種災害・医療情報の共有を図ります。

イ 被災地以外の「災害拠点病院」の役割

- 1) 「県保健医療調整本部」の要請により医療救護班の派遣を行います。なお、災害状況により、自らの判断で医療救護班の派遣を行うことができます。
- 2) 「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」の中で、「地域保健医療調整本部」等と各種災害・医療情報の共有化を図ります。

2 「災害先遣病院」と「災害支援病院」

- (1) 「災害先遣病院」である秋田赤十字病院及び県立循環器・脳脊髄センターは、震度5弱以上の地震発生時には、即時に被災地に「先遣救護班」を派遣して被災地での初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を「コーディネーター対策本部」に提供します。
- (2) 「災害支援病院」である秋田赤十字病院救命救急センターは、それぞれ外傷及び心疾患の重症者への救命救急医療の提供、患者の収容に努めます。

また、県立循環器・脳脊髄センターは、脳血管系疾患等重症患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努めます。

3 「災害協力医療機関」と市医師会

(1) 「災害拠点病院」以外の医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地域内の医療救護にあたるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をします。

ア 被災地域内の医療救護にあたります。

イ 「地域保健医療調整本部」又は「災害拠点病院」の要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努めます。

ウ 「地域保健医療調整本部」の要請に応え、医療従事者の派遣及び自主備蓄医療品等の任意提供等を行います。

エ 「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」の中で、災害医療情報の収集・提供を行います。

(2) 市医師会及び県医師会は、災害発生とともに「地域保健医療調整本部」及び「県保健医療調整本部」に入り連絡調整を図る「災害医療調整員」及び「災害医療本部調整員」をあらかじめ配置します。

(3) 市医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援にかかる指示等に努め、「地域保健医療調整本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保します。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断されるときは、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を通じて被災地以外の郡市医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援等を求めます。

第5 災害・救急医療情報システムの活用

医療機関、保健所、消防本部、市及び市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等がインターネット等で接続された「災害・救急医療情報ネットワーク」により、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用します。

第6 負傷者の搬送

1 搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として医療救護班が行います。市の組織で対処できない場合は、県及び関係機関に応援を要請します。

市及び関係機関は搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また、状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請します。

2 トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地においてトリアージタグを用いてトリアージ（重症度緊急度選別）を実施し、重症患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」へ搬送を指示するとともに、症状等により「災害支援病院」等へ搬送を指示します。

3 在宅医療機器使用患者等への対応

市は、市内の医療の中断が致命的となる在宅において、人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保に努めます。

4 遺体検案

- (1) 県は、市又は「地域保健医療調整本部」の要請により、災害時の遺体検案のために「検案医師班」を派遣します。
- (2) 多数の犠牲者が発生した場合は、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣市町村に火葬の受入れ等を要請します。

第7 医療救護資器材の確保

1 医薬品卸販売業者の協力体制の確立

応急医療措置に必要な医薬品、衛生機材、担架及び医療用具等の確保については、市内各販売業者との連携を密にし、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し、迅速的確に供給できるよう協力体制を図ります。

2 その他

医薬品、医療機材のほか、救護所等へ飲料水、非常電源等の供給に努めます。

第8 医療施設の応急復旧

災害による医療施設の損壊は、医療機能の低下を招き、医療救護活動の大きな障害となります。また、病院等の損壊は入院患者等に不安、不便を与えるため、被害を受けた建物、施設の応急復旧対策を講じます。

第17節 災害ボランティアの受入れ計画

担	部局名	市民福祉部
当	関係機関	市社会福祉協議会

第1 計画の方針

市は被災者の生活支援にあたり、災害ボランティアの受入れについて、効果的な活動が行えるよう体制整備に努めます。

第2 災害発生時の体制

市は、市社会福祉協議会に、災害ボランティアセンターの設置を要請し、ボランティア活動に対する支援体制を整え、市及び市社会福祉協議会とNPO・ボランティア等が情報を共有する場を設置するなど相互に緊密な連携をとれるよう努めます。

第3 災害ボランティアの受入れ

1 専門ボランティア

市や市社会福祉協議会は、被災地での救援活動にあたるため、必要があると認められたときは、県や市に登録している専門ボランティアの派遣を要請します。災害時における専門ボランティアの活動分野は概ね次のとおりです。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線等の専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

市社会福祉協議会は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとします。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 指定避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会と連携を図り、現地災害ボランティアセンターの開設を要請します。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

- ア 市災害対策本部との連絡・調整
- イ 全国的支援組織やNPO・ボランティア等との連絡調整
- ウ 各種情報の収集・整理・提供
- エ NPO・ボランティア等の受付・派遣・コーディネート
- オ 被災者ニーズの把握

(2) NPO・ボランティア等への対応

市は、あらかじめ市社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日頃から市内のNPO・ボランティア等の育成を行うとともに、災害時に各地から駆け付けるNPO・ボランティア等への対応について協議します。

(3) コーディネーターの確保

災害ボランティアセンターの開設にあたっては、市社会福祉協議会の職員のほかに次のような団体、個人にコーディネーターを要請します。

- ア 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること
- イ ボランティア活動について豊富な知識、経験を有していること
- ウ 被災地の中で中立的な立場を保つことができること

第4 災害ボランティアの受入れにあたっての基本事項

ボランティアの受入れ窓口等は、災害ボランティアの受入れにあたって、特に次の事項を遵守するよう努めます。

- 1 災害特約を付加したボランティア保険への加入を推進します。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知します。
- 3 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えます。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めます。

第18節 公共施設等の応急復旧計画

担 当	部局名	財務部、市民福祉部、建設部、市立病院
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、東日本高速道路秋田管理事務所、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社

第1 計画の方針

災害によって公共施設が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、市民生活に与える影響も極めて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施します。

第2 道路及び橋りょう施設

1 実施の主体

道路及び橋りょう施設の応急復旧の実施責任者は、各道路管理者とします。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

各道路管理者は、災害の発生とともに道路パトロールを強化し、同時に各関係機関を通じ、又は市民から直接情報を収集します。

(2) 広報活動

道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに消防等関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、ラジオ、標識、情報盤、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に周知徹底を図ります。

(3) 応急復旧

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定します。この際復旧のための優先順位に配慮します。

イ 道路上の倒壊物及び落下物等、通行の妨げとなる障害物等を速やかに除去します。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保します。

第3 鉄道施設

1 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長です。当地域における連絡責任者は横手駅長です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、各地に配置されている要員から現地の状況報告を受けます。発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現場確認するとともに、必要に応じて市民から直接情報を聴取するものとします。

(2) 広報活動

- ア 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報します。
- イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関連会社、関係行政機関、災害対策本部等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、関係箇所に連絡します。

(3) 応急復旧

- ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講じるとともに、併発事故の防止に努めます。
- イ 災害が発生したときは、現地に現地災害対策本部を設置します。
- ウ あらかじめ定めた秋田支社各種規程及び実施計画により復旧作業を実施します。

第4 社会公共施設等

1 社会福祉施設

(1) 実施機関

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とします。

(2) 実施要領

- ア 災害発生時には、消防等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力を挙げます。
- イ 停電時の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を図ります。
- ウ 災害に際しては、平時からの訓練に基づいて役割を十分発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講じるとともに、関係機関に応援要請を行います。
- エ 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図ります。
- オ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施します。

2 病院等

(1) 実施主体

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、消防等関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期するものとします。

(2) 実施の要領

- ア 災害発生時には、消防等関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力を挙げます。
- イ 重症患者、新生児、高齢者等自力での避難が困難な患者の避難措置に万全を図ります。
- ウ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等、重要機器材等の保管措置に万全を図ります。
- エ 災害に際しては、平時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講じるとともに消防等関係機関に応援要請を行います。

第19節 危険物施設等応急対策計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	横手保健所、横手警察署、県LPガス協会横手支部、市危険物安全協会

第1 計画の方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散により二次、三次の災害に発展するおそれがあり、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大防止を図ります。

第2 危険物

1 実施主体

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物質等）施設の災害応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生に備えて、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集するものとします。

(2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生にあたっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施するものとします。

- 1) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- 2) 施設内の全ての火気を停止する。
- 3) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- 4) 出荷の中止と搬出を準備する。
- 5) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- 6) 引火、爆発のおそれがあるときは、警察、消防、その他関係機関へ速やかに通報する。
- 7) 相互援助協定締結事業所に対して、援助を要請する。

イ 知事又は市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示等を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施します。

ウ 市消防本部は、火災発生又は発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等の出動要請等の措置を行います。

第3 火薬類

1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講じるものとします。

(2) 広報活動

施設の管理者は、警察署、消防本部と迅速な通報連絡をしながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急処置を実施するものとします。

- 1) 被害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示を行うものとします。
- 2) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を行うものとします。

イ 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命じます。

- 1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じます。
- 2) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限します。
- 3) 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じます。
- 4) 火薬類を廃棄した者にその収去を命じます。

第4 高圧ガス

1 実施主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は災害発生について、電話等により情報の収集を図るものとします。

(2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急処置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報します。

イ 知事は、公共の安全維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要があると認められたときは、製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充填事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命じます。

- 1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じます。
- 2) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限します。
- 3) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じます。

第5 LPガス

1 実施主体

LPガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図るものとします。

(2) 広報活動

施設の管理者は、秋田県LPガス協会横手支部の広報車等により関係業者、一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図るものとします。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施するものとします。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難します。

イ 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動します。

ウ 必要により施設周辺の市民に対して避難を警告します。

エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会横手支部に対して応援を要請します。

オ LPガス取扱業者は、常時、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、同法施行令及び同法施行規則に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努めます。

カ 災害発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、一般需要者に対する迅速、適切な措置を講じます。

キ 秋田県LPガス協会横手支部は、災害発生時には速やかな情報活動と関係諸団体との連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害拡大防止の周知徹底に努めます。

ク LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗等輸送規制の徹底を図り、事故の未然防止に努めます。

第6 毒物、劇物

1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び取扱施設の責任者（以下、本節において「施設の管理者」という。）です。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

災害発生と同時に、施設の管理者は、施設の被害状況から市民に保健衛生上の危害が生じるおそれの有無について情報把握に努めるものとします。

(2) 広報活動

施設の管理者は被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、市民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図るものとします。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施するものとします。

- 1) 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報します。
- 2) 毒物・劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理します。

イ 市、保健所、警察署、消防本部は相互に連携をとり、次の措置を実施します。

- 1) 毒物・劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知します。
- 2) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施します。
- 3) 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報します。

第20節 危険物等運搬車両事故対策計画

担 当	部局名	総務企画部、建設部、消防本部、消防団
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、横手警察署、東日本高速道路秋田管理事務所

第1 計画の方針

災害によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物等（以下、本節において「危険物等」という。）の漏洩、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置を実施します。また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図ります。

第2 漏洩等の防除措置

運転者、関係機関、団体等（荷送危険物事業所、運送会社）は、密接な連携のもとに次の防除措置を実施するものとします。

1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者又は保健所に対し、直ちに事故の状況及び積載物の種類を通報するものとします。
- (2) 荷送危険物事業所、運送会社に事故の状況を報告するものとします。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施するものとします。

2 荷送危険物事業所、運送会社

- (1) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼します。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施するものとします。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供するものとします。

3 警察署

- (1) 交通規制を実施します。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努めます。
- (3) 市民の避難、誘導を実施します。

4 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努めます。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施します。
- (3) 道路情報の提供を行います。

5 消防本部、消防団

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施します。
- (2) 火災の消火活動を実施します。

- (3) 負傷者の救出、救護を実施します。
- (4) 市民の避難、誘導を実施します。

第3 実施の要領

1 危険物の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定します。なお、不可能な場合は、荷送危険物事業所又は運送会社に照会します。

2 事故の通報

高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社横手管理事務所に通報します。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、道路管理者及び関係機関に通報します。

また、漏洩した危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるため、河川管理者や市にも通報します。

3 広報活動

道路管理者、警察署、消防本部は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知します。なお、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行います。

4 応急復旧

タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積みます。更に、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布します。

漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止します。また、毒物、劇物の場合は、本章第19節「危険物施設等応急対策計画」の第6「毒物、劇物」に準じ、これを実施します。

火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行います。

5 交通規制

事故の状況によっては、通行止め又は道路の通行禁止等の交通遮断と現場付近での歩行者、車両の立入規制等を速やかに実施します。

第21節 ライフライン施設応急対策計画

担 当	部局名	上下水道部
	関係機関	東北電力ネットワーク株式会社横手電力センター、東日本電信電話株式会社秋田支店、携帯電話事業者

第1 計画の方針

ライフライン施設管理者は、被災住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所
の早期把握及び応急復旧を図るとともに、二次災害防止のため所要の措置を講じます。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の
被害状況の早期把握のため、ライフライン施設管理者等の要望に応じて、GISの活用等によ
る情報提供に努めるものとします。

第2 電気施設

1 実施の主体

電気施設の応急復旧は、東北電力ネットワーク株式会社横手電力センターが行います。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

気象情報と各設備の被害状況及びその他の必要事項を把握し、的確に情報を分析検討し、
迅速な指令・伝達を行うとともに関係機関との連絡体制を確立します。

(2) 広報活動

テレビ、ラジオ、ホームページ及び市の情報発信手段等を利用し、感電事故防止を呼び
かけるとともに、停電による社会の不安除去のため、被害の状況及び復旧の見通し等につ
いて広報します。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立しま
す。

イ 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を
確保するとともに、他店所への応援要請を行います。

ウ 復旧資材の確認、在庫量の把握を行うとともに、不足する資機材については緊急調達
を実施します。

エ 被災設備の復旧工事にあたっては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易度等を勘案
のうえ、被害の拡大防止効果、復旧効果及び公共的影響の大きいものから逐次復旧工事
を実施します。

第3 水道施設

災害により水道が破損した場合、市民等に与える影響は重大なため、市は速やかに応急給水
活動により飲料水等を提供するとともに、水道施設の早期復旧を図ります。

1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業管理者（市長）です。

2 実施要領

(1) 応急体制の整備

上下水道部水道班が実施主体となり復旧を図ります。

(2) 情報の収集伝達

市は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努めるとともに、消防本部との連絡を保持します。

また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について、秋田県、及び日本水道協会秋田県支部に報告します。

(3) 応急復旧

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図ります。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が流出しないよう措置します。また、浸水地区等で汚水が飲料用井戸に流入するおそれがある場合は、使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図ります。

ウ 水道事業管理者（市長）は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請します。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、市長は、知事に派遣要請を要求します。

(4) 応援協力

ア 市は、市指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市町村又は被災地域以外の水道工事事業者等に応援・協力を求めます。

イ 水道工事事業者、水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は、市の行う応急復旧活動に協力するものとします。

ウ 県は、市町村相互間の応援・協力について、必要なあつせん、指導及び要請又は用水の緊急応援命令等、適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努めます。

(5) 広報活動

市は、災害により断水した場合、市民に対し被害の状況、復旧の見通し等について、広報車等を利用して適切な広報を実施します。

第4 下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、各下水道事業管理者です。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

市は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集し、流域下水道との連絡を速やかに行います。

(2) 広報活動

市は、災害により下水道機能が停止した場合、広報車等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について適切な広報を実施します。

(3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに計画流量を考慮し、下水の流下機能回復を重点とした応急復旧工事を実施します。

イ 中継ポンプ施設については可搬式ポンプ等による中継排水で対処します。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処します。

エ 市長は、応急復旧作業が自己の能力で処理し得ないと判断した場合は、県及び他市町村に応援を要請します。

また、「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき公益社団法人日本下水道管路管理業協会に応援を要請します。

第5 電気通信設備

1 東日本電信電話株式会社秋田支店

(1) 基本方針

通信サービスの途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、電信のふくそう状況等に応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 応急復旧

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧等について速やかに対策がとれる体制をつくります。

イ 通信サービスの復旧順位

1) 第1位順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

2) 第2位順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 通信の非常そ通措置

災害時の通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行います。

1) 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行います。

2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行い

ます。

- 3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱います。
- 4) 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害用伝言ダイヤルを運用します。

エ 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により次の事項を市民等へ周知します。

- 1) 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- 2) 通信サービスの途絶又は利用制限の状況と理由
- 3) 災害用伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- 4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- 5) 市民に対し協力を要請する事項
- 6) その他必要な事項

2 携帯電話事業者

(1) 基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努めます。

(2) 応急復旧

ア 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

イ 携帯電話の貸出し

被災地の避難所及び市等への携帯電話の貸出しに努めます。

ウ 災害時における広報

- 1) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。
- 2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により、被災地住民に周知します。

第2.2節 防疫、保健衛生計画

担	部局名	市民福祉部
当	関係機関	平鹿地域振興局福祉環境部

第1 計画の方針

災害における防疫、保健衛生等を迅速に実施し、感染症や食中毒の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援します。

第2 防疫活動

1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、知事が実施します。市長は知事の指示に基づき、防疫活動を実施するものとします。

2 実施の方法

市は、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症患者の把握に努め、市民に対する感染症の未然防止知識の周知徹底及び広報活動に努め、災害規模に応じて防疫班を編成し、県の指示等に基づき防疫対策を行います。

(1) 情報の収集

市は、災害発生後、県、警察及び消防本部と連絡をとり、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行います。なお、適切な防疫処置を講じるため、被災地に設けられる救護所と連絡を密にします。

(2) 薬剤・防疫機材・人員等の確保

ア 市が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、必要に応じ、他の関係機関から借り入れて行います。

イ 市で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については、県にあっせんを要請するとともに業者から購入します。

(3) 防疫班の編成

防疫班（班長1人、班員2～3人）を災害規模により編成します。

(4) 消毒等の実施

ア 浸水家屋等の消毒を行います。

イ 道路側溝、公園等の消毒を行います。

ウ ごみ、し尿集積所の清掃、消毒を行い、衛生的な処理に努めます。

エ 被災地住民に対して清掃、消毒方法を指導し、消毒液を配布します。

オ 感染症が流行し、又は流行のおそれがあるときは、そ族、昆虫等を駆除します。

カ 感染患者及び保菌者の自宅又は滞在箇所を消毒します。

キ 感染予防上必要と認められるときは、予防接種を行います。

(5) 感染症患者の治療

被災地で感染症患者が発生した場合、県は必要があると認めるときは、指定医療機関等に入院させるべきことの勧告等をするとともに、患者を輸送します。

第3 食品衛生監視

1 実施機関

県は災害地の食品等の安全確保を図るために、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し当該地域に派遣することとなっており、市は保健所長の指揮に従ってこれに協力します。

2 実施の方法

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び指定避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱処理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導します。

(2) 食品関係営業施設への指導

- ア 調理場及び食材調達から調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底します。
- イ 営業施設の供給能力を超えないように注意します。
- ウ 食中毒の発生しにくいメニューとします。

(3) 救護食品に関する啓発の指導

- ア 消費期限、賞味期限、製造業者等を確認します。
- イ 食品の保存はできるだけ避け、早めに消費します。
- ウ やむを得ず常温保存する場合は、季節、室温、湿度、日差し等に注意し、冷暗所に保管します。
- エ 非加熱食品はできるだけ提供しないようにします。
- オ 幼児・高齢者・易感染者には安全性の高い食品の提供に努めます。

(4) 炊き出し施設に対する指導

- ア 食品衛生管理を徹底します。
- イ 調理場については、洗浄、消毒により衛生管理に努めます。
- ウ 安全な水を使用できない所では、使い捨て食器やペーパータオル等を使用します。
- エ 調理従事者は手の洗浄・消毒に努め、傷のある人、体調の悪い人は従事させません。

第4 健康管理対策

1 実施機関

市は、市医師会及び横手保健所の協力を得て、被災者の身体的及び精神的健康管理に努めます。

2 実施の方法

(1) 健康管理

ア 市は、被災地及び指定避難所等における市民の健康状態の把握のため、保健師等による巡回健康相談を行います。

イ 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、NPO・ボランティア等の協力を得て、レクリエーション等を行う等ストレスの軽減に努めます。

ウ 市は、横手保健所と協力して、被災によってPTSD（心的外傷後ストレス障害）を示している被災者について、カウンセリング等の適切な対応を行うとともに、PTSDに関する広報活動に努めます。

エ 市は、症状の安定のため、一時的な入院が必要な市民、ターミナルケア（終末医療）が必要な被災者に対しては、福祉施設・病院等と連携を図り入院を推奨します。更に、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な支援を行います。

(2) 精神衛生

ア 市は、NPO・ボランティア等の支援を得ながら医師や臨床心理士等の専門家によるプレイセラピー（遊戯療法）を実施するとともに、外国人に対しても適切なケアに努めます。

イ 市は、被災者の心理的ケアに対応するため、指定避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置します。

第23節 動物管理計画

担	部局名	市民福祉部
当	関係機関	平鹿地域振興局福祉環境部

第1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷した動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全及び動物の愛護の観点から、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、避難所へ飼い主がペットを同伴できる環境整備に努めます。

第2 危険動物・ペット等の管理

1 実施機関

原則的には動物飼養者が動物の管理を行うものですが、緊急時の対応として市及び県が関係機関及びNPO・ボランティア等の協力を得ながら実施します。

2 市の役割

- (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- (3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

第3 避難所のペット等の管理

1 避難所での対応

市は、大規模災害時、避難所へ飼い主がペットを同伴できるようスペース等の確保に努めます。

原則的には飼養者が動物の管理を行うこととなりますが、様々な人が集まり共同生活する避難所では、動物アレルギーや感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育するものとします。

2 ペット等の管理

市は、避難所でのペットの管理状況を把握し、関係機関の協力を得て支援する体制の構築に努めます。

第24節 廃棄物処理計画

担	部局名	市民福祉部、まちづくり推進部、農林部
当	関係機関	平鹿地域振興局福祉環境部

第1 計画の方針

災害時には、大量のごみ等が発生するほか処理機能の低下により、未処理のごみやし尿等が大量に発生するおそれがあります。このため、被災地におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務を「横手市災害廃棄物処理計画」に基づいて迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図ります。

第2 ごみ処理及びし尿処理対策

1 実施機関

被災地におけるごみ等の収集及び処分は、市が行います。
被害が甚大で市のみで処理することが不可能な場合は、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、協定締結団体に処理を要請します。

また、協定締結団体での処理が不可能な場合は、県の指導により他市町村に応援要請して解決を図ります。

2 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、民間の廃棄物処理業者、建設・運送業者に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとします。

3 実施の方法

(1) ごみの処理

ア 収集順位

食品の残廃物等腐敗性の高い生ごみや応急対策活動又は市民生活に重大な支障を与えるものを優先し、指定避難所については、毎日収集を原則とします。

イ 収集処理の方法

災害ごみは、市が保有する車両又は臨時借上げ車両により、クリーンプラザよこてのほか、埋立地等に搬入するほか、状況により市民の自主搬入を受け入れます。

ウ 生活ごみは、ごみ処理能力を勘案して収集計画を作成して収集処理します。不燃物又は焼却できないものについては、埋立て処分します。

エ 大量に出るごみ対策として、必要に応じて運搬及び保健衛生上適当と思われる場所に臨時集積場所を設置します。

オ 応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努めます。

(2) 広 報

ア 市は、ごみの仮設集積所及び収集日時を定めて、市民に広報します。

イ 市は、ごみの仮置場又は処分場を設置したときは、直ちに公示するとともに、状況を県に報告し、関係機関に通報します。

(3) し尿処理

ア 仮設トイレの設置

1) 市で備蓄している簡易トイレを、トイレの使えない指定避難所に配置します。

2) 被害の状況から仮設トイレの必要数を算出して手配するとともに、不足する場合は、県の指導により関係機関に手配を要請して解決を図ります。

イ 収集順位

指定避難所を最優先とし、道路の復旧状況を勘案し、重要性の高い施設及び住宅密集地を優先します。

ウ 収集処理の方法

し尿処理施設に搬入して処理します。

(4) 死亡獣畜処理

ア 収集順位

住宅地域のへい獣を優先して処理します。

イ 収集処理の方法

死亡獣畜は、死亡獣畜保冷施設に搬入・保管するほか、必要に応じて、公衆衛生上支障のない場所に集めて処理します。

第25節 行方不明者の搜索、遺体の処置、埋葬計画

担	部局名	総務企画部、市民福祉部、消防本部、消防団
当	関係機関	市医師会、市歯科医師会、平鹿地域振興局福祉環境部、横手警察署

第1 計画の方針

災害によって行方不明となった市民等の搜索及び遺体の収容・処置・埋葬等について適切に対応し、被災住民の精神的な安定を図ります。

第2 行方不明者の搜索

1 実施責任者

- (1) 災害時における行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬等は、関係機関の協力を得て市長が行います。
- (2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行います。

2 搜索の方法

- (1) 市は、各地域局に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とします。
- (2) 「届出」を受けた場合は、まず避難者名簿に当たり確認します。
- (3) 行方不明者の搜索、救出にあたっては、市、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入し、搜索、救出活動に万全を期します。
- (4) 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断して既に死亡していると判断される場合は、直ちに遺体搜索に切り替えます。
- (5) 遺体の搜索は、警察、自衛隊等の関係機関の協力を得て、搜索に必要な資機材を借り上げて行います。
- (6) 関係市町村への応援要請等
 - ア 被災に際し、市だけでは搜索の実施が困難な場合は、隣接市町村に応援要請します。
 - イ 応援要請にあたっては、次の事項を明示して行います。
 - 1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
 - 2) 遺体の数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
 - 3) 応援を要する人数又は舟艇器具等
 - ウ 多数の遺体が発見され検視活動に困難を要する場合には、市医師会及び市歯科医師会への協力要請を行います。

3 遺体発見時の措置、搬送等

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察に通報するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等について明確に記録します。また、届け出後は、警察の指示に従います。
- (2) 市は警察、民間事業者等の協力を得て、遺体の搬送を行います。なお、遺体搬送車が不足する場合は、県、民間事業者等に応援を要請します。

第3 遺体の処置

1 実施責任者

(1) 市長

- ア 市は遺体の洗浄、縫合、消毒、識別等の処置を市医師会、市歯科医師会、その他関係機関の協力を得て行います。
- イ 災害救助法が適用された場合は、知事が遺体の処理を実施します。
しかし、そのいとまがない等の事由がある場合は、市長に委任もしくは補助機関として参加させるものとします。

(2) 警察

- ア 警察は明らかに災害で死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに死体取扱規則に基づき、死因、身元、その他の調査を行い、司法機関及び団体との連携を図り、所定の検視活動を行います。ただし、死亡者の身元を確認できない場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）により、市に報告します。
- イ 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族等へ引き渡します。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族等へ引渡しができないときは、遺体を市に引き渡します。

2 処置の内容

(1) 遺体の検視・検案

市は、県、市医師会、市歯科医師会と連携して、警察署が行う検視・検案の実施を支援します。

(2) 遺体の処置

市は、多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の清浄、縫合、消毒、識別等の処置を行います。

(3) 遺体の収容・安置

市は、身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、早急に公共施設又は寺院に遺体安置所を設置します。

ア 可能な限り複数の施設を遺体安置所としてあらかじめ指定します。

イ 遺体安置所の選定については、施設の管理者等の合意を得て、体育館や旧学校施設等を確保します。

ウ 避難所、医療救護所とは別の場所として、可能な限り、水、通信手段、交通手段が確保でき、スペースの広い施設とします。

エ 適当な既存建物が確保できない場合はテントを設置して代用します。

オ 遺体の安置にあたっては、棺やドライアイス、納棺用品等必要な用品を地元の葬祭関係業者と連携して調達するものとします。

カ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検索場所と隔離した場所に確保します。

第4 遺体の引渡し

1 実施責任者

市は遺体を遺族に引き渡す場合は、警察等と協力して行います。

2 遺体の引渡し

警察は、検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。

遺族、その他より遺体引受けの申出があったときは次の要領により引き渡します。

- (1) 検案書を交付すること
- (2) 死体請書をとること
- (3) 着衣、携帯品及び保管貴金属等の受領書をとること

第5 遺体の埋葬

1 実施責任者

災害により死亡した者で遺族等の引取り者がいない場合又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合は、市長が埋葬を行います。災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行います。

2 埋葬を行う場合

災害のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合は市が埋葬を行います。

3 埋葬の方法

- (1) 埋葬は原則として火葬としますが、習慣又は状況により土葬も行います。
- (2) 埋葬に必要な物資の支給、火葬又は納骨等の役務の提供については、原則として市施設で行います。
- (3) 事故死の遺体は、警察から引継ぎを受けた後に埋葬するものとし、身元不明の遺体は警察及び関係機関に連絡し、調査後埋葬します。
- (4) 被害地外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人の扱いをします。

第6 費用

原則として、市が負担します。その他の費用については、関係機関と協議して決定します。災害救助法が適用された場合については同法によります。但し、遺族が判明した場合は、市は遺族に費用を請求できるものとします。

第26節 障害物除去計画

担 当	部局名	建設部
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、東日本高速道路秋田管理事務所

第1 計画の方針

災害のため排出された岩石、土砂、竹木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、これらの障害物を除去し、二次災害を防止するとともに、市民の生活の安定と交通路の確保を図ります。

第2 道路関係障害物の除去

1 実施機関

- (1) 実施はその道路の道路管理者が行います。
- (2) 応急措置の実施に障害となる工作物の除去は、市が行います。

2 除去の方法

障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合、その他公共的立場から除去を必要とする場合に実施します。

- (1) 障害物除去の優先順位は以下の順位を基準とします。
 - ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（避難路等）
 - イ 災害の拡大防止上重要な道路（火災防ぎょ線となるような道路）
 - ウ 緊急輸送を行ううえで重要な道路
 - エ その他応急対策活動上重要な道路
- (2) 実施は、自らの応急対策の機械器具を用い、又は状況に応じて建設業者の協力を得て、速やかに行います。
- (3) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去とします。
- (4) 実施に際して、各道路管理者は情報交換を緊密に行うものとします。また、市の能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請します。

第3 河川関係障害物の除去

流木等による橋りょう被害や、ダムアップによる浸水を防止するため、障害物の状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去します。

市は、障害物の状況を各河川管理者に報告し、除去を要請します。

第4 住宅関係障害物の除去

1 実施機関

- (1) 災害救助法が適用されない場合は、市長が障害物の除去を実施します。災害救助法が適用された場合は知事が実施するか市長に委任するものとします。
- (2) 応急措置の実施に障害となる工作物の除去は、市が行います。

2 除去の方法

市民の生命、財産等の保護から速やかに、その障害物の除去を必要とする場合、その他公共的立場から除去を必要とする場合に行います。

3 除去の対象者

- (1) 自らの資力で障害物の除去ができない被災者で、次の条件に該当する場合とします。
 - ア 障害物のため、日常生活が営み得ない状態にあるもの
 - イ 住家が半壊又は床上浸水の被害を受けたもの
 - ウ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの
- (2) 実施は、自らの応急対策の機械器具を用い、又は状況に応じて建設業者の協力を得て、速やかに行います。

第5 障害物の保管場所及び処分

1 障害物の保管場所

- (1) 道路交通の障害とならない国有地、県有地、市有地とします。
- (2) 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは所有者の了解を求め、事後の処理は万全に行います。

2 障害物の処分

- (1) 可能な限り、集積場所において分別し、再資源化や有害物質の除去を行います。
- (2) 障害物の保管及び処分
 - ア 工作物等（竹木を含む。）を保管したときは、保管を始めた日から14日間、工作物名等を公示します。
 - イ 保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるとき、若しくはその保管に不相当の費用及び手数料を要するときは、その工作物等を売却し代金を保管します。
 - ウ 売却の方法、手続は競争入札又は随意契約によります。

第27節 文教対策計画

担	部局名	教育委員会
当	関係機関	

第1 計画の方針

市教育委員会、学校長等施設の管理者は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先し、施設等の被災により通常の教育に支障を来した場合は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を実施するとともに、社会教育施設や文化財の保全のために応急措置を実施します。

第2 事前対策

校長等施設の管理者は、災害発生に備えて次の事前対策を実施します

- 1 児童・生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施して、その周知徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認します。
- 2 教育委員会、横手警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立します。
- 3 緊急時の職員の非常招集については、その連絡先を確認し、周知徹底します。

第3 応急措置

校長等施設の管理者は、次の応急措置を実施します。

1 児童・生徒の避難等

(1) 避難の指示・誘導

的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、指定緊急避難場所等を迅速に指示します。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行い、あらかじめ定められた計画に基づき誘導を行います。

(2) 休校措置

市教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとります。

(3) 校内保護

災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険と認めるときは、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めます。

なお、市教育委員会に対し、速やかに保護している児童・生徒数その他必要な事項を報告します。

2 在校時以外の措置

(1) 休校措置

休日や夜間に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を緊急メール配信システムで、保護者又は児童、生徒に徹底するとともに市教育委員会に報告します。

ただし、市内小中学校全てを休校措置と決定する場合は、市教育委員会が直ちにその旨を校長に知らせ、校長は緊急メール配信システムで保護者又は児童・生徒に徹底します。

(2) 安否確認

市教育委員会及び学校長は、災害発生が登下校時間、在校時間、夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、緊急メール配信システムにより、児童・生徒の安否確認を行います。

3 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、児童・生徒の被災状況、施設の被害状況を把握し、市教育委員会に報告します。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

校長の報告により、市教育委員会の指示のもと実施します。

(1) 被害の程度により、応急修理が可能な場合は、速やかに修理し、また、校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室等を利用し、不足する場合は二部授業を行う等、できる限り休校を避けるようにします。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能となった場合は、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用します。

(3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図ります。

(4) 施設・設備の損壊状態、避難所としての使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図ります。

2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次の措置を講じます。

(1) 少数の場合は学校内で操作します。

(2) 学校内で操作できない場合は、教育委員会等管轄内で操作します。

(3) その他の場合は、県教育委員会と協議のうえ、災害地に近い管外から確保します。

3 被災児童・生徒の保護

(1) 被災地域の児童・生徒に対しては、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努めます。

(2) 災害によって危険となった場所については周知徹底を図ります。

第5 学用品の調達、支給等

児童・生徒の住家が被害を受け、就学上支障のある者に対し、市教育委員会が次の措置を実施します。

1 教科書等の確保

学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、一括調達し、学校長を経て支給します。

2 文房具、通学用品等の支給

文房具・通学用品等を喪失又はき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある児

童・生徒の人員、及び必要な文房具・通学用品等の品目等を調査把握し、この確保に努めます。

3 学校給食対策

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合は中止等の措置を行います。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施します。

第6 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努めるものとします。
- 2 管理者又は所有者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあっては市教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては市・県教育委員会を經由し文化庁へ報告するものとします。
- 3 関係機関は、被災文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講じます。

第28節 住宅応急対策計画

担	部局名	建設部、市民福祉部、財務部
当	関係機関	県建設部、県健康福祉部

第1 計画の方針

災害により住家が滅失し、居住する住宅がない世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない被災者を収容するため、応急仮設住宅を設置します。また、住家が半壊（焼）して、自らの資力では応急修理ができない世帯の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、居住の安定を図ります。

なお、建築物・住宅等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努めます。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理は、市長が実施します。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、同法に基づき知事の委任を受けた場合は市長が実施します。

2 応急仮設住宅の建設

災害により住家を喪失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者を対象とします。

(1) 建設地

建設地は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所を市で選定します。

(2) 建設戸数

戸数は、市からの要請により県が決定します。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、雪の被害に耐える構造とします。また、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造とします。

(4) 規模・費用

1戸当たりの床面積・費用等は、災害救助法に定めた基準によりますが、これらは全体の平均であり、被災者の家族構成や立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを建設することができます。

(5) 建設の時期

災害発生の日から20日以内に着工します。

(6) 建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の

応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はそのあっせんする住宅建設業者に建設を依頼します。市は市内の建設業者に依頼します。

3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

- ア 住家が全焼、全壊又は流出した世帯
- イ 居住する住宅がない世帯
- ウ 自らの資力では、住宅を確保できない世帯

(2) 入居者の選定

市が被災者の資力、生活条件等を十分調査し、それに基づき県が市の協力により選定しますが、場合によっては市に委任します。

(3) 管理

県が市の協力を得て行いますが、場合によっては市に委任します。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとします。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとします。

(4) 供与の期間

応急仮設住宅完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内です。

4 公営住宅等の提供

(1) 市営住宅等の活用

市営住宅等のほか、県、県内市町村等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行います。

(2) 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者に入居の協力を依頼します。

5 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象住家

- ア 住宅が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けたことにより、当面の日常生活を営むことができない世帯
- イ 自らの資力で、応急修理ができない世帯

(2) 応急修理の方法

- ア 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とします。
- イ 応急修理に要する費用は災害救助法に定める金額とし、現物給付とします。
- ウ 修理の期間は、災害発生から3か月以内に完了するものとします。

(3) 災害救助法が適用されない場合においては、災害の規模、範囲、被害の程度により市長が判断し、この場合の応急修理の方針は、災害救助法が適用された場合に準じます。

第3 応急危険度判定

1 判定士派遣要請・派遣

- (1) 市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請します。
- (2) 応急危険度判定士は、市内の地理や被害状況に不案内で、滞在場所や食料の備えが十分でないこともあり得ることから、市は移動のための車両等及び地理案内の職員、消防団員等の配備について協力し、判定士の活動を支援します。

2 応急危険度判定活動

- (1) 判定実施作業は概ね2週間程度とします。
- (2) 判定作業を行う区域については、市が被害状況により決定します。

3 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明します。また、県は、市の活動の支援に努めるものとします。

4 リ災証明書の交付

市は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次リ災証明書を交付できるよう、リ災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めます。

第4 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、必要に応じて、災害時に、事前に必要な手続きを踏まえたうえで、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとします。

第29節 原子力施設災害対策計画

担	部局名	市民福祉部、農林部、上下水道部、教育委員会、消防本部
当	関係機関	平鹿地域振興局福祉環境部

第1 計画の方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となってきています。県内には原子力施設は存在しませんが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、市内経済や市民生活に多大な影響があると考えられます。市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保するため実施すべき対応について定めます。

第2 環境モニタリングの強化

1 緊急時モニタリング等

原子力関連施設等が被災し、放射性物資の拡散が予見される場合は、速やかに「放射性物質対策調整会議」を設置します。更に、市が所有する空間放射線量測定器でモニタリングを実施します。

2 食品、水道水等の摂取制限等

市は、モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国や県の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を行います。

3 情報の収集等

市は、国や県から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図ります。

4 モニタリング結果の公表等

市は、モニタリングの結果について、速やかに市民に公表するとともに、関係機関に情報提供します。

第3 食品中の放射性物質にかかる検査測定体制の整備

1 測定体制

放射性物質の拡散により食品等への汚染が予見される場合は、給食食材、農産品について、市が所有する簡易測定器で測定できる体制を整えます。

2 検査

国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努めます。

3 情報提供

農産品等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口等の情報提供体制を構築します。

第4 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者を対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとします。

第5 放射線に関する健康相談

保健所及び市は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施します。

第30節 災害救助法適用計画

担	部局名	総務企画部
当	関係機関	県総務部

第1 計画の方針

災害によって市内の住家の滅失世帯数が一定の基準に達して、現に救助が必要なときは、知事は速やかに災害救助法を適用し、市民の保護と社会秩序の安定を図ります。

第2 適用基準

1 実施担当

災害救助法に基づく救助の実施については、県の法定受託事務とされています。また、救助の実施を市長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合は、救助に関する事務の一部について委任を受け、市長が実施します。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は次のとおりです。

- (1) 同一の災害により、市内の住家の滅失世帯数が下表の1号基準以上であること。
- (2) 市内の滅失世帯数では前記(1)に達しないが、被災地域が広範で、県内の総被害が1,500世帯以上に達した場合において滅失世帯が下表の2号基準以上であること。

	人 口 (令和2年 国勢調査)	住家の滅失世帯数	
		1号基準	2号基準
横手市	85,555人	80世帯	40世帯

- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が、7,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生した場合や有毒ガス等で発生した場合等、災害にかかわった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (4) 火山噴火や有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、爆発事故等により多数の者が死傷した場合等、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。
- (5) 国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に秋田県が含まれ、本市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

第3 被害の認定基準

1 住家の滅失等の認定

災害救助法適用基準によります。

2 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなします。

第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害救助法による救助は、市町村の区域単位ごとに実施されます。市における被害が適用基準のいずれかに該当し、また該当する見込みであるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請します。
- 2 知事は、市長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認められたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））に情報提供をします。なお、県において災害対策本部が設置されている場合には、本部会議の審議を経て災害救助法を適用します。
- 3 知事は、法を適用したときは、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示します。当該救助を終了するときも、同様とします。
- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けます。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

- 1 法による救助の内容は次のとおりです。
 - (1) 災害が発生した場合
 - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬

- ⑩ 死体の捜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 災害が発生するおそれがある場合
避難所の供与
- 2 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市に委託することができます。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等、最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委託を受けて救助を実施する準備をしておきます。
- また市長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助します。

第6 従事命令等

- 1 災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、知事に必要な物資の収容、施設の管理、土木技術者等に対する次の権限が付与されています。
- (1) 従事命令
救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職、自動車運送業者等の医療、土木建設工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができます。
 - (2) 協力命令
救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができます。
 - (3) 管理、使用、保管命令及び収用
救助を行うために特に必要があると認められたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱い物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収容できます。
- 2 協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行います。

第7 救助の実施状況の記録及び報告

- 1 災害発生直後における当面の応急対策及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総合防災課に報告します。
- 2 県総合防災課は、これを取りまとめ内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）に報告します。

第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の定めるところによります。

災害救助基準（災害救助事務取扱要領より）

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に日開を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失、若しくは毀損 等により使用すること ができず、直ちに日常 生活を営むことが困難 な者	1 夏季（4月～9月）冬季 （10月～3月）の季別は 災害発生の日をもって決 定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評 価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
	冬	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円
半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
	冬	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 2 一時保存： ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,500円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>					イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。